

大分県障がい者計画
< 第 2 期 >
素案

目次

はじめに

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	4
3	計画期間	4
4	障がい者の定義	5

第1章 計画の基本的方向

1	計画の基本目標	7
2	計画の基本理念	7
3	各分野に共通する横断的視点	9

第2章 障がい者の動向

1	身体障がい者の状況	12
2	知的障がい者の状況	14
3	精神障がい者の状況	15
4	発達障がい者（児）の状況	16
5	高次脳機能障がい者の状況	16
6	難病患者の状況	17
7	医療的ケア児の状況	17
8	大分県障がい者計画（第1期）の進捗状況及び今後の課題	18

第3章 施策の現状と課題及び今後の取組

第1節 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

1	障がいを理由とする差別の解消の推進	24
2	障がい者の権利擁護の推進	25

第2節 身近な地域で心豊かに暮らせる基盤づくりの推進

1	相談支援体制の整備	30
2	在宅サービス等の充実	34
	【成果目標と活動指標】	37
3	障がい児支援の充実	38
	【成果目標と活動指標】	42
4	福祉介護人材の育成・確保	43
5	福祉用具等の活用促進	44
6	情報・コミュニケーションの支援	45

第3節 保健・医療の充実

1	障がいの早期発見・早期支援	48
2	医療・リハビリテーションの充実	51
3	精神保健・医療施策の推進	54

4	難病患者の医療と療養生活の確保	59
第4節	教育の振興	
1	<u>インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備</u>	62
2	特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上	64
第5節	雇用・就労、経済的自立の推進	
1	障がい者雇用の促進	67
2	障がい者の職業能力開発	69
3	障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保	70
4	福祉的就労の底上げ	72
5	生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築	73
【	成果目標と活動指標】	74
第6節	<u>生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり</u>	
1	芸術文化活動の振興	76
2	スポーツ等の振興	83
3	<u>社会参加の促進</u>	85
4	<u>学校卒業後の多様な学習機会の充実</u>	87
5	<u>読書環境の整備</u>	88
第7節	安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進	
1	障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進	90
2	住宅・公共的施設等の整備	91
3	移動・交通手段の確保	92
4	防犯対策の推進	94
5	防災対策の推進	96
第4章	推進体制	
1	連携・協力体制の確保	100
2	相互理解の促進	100
3	進捗状況の管理及び評価	101
第5章	地域生活支援事業及び障がい福祉サービス量の見込み	
1	地域生活支援事業	103
2	地域生活支援促進事業	106
3	障がい福祉サービス量の見込み	109
資料編		
・	用語解説	
・	大分県障がい福祉圏域図	
・	障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	

- 大分県障害者施策推進協議会条例
- 大分県障害者施策推進協議会委員名簿
- 大分県自立支援協議会設置要綱
- 大分県自立支援協議会委員名簿

はじめに

1 計画策定の背景と趣旨

本県ではこれまで、障がい者施策に関する初めての基本計画として昭和 56 年度に「障害者対策に関する大分県長期行動計画」を策定して以降、平成 6 年度には第 2 期の基本計画となる「障害者施策に関する新大分県長期行動計画」、平成 15 年度には「大分県障害者基本計画（第 3 期）」を策定し、各般にわたる障がい者施策を総合的に推進してきました。

平成 18 年には「障害者自立支援法」が施行され、身体、知的、精神障がい者へのサービスの一元化や就労支援の抜本的強化など障がい者支援のあり方が大きく転換しました。更には、平成 17 年の「障害者の雇用の促進等に関する法律」（障害者雇用促進法）の一部改正による精神障がい者に対する雇用対策の強化や、平成 19 年の「学校教育法」の一部改正により、盲・聾・養護学校の制度から、複数の障がい種別を対象とすることができる特別支援学校の制度に転換され、平成 25 年の「学校教育法施行令」の一部改正により、就学先を決定する仕組みがなされるなど、様々な分野での改革も行われてきました。

また、国は、国連で採択された「障害者の権利に関する条約」に平成 19 年 9 月に署名し、この批准に向けた国内法の整備として、平成 23 年に「障害者基本法」を改正し、社会モデルに基づく障がい者の定義や、差別禁止の中に「合理的配慮」の概念を盛り込み、平成 25 年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）を施行しました。また「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）など様々な法整備を行い、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

こうしたなか、平成 28 年 4 月 1 日の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）施行と同時に、本県において「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を施行し、共生社会の推進と、障がいのある人の性、恋愛、結婚、出産、子育て、親なきあとの生活や防災対策等、人生の各段階における課題解消に向けた取組の充実を図ることとしました。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした平成 29 年 2 月の「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」や、平成 30 年 6 月施行の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、令和 3 年 5 月の障害者差別解消法改正法成立・公布等の大きな動きが見られました。また、令和 4 年 9 月には障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されるなどにより、今後ますます共生社会の構築に向けた取組が進むなか、関係者が協働して実効性のある施策を推進していくため、ここに新たな「大分県障がい者計画」を策定するものです。

障がい者を取り巻く制度等の変遷

年月		事項・内容
平成 18 年	4 月	「障害者自立支援法」施行（10 月に完全施行） ・身体、知的、精神障がい者へのサービスの一元化や就労支援の抜本強化など
平成 19 年	4 月	「学校教育法等の一部を改正する法律」施行 ・従来の盲・聾・養護学校が特別支援学校に再編など
平成 22 年	11 月	第 30 回記念大分国際車いすマラソン ・皇太子殿下の御臨席のもと、307 名参加
平成 23 年	8 月	「障害者基本法の一部を改正する法律」施行 ・障がい者の定義の見直しなど
平成 24 年	10 月	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 ・虐待を受けた障がい者に対する保護、養護者に対する支援など
平成 25 年	4 月	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行 ・法律名の改正や障がい者の定義に難病を追加など
		「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」施行 ・障がい者就労施設等からの物品等の調達方針の作成や実績の公表など
平成 26 年	1 月	「障害者の権利に関する条約」の批准 ・障がい者の人権確保、権利実現や社会参加に関する措置等を規定した初めての国際条約
平成 27 年	1 月	「難病の患者に対する医療等に関する法律」施行 ・110 疾病を対象に医療費助成を開始
	4 月	障がい者雇用を推進する「障がい者雇用アドバイザー」の配置 ・東部、中部、南部に雇用支援担当アドバイザーを配置 3 名
	7 月	難病医療費助成制度の対象疾病が 110 疾病から 306 疾病に拡大
平成 28 年	4 月	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 ・障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の不提供の禁止など
		「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」施行 ・障がいのある人に対する理解を深める等に関して県及び県民の責務の明確化など 「障がい者差別解消・権利擁護推進センター」開設 ・障がいのある方からの相談体制を整備、差別解消の普及啓発を推進
平成 29 年	4 月	障がい者雇用を推進する「障がい者雇用アドバイザー」を増員 ・6 圏域に雇用支援担当アドバイザーを配置 6 名
		難病医療費助成制度の対象疾病が 306 疾病から 330 疾病に拡大
平成 30 年	3 月	「障がい者歯科診療所」開設 ・大分県歯科医師会館内に「大分県口腔保健センター」として開設
	4 月	「精神障がい者へのバス運賃割引」導入

平成 30 年	4 月	難病医療費助成制度の対象疾病が 330 疾病から 331 疾病に拡大
	6 月	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行 ・鑑賞や発表機会の拡大、著作権保護の推進、人材の育成など
令和元年	6 月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」施行 ・視覚障害者等の読書環境の整備に関して国及び地方公共団体の責務の明確化など
	7 月	難病医療費助成制度の対象疾病が 331 疾病から 333 疾病に拡大
	10 月	重度心身障がい者医療費助成に「自動償還払方式」導入 ・受給者の市町村窓口への申請が不要に
	11 月	「おおいた障がい者芸術文化支援センター」開設 ・平成 30 年に開催された第 18 回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会のレガシーとして県設置
令和 2 年	2 月	「精神障がい者へのタクシー運賃割引」導入
	4 月	障がい者雇用を推進する「障がい者雇用アドバイザー」を増員 ・雇用支援担当に加え、定着支援担当アドバイザーを配置 12 名
	10 月	「大分県立病院精神医療センター」開設 ・24 時間 365 日、精神科急性期患者や身体合併症患者に対応
令和 3 年	3 月	「大分県手話言語条例」施行 ・手話の普及等について、基本理念を定め、県の責務の明確化など
	4 月	3 歳までの障がいのあるこどもの児童発達支援等の保護者負担を無償化
		「子どもの発達支援コンシェルジュ」を配置 ・児童発達支援センターに配置して、発達の悩みに関する相談対応 6 名
	9 月	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行 ・医療的ケア児及びその家族に対する支援等に関して国及び地方公共団体の責務の明確化など
	11 月	第 40 回記念大分国際車いすマラソン ・秋篠宮皇嗣両殿下のオンラインでのご臨席のもと、131 名参加
難病医療費助成制度の対象疾病が 333 疾病から 338 疾病に拡大		
令和 4 年	5 月	「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行 ・障害者による情報の取得利用・意思疎通施策に関して国及び地方公共団体の責務の明確化など
	7 月	「大分県医療的ケア児支援センター」開設 ・県内の医療的ケア児やその家族、関係者からの相談をワンストップで受付
令和 5 年	4 月	障がい者雇用を推進する「障がい者雇用アドバイザー」を増員 ・中部圏域の雇用支援担当を 2 名から 3 名に増員 13 名
		「子どもの発達支援コンシェルジュ」を増員 ・中部圏域のコンシェルジュを 1 名から 2 名に増員 7 名
	10 月	大分大学医学部附属病院を「大分県てんかん支援拠点病院」に指定 ・コーディネーターを配置し、専門相談窓口を開設
		澁野病院(大分市)、帆秋病院(大分市)を災害拠点精神科病院に指定

2 計画の位置づけ

本計画は、大分県長期総合計画である「安心・活力・発展プラン 2015」の部門計画として、本県において推進すべき障がい者施策の基本的方向や実施方策などを明らかにし、県、市町村、関係者が一体となって障がい者施策を総合的に進めていくための基本方針等を示すものです。

本計画は、以下の6計画を統合した計画です。

大分県障がい者基本計画（第6期）

障害者基本法第11条第2項の規定に基づき、国の「障害者基本計画」を基本として策定する「都道府県障害者計画」であり、大分県における障がい者のための施策に関する基本的な計画

大分県障がい福祉計画（第7期）

障害者総合支援法第89条に基づく、障がい福祉サービスの提供体制確保等を図るための計画

大分県障がい児福祉計画（第3期）

平成28年6月の児童福祉法改正により新たに規定された第33条の22で定めるところとされた都道府県障害児福祉計画

大分県障がい者芸術文化推進基本計画（第2期）

障害者文化芸術推進法第8条に基づき、大分県における障がいのある人による芸術文化活動の推進に関する基本方針等について定める計画

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律第8条に基づき、大分県における視覚障害者等の読書環境の整備の推進について定める計画

難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

令和4年2月に国が定めた「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づき、大分県における難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和11年度（2029年度）までの6年間とします。

ただし、本計画に含まれる大分県障がい福祉計画（第7期）及び大分県障がい児福祉計画（第3期）に該当する内容については、令和5（2024）年度から令和7（2026）年度までの3年間とし、令和7（2026）年度中に国の指針に沿って見直しを行います。

年 度	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7	2026 令和8	2027 令和9	2028 令和10	2029 令和11	2030 令和12
大分県障がい者基本計画	(第5期)	大分県障がい者計画(第2期) (第6期)						改訂
大分県障がい福祉計画・ 大分県障がい児福祉計画	(第6期)・ (第2期)	(第7期)・(第3期)		(第8期)・(第4期)				
大分県障がい者芸術文化 推進基本計画	(第1期)	(第2期)						

なお、他の計画についても、社会状況の変化や障がい福祉をめぐる環境の変化に対応するため、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときは見直しを行うこととします。

4 障がい者の定義

本計画における障がい者とは、障害者基本法第2条の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)、その他の心身の機能障がい(難病及び認知症に起因する障がいを含む)のある方で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とし、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。

なお、ここでいう社会的障壁とは、障がいのある方にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

障がい福祉サービスや医療費助成、各種手当などで障害者手帳の所持が事実上の要件となっている制度においては、当該支援は障害者手帳の所持者に限られます。

障がい福祉サービスに関しては、上記障がい者のうち、18歳以上である者を障害者総合支援法における「障害者」、18歳未満の者を児童福祉法第4条第2項における「障害児」として規定しています。本計画では大分県の「障がい」の表記に関する取扱要領により、それぞれ「障がい者」「障がい児」と表記し、特に明記のない場合「障がい者」には「障がい児」を含めた内容としています。

本計画における「障害」の「害」の字の表記

「害」の字は、否定的で負のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見を踏まえ、当県では平成18年から「害」の字を「がい」とひらがな表記することとしています。このため、本計画においても、原則として「障がい」と表記しています。ただし、法令や条例などで使われている用語や団体、施設、行事の名称などの固有名詞については、「障害」とそのまま漢字表記をしています。

第 1 章

計画の基本的方向

- 1 計画の基本目標
- 2 計画の基本理念
- 3 各分野に共通する横断的視点

1 計画の基本目標

障がい者が心豊かに暮らし働ける社会づくり～障がい者活躍日本一の実現～

2 計画の基本理念

(1) 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現

障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら、誰もが安心して心豊かに暮らせる共生社会の実現を目指します。

(2) 障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進

障がい者が自らの主体的な選択によって地域で生き生きと生活し、様々な活動に参加しながら充足した人生を送ることができる社会づくりを目指します。

(3) 障がいを理由とする差別のない社会の実現

「障がいの社会モデル」の考え方に立ち、障がい者やその家族が、社会の無理解や、心ない偏見・差別によって傷つけられることのない社会の実現に取り組みます。

「障がいの社会モデル」とは

「障がい」は、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障がい相まって作り出されているものであることを、「障がいの社会モデル」といいます。これに対して、障がいは個人の心身機能の障がいによるものであるという考えを「医学モデル」といいます。

この「障がい」を取り除き、また取り除くための手助けをして、差別を行わず、多様な人々とのコミュニケーションを図る力を磨き、行動をすることが、「心のバリアフリー」を目指す共生社会に求められています。

「障害者の権利に関する条約」での位置付け

2006年に国連総会において採択された「障害者の権利に関する条約」に「障がいの社会モデル」の考え方が示されています。日本では、この条約を2014年に批准しており、この考え方に基づく対応が法的にも求められています。特に、2016年4月から施行された「障害者差別解消法」は、この考え方に基づき、国・地方公共団体・民間事業者に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めています。また同時に本県で制定された「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」においても、「障がいの社会モデル」の考え方を基礎とした共生社会実現への取組を盛り込んでいます。また、2022年9月に障害者権利委員会で採択・公表された総括所見等も踏まえて議論が行われ、障害者基本計画（第5次）が策定されています。

【合理的配慮の基本的な考え方】（障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（内閣府））

行政機関等及び事業者が、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないもの。

行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意。

障がいの特性や具体的場面・状況に応じて異なり、多様かつ個別性が高く、下記の「過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるもの。更に、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて内容が変わりうるもの。

〔例〕・車椅子などの場合、段差がある場合はスロープ等を使って補助する、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮

・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮

・障がいの特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

意思の表明に当たっては、言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達などの必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。（障がい者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。）

合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要。

【過重な負担の基本的な考え方】

行政機関等及び事業者は、過重な負担について、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断。

事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）

実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

費用・負担の程度

事務・事業規模

財政・財務状況

3 各分野に共通する横断的視点

(1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者は、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づいて社会に参加する主体であることを踏まえ、施策の策定及び実施に当たっては、障がい者やその家族等の意見を聴き、その意見を尊重します。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障がい者が人生における全段階を通じて適切な支援が受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用などの各分野が連携し、施策を総合的に展開することで、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目し、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行うよう留意します。

また、審議会の会議資料等の障がい者施策に関する情報の公開や障がい者施策に関連する計画などに関する意見募集(パブリックコメント)は、障がい特性に配慮して実施するよう努めます。

(3) 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて、策定及び実施します。

特に、女性である障がい者は障がいに加えて女性であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があること、障がい児には、成人の障がい者とは異なる支援の必要性があることに留意します。

発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、県民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図ります。

また、精神障がい者や発達障がい者については、症状や障がい特性の発現が一般的に理解されにくいことから、就労環境、住まいの確保、スポーツへの参加機会など、様々な面において、関係者の理解促進と対応の充実が進むよう取り組みます。

(4) アクセシビリティの向上

障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進め、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図ります。

(5) 障がいを理由とする差別の解消

全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消

に向けて、県全体で取り組みます。

また、「命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観の理解促進を図ります。

(6) 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、市町村等との適切な連携及び役割分担の下で、障がい者施策を立案し実施します。

また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、医療関係施策、子ども・子育て施策、男女共同参画施策など、障がい者施策に関する他の施策・計画などとの整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

第2章

障がい者の動向

- 1 身体障がい者の状況
- 2 知的障がい者の状況
- 3 精神障がい者の状況
- 4 発達障がい者（児）の状況
- 5 高次脳機能障がい者の状況
- 6 難病患者の状況
- 7 医療的ケア児の状況
- 8 大分県障がい者計画（第1期）の進捗状況及び今後の課題

1 身体障がい者の状況

身体障がい者のうち、身体障害者手帳の交付を受けている人は 56,485 人(令和4年度末)で、平成24年度と比較すると約 13.2% (8,595人)減少しています。

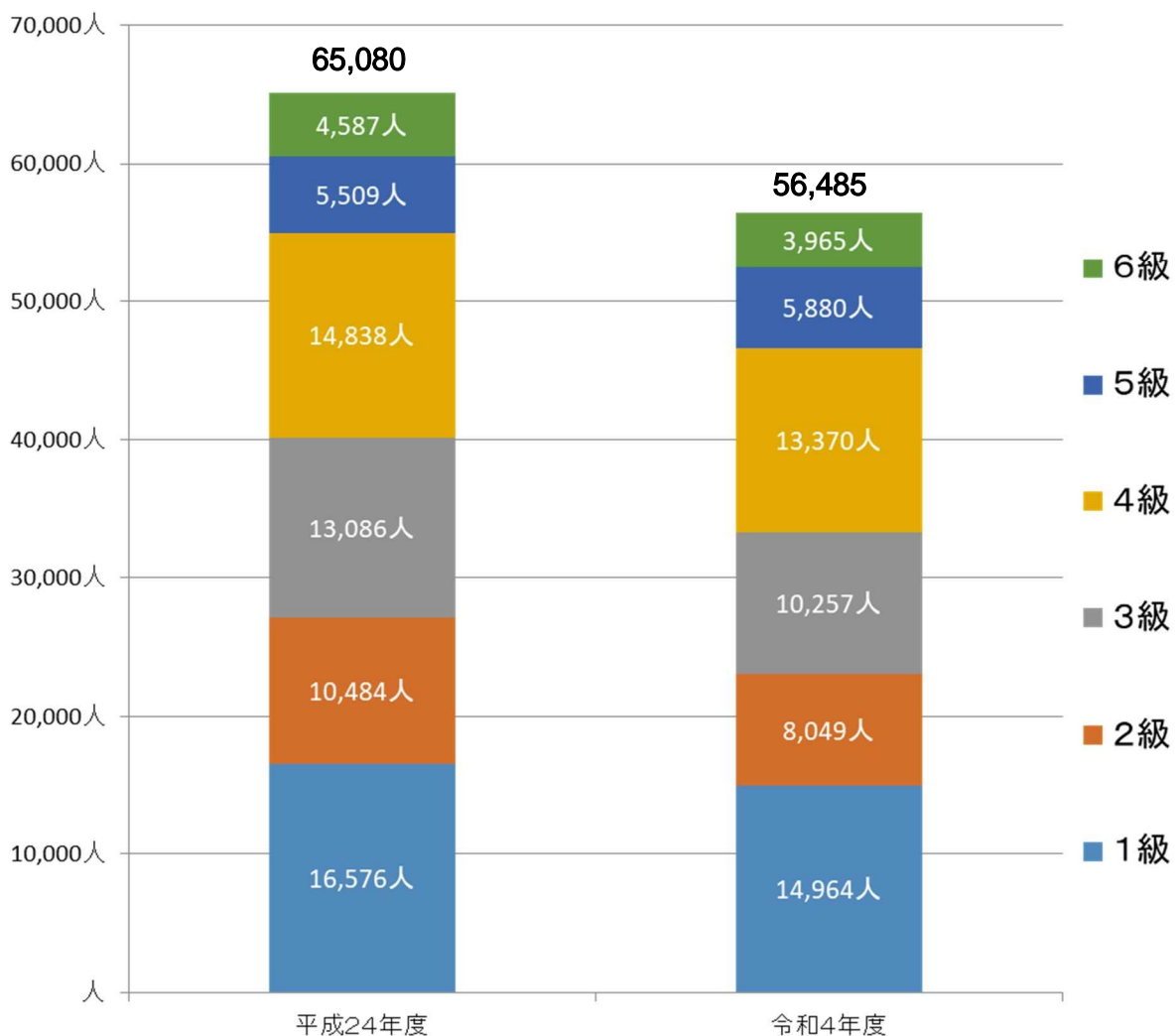
等級別では、5級の障がい者数が増加傾向にありますが、他の等級は横ばいまたは減少傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数

(各年度末)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成24年度	16,576人	10,484人	13,086人	14,838人	5,509人	4,587人	65,080人
(構成比)	25.5%	16.1%	20.1%	22.8%	8.5%	7.0%	100.0%
令和4年度	14,964人	8,049人	10,257人	13,370人	5,880人	3,965人	56,485人
(構成比)	26.5%	14.2%	18.2%	23.7%	10.4%	7.0%	100.0%

資料：障害福祉課



年齢別では、いずれの年代も減少している一方で、令和4年度末の65歳以上の身体障がい者の全体に占める割合は78%となっており、少子高齢化の影響が現れています。
障がい別では、全ての障がいで減少傾向にあります。

年齢別、障がい別身体障がい者数

(各年度末)

	年 齢	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そしゃく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
平成 24年度	18歳未満	21人	116人	6人	523人	274人	940人
	(構成比)	0.0%	0.2%	0.0%	0.9%	0.4%	1.5%
	18歳～64歳	1,153人	1,147人	253人	9,840人	4,422人	16,815人
	(構成比)	1.8%	1.8%	0.4%	15.1%	6.8%	25.8%
	65歳以上	3,181人	4,870人	343人	25,741人	13,190人	47,325人
(構成比)	4.9%	7.5%	0.5%	39.6%	20.3%	72.7%	
計	4,355人	6,133人	602人	36,104人	17,886人	65,080人	
(構成比)	6.7%	9.4%	0.8%	55.5%	27.4%	100.0%	
令和 4年度	18歳未満	16人	93人	3人	418人	205人	735人
	(構成比)	0.0%	0.2%	0.0%	0.7%	0.4%	1.3%
	18歳～64歳	664人	772人	190人	6,873人	3,223人	11,722人
	(構成比)	1.2%	1.4%	0.3%	12.2%	5.7%	20.9%
	65歳以上	2,527人	4,392人	361人	22,956人	13,792人	44,028人
(構成比)	4.5%	7.8%	0.6%	40.5%	24.4%	78.0%	
計	3,207人	5,257人	554人	30,247人	17,220人	56,485人	
(構成比)	5.7%	9.4%	1.0%	53.5%	30.5%	100.0%	

資料: 障害福祉課

2 知的障がい者の状況

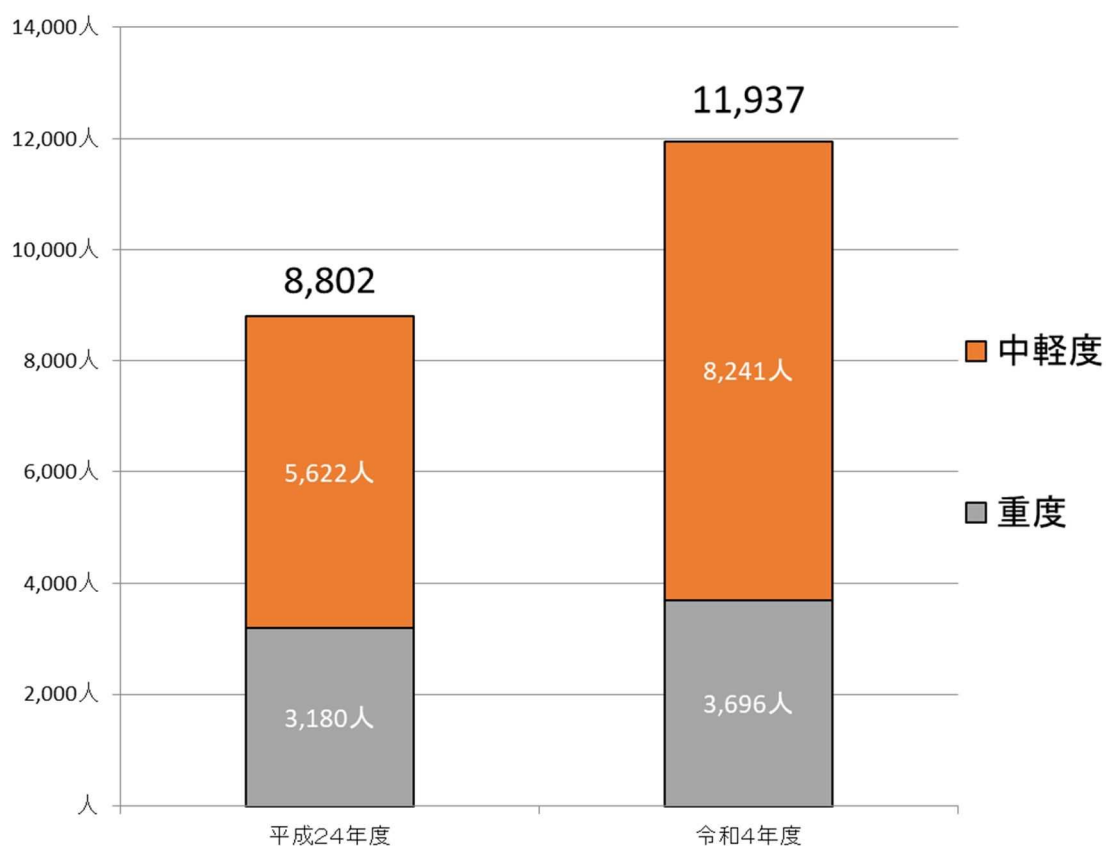
知的障がい者のうち、療育手帳の交付を受けている人が 11,937人(令和4年度末)です。平成24年度と比較すると 3,135人(35.6%) 増えています。特に中軽度の児童が大きく増加しています。

療育手帳所持者数

(各年度末)

	療育手帳A(重度)			療育手帳B(中度・軽度)			合計
	18歳未満	18歳以上	小計	18歳未満	18歳以上	小計	
平成24年度	619人	2,561人	3,180人	1,189人	4,433人	5,622人	8,802人
(構成比)	7.0%	29.1%	36.2%	13.5%	50.4%	63.8%	
令和4年度	633人	3,063人	3,696人	2,144人	6,097人	8,241人	11,937人
(構成比)	5.3%	25.7%	31.0%	18.0%	51.1%	69.0%	

資料: 障害福祉課



3 精神障がい者の状況

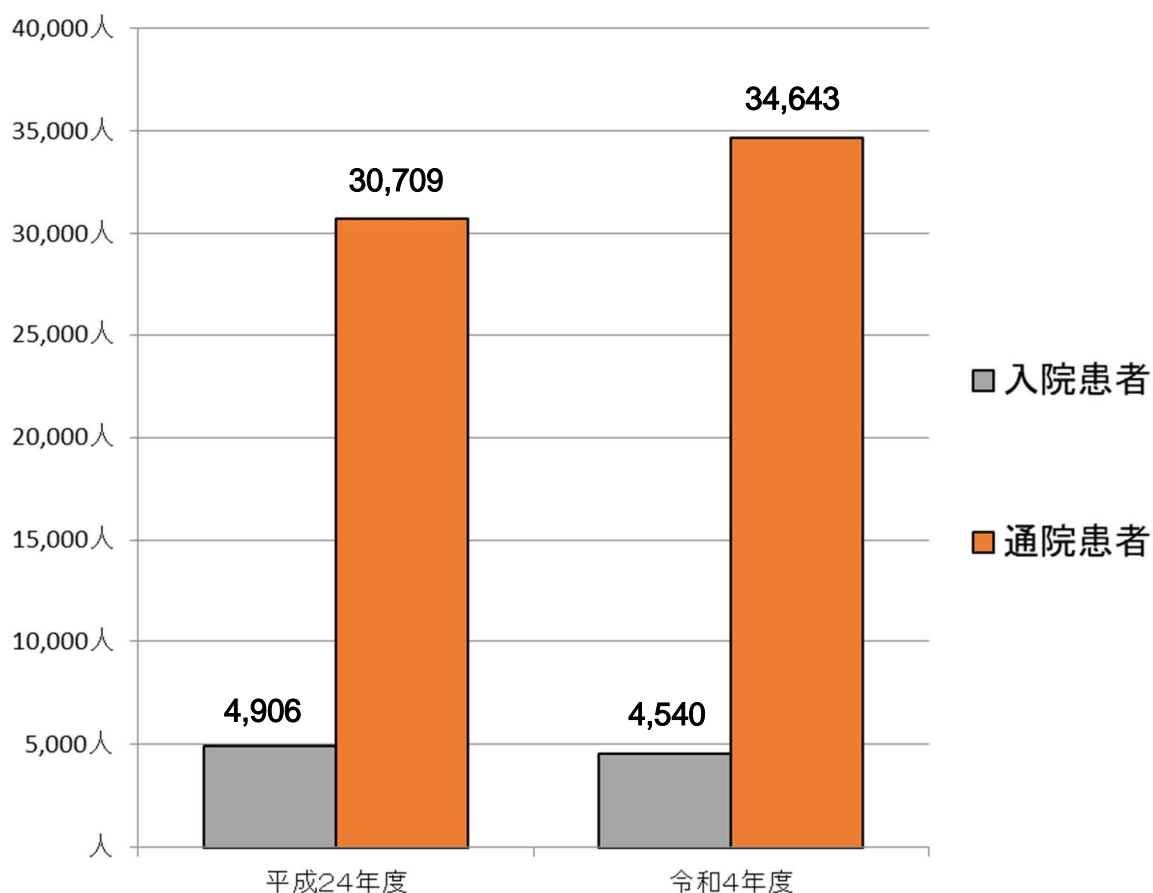
精神障がい者の実数を把握することは困難ですが、精神科医療機関に入院・通院している精神障がい者の数をみると、令和4年度には39,183人となっています。平成24年度と比較すると、入院患者は366人(7.5%)減少しているのに対し、通院患者は3,934人(12.8%)増加しています。

精神科医療機関に入院・通院している精神障がい者の状況

(各年度とも、6月30日現在)

	入院患者		通院患者		合計
		うち措置入院		うち自立支援医療受給者	
平成24年度 (構成比)	4,906人 13.8%	19人 0.1%	30,709人 86.2%	11,836人 33.2%	35,615人 100.0%
令和4年度 (構成比)	4,540人 11.6%	22人 0.1%	34,643人 88.4%	14,863人 37.9%	39,183人 100.0%

資料: 障害福祉課



なお、精神障がい者のうち、精神保健福祉手帳の所持者数は、令和4年度末で11,964人となっており、平成24年度と比較すると5,843人増加し、約2倍となっています。等級別にみると最軽度である3級の所持者数が約2.5倍となり、大きく増加しています。

精神保健福祉手帳所持者数

(各年度末)

	1級	2級	3級	合計
平成24年度	416人	4,383人	1,322人	6,121人
令和4年度	561人	8,078人	3,325人	11,964人

資料：障害福祉課

4 発達障がい者（児）の状況

発達障害者支援法では、発達障がいとは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの」とされています。

発達障がい者（児）の実数を把握することは困難ですが、発達障がい児については、令和3年度に実施された文部科学省の全国調査では、公立の小中学校の通常学級に在籍する児童生徒のうち、発達障がいの可能性のある児童生徒の割合は全体の8.8%と推計されています。

この推計に基づき、令和4年10月1日現在の県内における小・中学校に在籍する児童生徒のうち、発達障がいの可能性のある児童生徒数は約7,600人と考えられます。

5 高次脳機能障がい者の状況

高次脳機能障がいとは、病気や事故により脳に損傷を受けたことで、記憶力や注意力の低下、感情のコントロールが困難になるなどの様々な症状を呈し、日常生活や社会生活に支障をきたす障がいです。

この障がいの特性として、外見から障がい分かりにくく、本人や家族も気づかないことがあり、また複数の障がいを併せもっていることも多いことから、正確な実数を把握することは難しい状況です。

なお、厚生労働省が平成13年度から5年間実施した「高次脳機能障害支援モデル事業」において、高次脳機能障がい者数は、全ての年齢層を合わせて全国で約27万人、その内18歳以上65歳未満は約7万人と推計されています。

6 難病患者の状況

「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）では、難病とは「発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定められており、そのうち、客観的な診断基準等が確立している 338 疾病（R3.11.1 時点）が指定難病として医療費助成の対象とされています。

また、平成 25 年 4 月から、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」（難病患者等）が、障害者総合支援法における障がい者と規定されており、障害者総合支援法対象疾病検討会で対象とされた難病等の 366 疾病（R3.11.1 時点）が、障がい福祉サービス等の対象とされています。

難病患者の実数を把握することは困難ですが、県内で特定医療費（指定難病）受給者証の交付を受けている難病患者数は、令和 4 年度末で 12,240 人となっています。

対象となる疾患数が異なるため、平成 24 年度との単純な比較はできませんが、対象患者数は 3,542 人（約 40.7%）増加しています。

特定医療費受給者証交付数

（各年度末）

	対象疾患数	対象患者数
平成24年度	56	8,698人
令和4年度	338	12,240人

資料：健康づくり支援課

7 医療的ケア児の状況

医療的ケア児とは、医療技術の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児とされています。

医療的ケア児は歩ける児童から寝たきりの重症心身障がい児までおり、身体障害者手帳等各種手帳の交付対象とならない場合もあることから、正確な実数を把握することは難しい状況です。

なお、厚生労働省の調査によると、全国の医療的ケア児は令和 3 年で約 2 万人と推計されており、県内の医療的ケア児は 143 人（令和 5 年 6 月市町村調）となっています。

8 大分県障がい者計画（第1期）の進捗状況及び今後の課題

（1）障がい者が安心して暮らせる地域生活の推進

成果目標	【実績】	【目標】	達成率
	令和4年度	令和5年度	
福祉施設からの地域生活移行者数 (令和3年度から5年度までの累計)	32人	115人	27.8%
施設入所者数	1,871人	1,871人	100%
精神科病院からの地域生活移行			
入院3か月時点の退院率	56.3%	69.0%	81.6%
入院6か月時点の退院率	74.3%	86.0%	86.4%
入院1年時点の退院率	83.4%	92.0%	90.7%
1年以上の長期入院者数	3,206人	2,562人	79.9%

福祉施設からの地域生活移行者数

【数値目標及び実績】	達成率 27.8%			国の指針
対象者 (令和元年度末の施設入所者)	1,902	人		R5年度末において、R元年度末の施設入所者数の『6.0%以上』が地域生活へ移行することを目標とする。
【目標】 令和3～5年度の累計移行者数	115	人	(6.0%)	
【実績】 令和4年度末までの移行者数	32	人	1.7%	

地域生活移行者数の推移

	R3	R4	R5
地域生活移行者数	17	15	
累計	17	32	

【達成率が低い理由、課題】

- ・障がい者自身の高齢化、重度化及び親の高齢化に伴う在宅介護の困難な障がい者の増加
- ・緊急時における障がい者に対する支援体制、地域住民の理解といった環境整備の遅れ
- ・障がい者自身が、地域で一人暮らしをすることに不安がある。

【今後の対応】

- ・高齢者、重度障がい者を受け入れるグループホームの整備促進
- ・地域生活支援拠点等（障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制）の機能強化
- ・一人暮らしを支え、生活力を身につけるサービスを提供する自立生活援助事業所の活用促進
- ・県居住支援協議会と連携した障がい者の受入れ可能な住まい（民間賃貸住宅等）の確保

精神科病院からの地域生活移行（１年以上の長期入院患者数）

【 数値目標及び実績 】	達成率 79.9%			国の指針
【目標】令和５年度	65歳以上	1,852	人	令和５年度末の精神病床における１年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定
	65歳未満	710	人	
	計	2,562	人	
【実績】令和４年度	65歳以上	2,355	人	
	65歳未満	851	人	
	計	3,206	人	

【達成率が低い理由、課題】

- ・精神疾患は症状が多様であるとともに、自覚しにくく、高齢化・重症化して入院すると、治療に期間を要し、長期の入院が必要になってしまう場合もある。
- ・保護者不在や家族の高齢化などの事情により、自宅での受入が困難な場合、かかりつけ医療機関への通院方法や障がい・介護サービスの利用検討、住まいの確保など、様々な調整が必要

【今後の対応】

- ・相談支援専門員の対応力向上や、ピアサポーターの活用などによる相談体制の充実
- ・圏域毎の地域移行支援協議会の開催、精神科病院への連携促進コーディネーターの配置等による医療・福祉の連携の推進
- ・県居住支援協議会と連携した障がい者の受入れ可能な住まい（民間賃貸住宅等）の確保

（２）障がい者の就労支援

成果目標	【実績】 令和４年度	【目標】 令和５年度	達成率
障がい者雇用率の全国順位	7位	1位	87.2%
福祉施設からの一般就労移行者数	165人	202人	81.7%
うち移行支援事業利用者から移行した人数	57人	78人	73.1%
うち就労継続支援A型事業所からの移行者数	30人	47人	63.8%
うち就労継続支援B型事業所からの移行者数	72人	62人	116.1%

障がい者雇用率の全国順位

【 数値目標及び実績 】	達成率 87.2%	
【目標】令和5年度	1	位
【実績】令和4年度	7	位

大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン」における令和6年度目標値

障がい者雇用率 2.61%
(身体 1.67%、知的 0.57%、精神 0.37%)

【達成率が低い理由、課題】

- ・雇用率は0.02ポイント上昇(2.59→2.61%)したものの、雇用障がい者の算定数は7人減少
- ・障がい別では、身体障がい者の雇用率(1.67%)は全国トップを維持しているが、知的及び精神障がい者の雇用率は、全国30位台となっている。
- ・雇用者数・雇用率の引き上げには、知的及び精神障がい者の雇用のさらなる促進が必要

【今後の対応】

- ・障がい者と企業のマッチング機会を確保するため、合同企業説明会を開催
- ・障がい者雇用支援アドバイザーによる仕事の切り出しやマッチング支援に加え、従業員300人以上の法定雇用率未達成の企業を重点企業と位置づけ、商工観光労働部と連携して県職員が訪問し、改善を働きかける。

(3) 障がいのあるこどもと家庭への支援

成果目標	【実績】 令和4年度	【目標】 令和5年度	達成率
発達障がい者支援専門員の養成数 (令和元年度から5年度までの累計)	173人	197人	87.8%
ペアレントプログラムの受講者数 (令和元年度から5年度までの累計)	455人	607人	75.0%
医療的ケア児に関する協議の場の 設置市町村数	15	18	83.3%
医療的ケア児支援コーディネータ ー配置市町村数	18	18	100%

第3章

施策の現状と課題及び今後の取組

第1節 共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

第2節 身近な地域で心豊かに暮らせる基盤づくりの推進

第3節 保健・医療の充実

第4節 教育の振興

第5節 雇用・就労、経済的自立の推進

第6節 生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり

第7節 安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進

計 画 の 施 策 体 系

基本目標	基本理念	各分野に共通する 横断的視点	項 目	施 策 の 方 向
<p>障がい者が心豊かに暮らし働ける社会づくり～障がい者活躍日本一の実現～</p>	<p>障がい者自らの決定による自己実現と社会参加の促進 人格と個性を尊重し合える共生社会の実現</p>	<p>障がい者自らの自己決定の尊重及び意思決定の支援 当事者本位の総合的な支援 障がい特性等に配慮した支援 アクセシビリティの向上 障がいを理由とする差別の解消 総合的かつ計画的な取組の推進</p>	<p>共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護</p> <p>身近な地域で心豊かに暮らせる基盤づくりの推進</p> <p>保健・医療</p> <p>教 育</p> <p>雇 用 ・ 就 労</p> <p>生涯生きがいを持って活躍できる社会づくり</p> <p>生活環境の整備、防災等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 障がいを理由とする差別の解消の推進 障がい者の権利擁護の推進 相談支援体制の整備 在宅サービス等の充実 障がい児支援の充実 福祉介護人材の育成・確保 福祉用具等の活用促進 情報・コミュニケーションの支援 障がいの早期発見・早期支援 医療・リハビリテーションの充実 精神保健・医療施策の推進 難病患者の医療と療養生活の確保 インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上 障がい者雇用の促進 障がい者の職業能力開発 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保 福祉的就労の底上げ 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築 芸術文化活動の振興 スポーツ等の振興 社会参加の促進 学校卒業後の多様な学習機会の充実 読書環境の整備 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進 住宅・公共施設等の整備 移動・交通手段の確保 防犯対策の推進 防災対策の推進
推進体制				<ol style="list-style-type: none"> 連携・協力体制の確保 相互理解の促進 進捗状況の管理及び評価

第 1 節

共生社会実現に向けた理解促進と権利擁護

- 1 障がい者を理由とする差別の解消の推進

- 2 障がい者の権利擁護の推進
 - (1) 権利擁護の推進
 - (2) 権利行使の支援
 - (3) 障がい者虐待防止体制の整備
 - (4) 合理的配慮の推進

1 障がい者を理由とする差別の解消の推進

現状と課題

障がい者が地域で安心して生活を送るためには、住まいの確保をはじめ様々な生活の場面において、先入観や偏見、誤解などにより不利益を被り孤立したり、困難な状況に陥ることがないようにすることが重要です。

平成28年4月に、国において「障がい者を理由とする差別の禁止」や「社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮の不提供の禁止」などを内容とする障害者差別解消法が施行され、県においても全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」が施行されました。

今後も、法や条例の趣旨にのっとり、障がいや障がい者に対する理解を深めるため、施策の充実や啓発活動に一層取り組む必要があります。

施策の方向

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者を理由とする差別の解消や合理的配慮の提供について、更なる普及・啓発に努めます。

__ 障がい者を理由とする差別の解消は、各行政分野にわたる横断的な課題であることから、関係機関との連携を図り、県として一体的な取組を推進します。

__ 障がい者に対する差別及びその他の権利侵害を防止し、その被害を救済するため、

主な取組

県の広報誌や新聞、県政テレビ・ラジオ番組、ホームページなど様々な広報媒体の活用や、県民や事業所等を対象とした研修などを通じて、差別の解消や合理的配慮の提供を普及・啓発

障害者差別解消支援地域協議会の開催

大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センターの相談対応体制の充実
施設従事者及び市町村職員を対象とした障がい者虐待防止研修会の開催

2 障がい者の権利擁護の推進

現状と課題

障がい者の自立や社会参加を促進するためには、障がいや障がい者を取り巻く様々な問題から障がい者の権利を擁護する仕組みを充実することが重要です。

これまで県では、企業や団体等向け研修会等をはじめ、障がい者の人権及び権利擁護に関する各種研修の実施や、「障がい者差別解消・権利擁護推進センター」への相談窓口設置、関係する相談支援機関等との連携に努めてきました。

また、平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に基づき、障がい者の権利利益の擁護を図るために、大分県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターの設置等による通報体制の整備や研修会の開催などにより、虐待防止に向けた取組を進めてきました。

今後も、障がい者の権利擁護をより一層推進するため、労働局や市町村など関係機関と連携し、虐待防止の諸施策に取り組むとともに、成年後見制度の利用促進など、権利行使の支援策を充実する必要があります。

施策の方向

(1) 権利擁護の推進

障がい者が生活の様々な場面で権利を侵害されることなく安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使を支援する関係機関、団体等とのネットワーク化を図ります。

利用者が権利として適切なサービスを受けられるよう、福祉サービスに関する苦情解決制度の充実と周知に一層努めます。

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」の趣旨、目的等を県民や事業所等へ啓発する効果的な活動を行います。

障がい者に対する差別、人権・財産侵害等の事案に県が主体的に関係機関と連携し、適切に対応出来るシステムを構築します。

(2) 権利行使の支援

市町村、社会福祉協議会、相談支援事業所等関係機関と連携し、日常生活自立支援事業の促進や成年後見制度の利用促進に向けた普及啓発に努めます。

障がい者が安心して選挙権を行使できるよう、障がい特性に応じた選挙等の情報提供を行うとともに、障がい者の投票環境の向上に努めます。

(3) 障がい者虐待防止体制の整備

障害者虐待防止法等に関する広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待防止法等の適切な運用を通じ、市町村をはじめとする関係機関の支援に取り組みます。

障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や従事者への虐待の防止のための研修の実施、虐待防止責任者の設置を徹底し、虐待の早期発見や防止に向けて取り組みます。

労働局、県警、市町村との緊密な連携による虐待通報への適切な対応により、虐待を受けた障がい者の安全確保や自立支援などに取り組みます。

家族等の養護者については、介護疲れなどの重い負担や知識不足などが虐待の要因となることもあるため、市町村と連携し相談及び助言などを通じた支援を図ります。

(4) 合理的配慮の推進

「合理的配慮の提供」が義務化されることに伴い、障がいのある人から社会的障壁の除去を求める意思表示があった場合、必要な合理的配慮を行うよう、行政・企業・各種団体等の事業所等に対する普及啓発に努めます。

意思疎通支援を必要とする視覚や聴覚障がい者のニーズに対応するため点訳・音訳奉仕員、手話通訳者、要約筆記者の養成及び遠隔手話通訳サービスなどのICT技術を活用した新たな意思疎通支援に取り組みます。

障がい者情報提供施設（聴覚障害者センター、点字図書館）による字幕入り動画の制作や点字・デージー図書の貸出しなど障がい者のニーズに応じた情報提供の取組を支援します。

内部障がいや難病など、外見からは障がいのあることがわかりにくい人が、周

困の人から援助や配慮を受けやすくなるようヘルプマークを配布するとともに、その周知・啓発に取り組みます。

ヘルプマークとは

外見からは障がいのあることがわかりにくい内部障がい者や難病患者などが、街中や災害時の避難所等で携帯することで、周囲からの支援を受けやすくするためのマークです。



* 図を「ヘルプマーク」に差替え

主な取組

(1) 権利擁護の推進

障害者差別解消支援地域協議会の開催（再掲）

障がい福祉サービス事業者に対して、福祉サービスの質の向上や利用者の権利擁護を図るための第三者評価制度の受審を促進

大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センターでの差別、人権・財産侵害等に関する相談事案に対し、弁護士・医師・税理士等と連携して対応
精神医療審査会、精神科病院実地指導等により、人権確保を推進

(2) 権利行使の支援

市町村が行う成年後見制度の利用支援に関し、広域的な見地から助言

障がい福祉施設職員や市町村職員等を対象とした研修会の開催（再掲）

手話・点字などを活用した選挙広報や、スロープ、コミュニケーションボード設置などの投票環境の整備

(3) 障がい者虐待防止体制の整備

大分県障害者権利擁護センター及び市町村障害者虐待防止センターによる多様な連絡・通信手段を活用した通報・相談体制の整備

施設従事者及び市町村職員を対象とした障がい者虐待防止研修会の開催

労働局、県警、市町村で構成する障がい者虐待防止対策連携会議の開催

家族等の支援方法の習得を含む相談支援従事者を対象とした研修の開催

(4) 合理的配慮の推進

県の広報誌や新聞、県政テレビ・ラジオ番組、ホームページなど様々な広報媒体の活用や、県民や事業所等を対象とした研修などを通じて、差別の解消や合理的配慮の提供を普及・啓発（再掲）

点訳・音訳奉仕員の養成

手話通訳者、要約筆記者の養成、派遣

失語症の意思疎通支援者の養成

遠隔手話通訳サービスの提供

ヘルプマークの配付及び周知・啓発

第 2 節

身近な地域で心豊かに暮らせる基盤づくりの推進

- 1 相談支援体制の整備
 - (1) 意思決定支援の推進
 - (2) 総合的な相談支援体制の充実
 - (3) 自立支援協議会の機能強化
 - (4) 触法障がい者の地域移行の推進

- 2 在宅サービス等の充実
 - (1) 在宅サービスの充実
 - (2) 住まいの場の確保
 - (3) 入所施設・病院から地域生活への移行促進

【成果目標と活動指標】

- 3 障がい児支援の充実
 - (1) 障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援
 - (2) よりきめ細かな対応が必要な子どもへの支援
 - (3) 障がいのある子どもの家庭への支援

【成果目標と活動指標】

- 4 福祉介護人材の育成・確保

- 5 福祉用具等の活用促進

- 6 情報・コミュニケーションの支援
 - (1) コミュニケーション支援
 - (2) 情報の取得利用の推進

1 相談支援体制の整備

現状と課題

障がいのある人が基本的人権を有する個人として尊重され、自らの意思に基づき自立した生活を営むためには、その本人や家族が直面する様々な場面で、相談に応じ、適切な情報提供や助言ができる相談支援体制の整備が重要です。

そのためには、各地域において障がい者等を支える支援ネットワークの構築が不可欠であることから、大分県自立支援協議会では、関係機関との連携強化に向けて、各市町村が設置した自立支援協議会にアドバイザーを派遣するなど、その活性化を後押ししてきました。

今後も、障がい特性にきめ細かく対応できる相談支援体制の一層の充実を図るほか、障がい者の地域移行・地域定着を進めるための地域生活支援拠点等の機能充実や、「親なきあと」を見据えた支援体制の構築などへの対応にも取り組む必要があります。

また、世帯や地域を取り巻く環境が多様化・複雑化する中、こうした課題に対応する包括的な支援体制の構築が求められています。

施策の方向

(1) 意思決定支援の推進

自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を支援します。

(2) 総合的な相談支援体制の充実

重層的支援体制整備事業を始めとした取り組みにより、市町村における包括的な支援体制の構築が促進されるよう、必要な支援を行います。

障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据えた、障がい者の生活を地域全体で支えるための仕組みである地域生活支援拠点等の主な機能である相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能が、市町村又は障がい福祉圏域で整備されるよう必要な支援を行います。

― サービス等利用計画・障がい児支援利用計画が円滑に作成できるよう、相談支

援専門員を計画的に養成するとともに、専門性の向上を図ります。

__ 地域における相談支援体制の充実を図ります。

__ 発達障がい者支援センターに専門の相談員を配置し、発達障がいに関する正しい知識の普及啓発や、本人や家族等の相談・支援を行うとともに、児童発達支援センターやハローワーク等と連携して、発達障がい児等支援の強化を図ります。

__ 発達障がいのある子どもを育てている保護者の孤立感や負担感を軽減するための取組を行います。

医療的ケアが必要な障がい児等に対して、医療的ケア児支援センターが相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進します。また、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。

__ 回復途中の精神障がい者やその家族等に対する助言・相談を実施する体制づくりに取り組みます。

__ 高次脳機能障がいについて、適切な支援が提供される体制を整備します。

__ 難病に関する相談の増加に対応するため、難病相談・支援センターの機能強化を図ります。

障がいのある子どもの親が、子どもを残して先に死ぬことはできないと切実に思い悩む「親なきあと」への不安を解消するため、相談に対応できる体制を整備します。

(3) 自立支援協議会の機能強化

大分県自立支援協議会の体制の充実を図るとともに、市町村自立支援協議会で明らかになった課題等を共有し、課題解決に向けた総合調整を行います。

(4) 触法障がい者の地域移行の推進

刑務所等出所の前段階から、出所後の福祉サービス利用につなげることで、触法障がい者の更生・社会復帰を支援し、再犯防止を図ります。

主な取組

(1) 意思決定支援の推進

相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修等を通じて、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の理解と活用を徹底

(2) 総合的な相談支援体制の充実

市町村の重層的支援体制整備事業への支援

アドバイザー派遣による地域生活支援拠点等の機能強化の推進

相談支援従事者初任者研修及び現任研修の実施

市町村と連携し、基幹相談支援センターの設置を促進

大分県発達障がい者支援センターE C O A L (イコール)の充実

こどもの発達の悩みに関して、保護者や保育所、幼稚園、学校、事業所などから相談を受ける発達支援コンシェルジュを児童発達支援センターに配置

○発達障がいに関する専門的知識を有する発達障がい者支援専門員(スーパーバイザー)の養成

ペアレントメンターの活用やペアレントプログラムの実施

医療的ケア児支援センターの相談機能の充実及び医療的ケア児コーディネーターや関係機関との連携強化

精神障がい者ピアサポーターの養成

高次脳機能障がい支援拠点機関に、支援コーディネーターを配置するとともに、関係機関との地域支援ネットワークを構築する研修等を実施

難病相談支援員の配置による難病相談・支援センターの充実

市町村社会福祉協議会職員等を対象とした親なきあと相談員の養成及びスキルアップ研修等を実施

親なきあと相談員を活用した市町村による相談会の開催を促進

(3) 自立支援協議会の機能強化

市町村自立支援協議会での個別事例の検討等を通じて抽出された課題について、大分県自立支援協議会の場で解決策等を協議

(4) 触法障がい者の地域移行の推進

○地域生活定着支援センターを中心とした司法・福祉関係機関との支援ネットワークの構築



【グループホームでの生活】

2 在宅サービス等の充実

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会実現の理念のもと、障がい者が身近な地域で安心して自立した生活を送れるよう、必要なサービスを提供する基盤を整備することが必要です。

そのため、個別の支援ニーズに応じて利用する居宅介護（ホームヘルプ）などの訪問系サービス、生活介護、短期入所、就労継続支援などの通所系サービスや、共同生活援助（グループホーム）など、地域での住まいの場を確保する必要があります。

また、障がいの特性を正しく理解し、質の高いサービスを適切に提供することができる在宅福祉サービス従事者の育成及び資質向上を図ることが必要です。

施策の方向

（1）在宅サービスの充実

障がい者が、身近な地域で安心して自立した生活を継続して送ることができるよう、個別の支援ニーズに応じた居宅介護等の訪問サービスや生活介護、短期入所、就労継続支援等の通所系サービス等の提供体制の整備を推進します。

市町村等と連携して、障がい者も高齢者もともに利用できる共生型サービスの実施を推進します。また、市町村が地域生活支援事業で行う相談支援事業を活かし、重層的支援体制の整備を促進します。

— 障がい者やその家族が必要なサービスを適切に選択することができるよう、ホームページや広報紙、冊子等を活用し、制度の周知を図るとともに、事業所情報の提供に努めます。

— 障がいを正しく理解し、特性に応じた質の高いサービスを適切に提供することができるよう、在宅福祉サービス従事者の育成及び資質向上を図ります。

— 認知症の方の支援のため、地域包括支援センターを中心に、医療、介護、予防、見守りなど、関係者の広域的な連携や地域ネットワークの構築を進めます。

(2) 住まいの場の確保

グループホームなどの住まいの場の整備に、市町村と連携して取り組みます。

公営住宅の活用等により、グループホームの設置促進を図ります。

障がい者の民間住宅への円滑な入居を促進するため、障がいの特性に配慮した賃貸住宅の情報等の提供を行うとともに、貸主等の障がい者に対する理解促進の取組など必要な方策を検討します。また、居住支援法人の指定を促進し、支援体制の充実を図ります。

(3) 入所施設・病院から地域生活への移行促進

重層的支援体制整備事業を始めとした取組みにより、市町村における包括的な支援体制の構築が促進されるよう、必要な支援を行います。(再掲)

障がい者の重度化・高齢化や「親なきあと」を見据えた、障がい者の生活を地域全体で支えるための仕組みである地域生活支援拠点等の主な機能である相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能が、市町村又は障がい福祉圏域で整備されるよう必要な支援を行います。(再掲)

主な取組

(1) 在宅サービスの充実

社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した施設整備の推進

65歳に至るまでの一定期間において、障がい福祉サービス(ホームヘルプサービス)を利用していた低所得の高齢障がい者が、介護保険サービス(訪問介護等)を利用する場合に、負担を軽減

「障害福祉サービス等情報検索システム」による、事業所情報の公表

相談支援従事者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び強度行動障害支援者等の養成研修の実施

(2) 住まいの場の確保

公営住宅のバリアフリー化の推進及び障がい者の優先入居やグループホームとしての活用を促進

県、福祉関係団体、不動産関係団体等で構成する大分県居住支援協議会において、貸主等の障がい者に対する理解促進

住宅確保要配慮者居住支援法人の指定による民間賃貸住宅への円滑な入居の促進

(3) 入所施設・病院から地域生活への移行促進

6 保健所圏域毎にある地域移行支援協議会等を活用し、県、市町村、精神科医療機関、相談支援事業所等と連携して、包括的な支援体制を構築
アドバイザー派遣による地域生活支援拠点等の機能強化の推進（再掲）



【精神障がい者の退院に向けた個別支援会議】



【地域移行・地域定着のための講演会】

【成果目標と活動指標】

* (別紙)

3 障がい児支援の充実

現状と課題

障がい児支援では、障がいのある子ども本人の最善の利益を考慮しながら、その健やかな育成を支援するという視点から、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援が受けられる体制づくりが求められています。

障がい児への適切な支援が途切れると発達に影響が生じるおそれがあることから、子どもの成長段階に応じて、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供することが重要です。

また、障がいのある子どもの家族は、障がいの受容や周囲の無理解に悩み、子どもの今後の発達等に不安を抱えていることから、孤立化を防ぐため、家族に寄り添った支援の充実が求められています。

更に、地域の保育、教育等の場において、必要な支援が受けられ、障がいの有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるような地域づくりを推進する必要があります。

施策の方向

(1) 障がいのある子どもの個々の状況に応じた発達支援

乳幼児期から疾病や障がいに対する適切な治療や療育につなげられるよう、早期発見・早期支援に努めます。

保育所等において障がい児とその家族が必要な支援を受けられるよう体制を整備するとともに、小学校就学前後で支援が途切れないよう情報連携・支援体制の構築を促進します。

___ 就学時における情報の確実な引継ぎが行われるよう、各関係機関が障がい児の支援に関する情報を共有し、それまでの経過を踏まえた一貫した支援を行います。

___ 特別な支援を必要とする幼児・児童生徒について、個別の教育支援計画に基づく一人ひとりの障がいの状態等に応じた教育支援が行われるよう、また、学校等以外の時間帯でも必要な支援が行われるよう、児童発達支援センター等の障がい児支援機関と各小中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターや特別支

援学校の巡回相談担当教員との連携を強化します。

- ___ 放課後児童クラブにおける障がい児の円滑な受け入れを支援します。
- ___ 特別支援学校を卒業する生徒について、障害者就業・生活支援センター及び大分障害者職業センターなどの就労支援機関と連携して就労支援に取り組むほか、就職後の定着支援を行います。
- ___ 在宅の障がい児が、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう、障がい児施設等の有する療育機能を活用し支援を行います。
- ___ 障害児通所支援事業所の支援内容の平準化と質の向上を図ります。
- ___ 地域の課題解決のため、県及び市町村自立支援協議会における専門部会等の活動の充実を図ります。

(2) よりきめ細かな対応が必要なこどもへの支援

発達障がいについて、早期発見から早期の相談支援につながるよう、1歳6か月児健診・3歳児健診等におけるアセスメントツール(M-CHAT等)の活用や5歳児健診等への専門医の派遣を行います。

- ___ 発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。
- ___ 医療機関を含む関係機関の連携強化及び新たな情報共有の仕組みづくりを進めることにより、発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図ります。
- ___ 人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(医療的ケア児)が、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、専門人材の育成やサービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉その他の各関連分野の相互連携体制を整備します。
- ___ 強度行動障がいのあるこどもは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、飛び出しなど危険につながる行為をするといった本人の健康を損ねる行動や、他人を叩いたり物を壊すなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動を頻

繁に起こすため、特別に配慮された支援が必要です。こどもの特性を十分理解した上で適切な支援が行われるよう、施設の支援員等を対象とした専門研修を実施します。

__ 養育者によっては、障がいのあるこどもに育てにくさを強く感じることもあり、虐待に至る恐れがあるため、関係機関と連携して虐待の未然防止に努めます。

また、虐待を受けた障がい児を発見した場合は、児童相談所や市町村と連携し、早期の支援を行います。

新生児聴覚検査の体制の充実・強化を図り、聴覚障がいの早期発見・早期療育につなげます。

(3) 障がいのあるこどもの家庭への支援

子育て満足度日本一を目指し、市町村と協力して子育て世帯への支援に取り組みます。

__ 家族が困ったときに、身近な場所で安心して相談できる体制を整備します。

__ 親の会など家族団体は、同じ障がいのあるこどもの親同士が気軽に本音を言い合うことができる情報交換の場として重要な役割を果たしていることから、家族団体主催行事等を広く情報提供するほか、家族同士の交流や研修会などの活動を支援します。

__ 在宅で医療的ケア児を介護する家族の就労等を支援します。

主な取組

(1) 障がいのあるこどもの個々の状況に応じた発達支援

__ 市町村における乳幼児健康診査の平準化及び充実

__ 未就学児の児童発達支援等の利用に係る保護者負担を全額免除

__ 保育所等の職員の専門性を高める保育コーディネーター養成研修等実施、「就学前後の切れ目ない支援体制構築のためのガイドライン」の活用を推進

__ 障がい児の支援に関する相談支援ファイルの周知、配布及び活用

__ 放課後児童クラブ支援員に対して、障がい児への対応等に係る研修を実施

__ 巡回療育支援等の地域療育等支援事業の実施

国の「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」等を踏まえた、事業所職員向け研修の実施

(2) よりきめ細かな対応が必要なこどもへの支援

市町村が実施する5歳児健診や発達相談会への専門医の派遣

かかりつけ医を対象とした発達障がい対応力向上研修の実施

発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図るため、医療情報を収集・提供する医療コーディネーターの配置

○医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーター（医療的ケア児等コーディネーター）の養成とネットワーク化

強度行動障害支援者養成研修の実施

市町村要保護児童対策地域協議会で実務者会議を毎月開催

難聴児の早期発見・早期療育の充実を図るため、新生児聴覚検査の体制の充実及び保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進

(3) 障がいのあるこどもの家庭への支援

「おおいた子ども・子育て応援プラン」の進捗状況を毎年度点検・評価し、取組を充実

こどもの発達の悩みに関して、保護者や保育所、幼稚園、学校、事業所などから相談を受ける発達支援コンシェルジュを児童発達支援センターに配置（再掲）

ペアレントメンターの活用やペアレントプログラムの実施（再掲）

発達障がいに関するパンフレットの配布や講演会等を通じて、県民の理解促進

親の会など家族団体が実施する療育キャンプ等の開催支援

医療的ケア児支援センターで、家族からの相談にワンストップで対応

福祉・保育・教育・労働等の分野で、医療的ケア児への適切な支援ができる人材を養成

【成果目標と活動指標】

* (別紙)

4 福祉介護人材の育成・確保

現状と課題

福祉介護人材は、職務内容や賃金水準等の理由から人材の確保と定着が厳しい状況にあることから、今後も、従事者の養成や資質の維持・向上のための研修を拡充し、必要な人材の育成・確保を図る必要があります。

令和4年度に「大分県障害者相談支援従事者人材育成ビジョン」を策定し、相談支援専門員の資質向上や相談支援体制の充実強化に取り組んでいます。

また、人材の確保・定着に向け、働きやすい職場環境の整備が必要です。

施策の方向

福祉介護職に対するイメージアップを図り、福祉介護人材の確保に努めます。

障がい福祉サービス事業所等における給与改善やキャリアパスの確立などの処遇改善を図り、職員の資質向上や職場定着を推進します。

サービス管理責任者や相談支援専門員等、業務に従事するために必要となる資格を取得するための研修を実施し、サービス提供に必要な人材を養成します。

働きやすい職場環境の整備のため、職員の事務負担軽減が図られるロボット・ICTの導入を推進します。

主な取組

福祉人材センター等と連携し、福祉職場への就職説明会等の地域別開催、福祉人材の無料職業紹介

介護福祉士修学資金貸付事業の実施

福祉・介護処遇改善加算制度の周知と導入促進

サービス管理責任者や相談支援専門員等の資格取得のための研修の実施

介護ロボットの導入によるノーリフティングケアの推進

ICT導入による介護現場のDXを推進

5 福祉用具等の活用促進

現状と課題

補装具や日常生活用具などの福祉用具、身体障害者補助犬の利用については、家庭生活をはじめ、外出時の移動や就労、コミュニケーションの確保など、障がい者の自立と社会参加の促進を図る上で必要不可欠なものであり、また、家族等介助者の負担軽減を図るためにも重要なものです。

これまで、市町村や大分盲導犬協会等の関係機関と連携しながら、障がい者等のニーズに応じた福祉用具等の活用促進を図るとともに、大分県社会福祉介護研修センターで、最新の介護ロボットを含めた福祉機器などの展示・相談を行ってきました。

今後も、関係機関と連携を図りながら施策の充実を図るとともに、障がい特性に応じた新たなニーズ等に対する支援のあり方を検討する必要があります。

施策の方向

介助者や福祉用具貸与事業者等介護関係者へ、最新の福祉用具などに関する情報提供を行うなど、更なる普及啓発を図ります。

障がいの状況に応じて福祉用具が適正に活用されるよう、研修会を開催するなど、市町村等関係者の知識向上を図ります。

— 身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の育成を支援するとともに、身体障害者補助犬に対する理解促進に努め、施設利用の円滑化を図ります。

主な取組

補装具給付費の一部負担

日常生活用具給付費の一部負担

公的助成の対象とならない軽度から中度の聴覚障がい児に対する補聴器の購入助成

身体障害者補助犬の育成費補助

6 情報・コミュニケーションの支援

現状と課題

発達障がい者や知的障がい者及び聴覚、視覚、音声機能など意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、適切な支援者の養成や派遣を通じ、意思疎通の円滑化を支援する必要があります。これまで、市町村や大分県聴覚障害者センター、大分県点字図書館、こころとからだの相談支援センター等関係機関と連携し、障がい者のニーズ等に応じた人材の確保と資質向上に努めるとともに、障がい者の自立と社会参加の促進に取り組んできました。

今後も、関係機関と連携を図りながら施策の充実を図るとともに、障がい者等のニーズにきめ細かく対応できる情報提供の充実や支援者の技術向上を支援する必要があります。

施策の方向

(1) コミュニケーション支援

コミュニケーション支援を必要とする視覚障がい者、聴覚障がい者、失語症者に対する点訳奉仕員・音訳奉仕員、手話通訳者・要約筆記者、失語症者意思疎通支援者の養成に取り組むとともに、更なる研修受講者の掘り起こしを図ります。

盲ろう者通訳介助員を養成し、派遣体制の充実を推進します。

障害者情報提供施設（聴覚障害者センター、点字図書館）による字幕入りビデオライブラリーの制作や点字印刷出版など、障がい者のニーズに応じた情報提供ができるよう支援します。

こころとからだの相談支援センター等でのコミュニケーション技術の修得に向けた支援や、障がい者を支援する市町村、事業所職員などへの普及啓発や研修会を通して、支援者支援の充実を図ります。

(2) 情報の取得利用の推進

障がい者が必要な時に必要な情報を手に入れることができるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。

― 重度の視覚障がい者や上肢の障がい者がパソコンを使用する際に必要となる特殊キーボード、マウス代替装置、画面音声化ソフトなどの日常生活用具の給付制度について、市町村と連携し、事業の普及啓発に努めます。

― 障がい者施策等の行政情報の提供にあたっては、わかりやすい表現や漢字にふりがなをふったり、図やイラストを活用して視覚に訴えるなど、知的障がい者等に配慮したものとするように努めます。

主な取組

(1) コミュニケーション支援

点訳・音訳奉仕員の養成（再掲）

手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣（再掲）

遠隔手話通訳サービスの提供（再掲）

失語症者意思疎通支援者の養成（再掲）

盲ろう者通訳介助員の養成及び派遣（再掲）

字幕入りビデオライブラリーの制作

(2) 情報の取得利用の推進

障がい者のICT機器利用等を支援するサポートセンターの設置

視覚障がい者や聴覚障がい者を対象とする啓発動画に字幕や手話の挿入を推進



【大分県盲人福祉センター】
（大分県点字図書館）



【大分県聴覚障害者センター】

第3節

保健・医療の充実

- 1 障がいの早期発見・早期支援
 - (1) 妊婦及び乳幼児の健康管理の充実

- 2 医療・リハビリテーションの充実
 - (1) 障がい児者医療の充実
 - (2) リハビリテーションの充実

- 3 精神保健・医療施策の推進
 - (1) 予防対策と早期発見・早期治療の推進
 - (2) 多様な精神疾患等に対応できる医療提供体制の整備
 - (3) 精神科救急医療提供体制の充実
 - (4) 地域精神保健福祉体制の整備
 - (5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアの推進（精神障がい者の地域移行・地域定着の推進）
 - (6) 精神障がい者の退院後支援

- 4 難病患者の医療と療養生活の確保
 - (1) 在宅難病患者に対する支援の強化
 - (2) 医療体制の整備
 - (3) 難病対策に係る専門知識等の習得
 - (4) 相談体制の充実

1 障がいの早期発見・早期支援

現状と課題

乳幼児期における障がいの原因となる疾病等を予防するためには、妊娠中の健康管理の確保や、妊娠中や分娩時の異常に適切に対処するための医療体制の充実が必要です。このため、市町村における妊娠届出時から伴走型相談支援や妊婦健康診査、両親（母親）学級、訪問指導を促進するとともに、県立病院に総合周産期母子医療センターを県内3カ所に地域周産期母子医療センター等を設置して、周産期医療体制の整備を図ってきました。

併せて、乳幼児期の疾病や障がいを早期に発見し、適切な治療や療育につなげるため、市町村における乳幼児健診の実施を支援してきましたが、特に発達障がいについては、乳幼児健診で発見されない場合があることから、市町村が実施する5歳児健診や発達相談会に専門医を派遣して、就学前に発達障がいの疑いのある子どもを把握する体制の整備を進めてきました。

今後も、妊婦や乳幼児に対する健康診査や周産期医療体制の一層の充実を図るとともに、発達障がいについてはより早期の発見・療育につながるよう各地域に対応可能な医師を増やしていく取組が必要です。

施策の方向

（1）妊婦及び乳幼児の健康管理の充実

妊婦の健康管理と乳幼児の健やかな発育を図ります。

周産期母子医療センターを核とした医療体制の一層の充実を図ります。

___ 障がいのある妊産婦を含む、全ての親子に対して適切な支援が行えるよう、医療機関、地域保健、福祉関係機関が連携した「地域母子保健・育児支援システム」（ヘルシースタートおおいた）による妊娠期からの切れ目ない支援体制を充実します。

___ 乳幼児期から疾病や障がいに対する適切な治療や療育につなげられるよう、早期発見に努めます。

— 小児慢性特定疾病対策を行うとともに、患児及びその家族に対する支援の充実を図ります。

— 早期発見から早期の相談支援につながるよう、1歳6か月児健診・3歳児健診等におけるアセスメントツール（M - C H A T等）の活用や5歳児健診等への専門医の派遣を行います。（再掲）

発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。（再掲）

医療機関を含む関係機関の連携強化及び新たな情報共有の仕組みづくりを進めることにより、発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図ります。（再掲）

主な取組

伴走型相談支援や妊婦健康診査、両親（母親）学級、産後ケア、訪問指導等、市町村が実施する取組の促進

先天性代謝異常に関する検査ができる体制づくりの推進

大分県周産期医療協議会を開催し、県内における周産期医療体制を検討

ヘルシースタートおおいた推進委員会を開催し、地域母子保健・育児支援システムを検討・評価、妊娠期からの切れ目のない支援体制づくりを推進

市町村における乳幼児健康診査の平準化及び充実（再掲）

市町村が実施する5歳児健診や発達相談会への専門医の派遣（再掲）

小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談支援等の実施

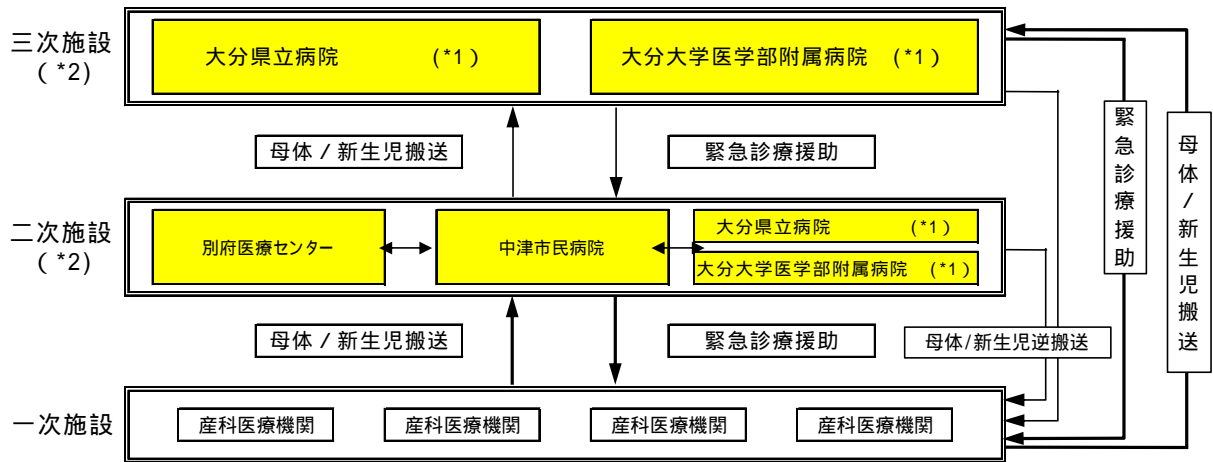
未就学児の児童発達支援等の保護者負担の全額免除（再掲）

かかりつけ医を対象とした発達障がい対応力向上研修の実施（再掲）

発達障がい児に対する診察待ち期間の短縮を図るため、医療情報を収集・提供する医療コーディネーターの配置（再掲）

【図：周産期医療ネットワーク】

周産期医療ネットワーク



(*1)大分県立病院、大分大学医学部附属病院は、2次、3次患者いずれにも対応する。

(*2)周産期母子医療センターの空床情報は大分県周産期医療情報システムで確認する。

黄色い箱：周産期母子医療センター

2 医療・リハビリテーションの充実

現状と課題

これまで、医療の面では、障がい者の経済的負担を軽減するため、各種医療費の公費負担制度等を推進し、また地域で歯科診療が受けられるよう高次歯科医療機関の開設を支援するとともに、障がい者歯科協力医の養成などを行ってきました。今後は、在宅医療の重要性が増してくることから、専門医療技術者や訪問看護師の養成と、資質の向上が必要です。

また、医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が増加していることから、その心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野が連携して支援する体制を整備することが必要です。

リハビリテーションの面では、在宅や通所サービス事業所でもリハビリが受けられるような体制を整備するため、今後も大分県リハビリテーション支援センターを中心に、地域リハビリテーション広域支援センターや関係機関の連携を一層深化させることが必要です。

施策の方向

（1）障がい児者医療の充実

障がい者が必要な医療を適切に受診できるよう、自立支援医療などの公費負担制度の利用促進を図ります。

医療機関において、障がい児者が差別なく、かつ円滑な医療提供を受けられるよう、「障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドライン」等を周知し、医療関係者と連携して医療機関における合理的配慮の普及啓発に努めます。

医療的ケアが必要な障がい児等に対して、医療的ケア児支援センターが相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進します。また、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。（再掲）

発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。（再掲）

特別支援学校では、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒に対するケアの実施体制が整備されていますが、学校以外の生活の場面でも、地域において、必要な支援が円滑に行われるよう、保健、医療、福祉その他関係機関が課題解決に連携して取り組みます。

平成 30 年 3 月から診療を開始した大分県口腔保健センターにおいて、知的障がいや発達障がいなどにより対応が難しい方に対する専門的な歯科診療を行うとともに、地域の歯科医の臨床研修を行うことにより、かかりつけ歯科医の育成を図ります。

聴覚障がい者が安心して医療機関を利用することができるよう、利用時の手話通訳者等の派遣等により、聴覚障がいのある方が気軽に相談したり、医師など意思疎通が図れる環境の整備に努めます。

（２）リハビリテーションの充実

高齢化等に伴う対象者の拡大を踏まえ、作業療法士や理学療法士をはじめとする専門職の育成、医療関係者のスキルアップを図ります。

リハビリテーションに従事する人材や施設等の社会資源の偏在による課題を解消するため、施設等の広域利用を含めた地域連携を強化します。

訪問看護や訪問リハビリテーションについて、今後とも必要量が確保できるよう供給体制の整備を促進します。

主な取組

（１）障がい児者医療の充実

医療的ケア児支援センターの相談機能の充実及び医療的ケア児コーディネーターや関係機関との連携強化（再掲）

おおいた医療的ケア児等支援関連施設連絡会の開催

かかりつけ医を対象とした発達障がい対応力向上研修の実施（再掲）

障がい児者の高次歯科診療を提供する大分県口腔保健センター及び別府発達医

療センターの運営費を助成

手話通訳者・要約筆記者の養成・派遣（再掲）

○遠隔手話通訳サービスの提供（再掲）

（２）リハビリテーションの充実

大分県地域リハビリテーション研究会合同研修会の開催

大分県リハビリテーション支援センターを通じ、地域リハビリテーション連携体制を維持

訪問看護推進協議会の開催

訪問看護師養成講習会の開催

3 精神保健・医療施策の推進

現状と課題

精神疾患は症状が多様であるとともに、自覚しにくい場合があり、症状が比較的軽いうちには精神科医療機関を受診せず、症状が重くなり入院治療が必要な状態や状況になって初めて精神科医療機関を受診するという場合があります。また、重症化してから入院すると、治療が困難になるなど、長期の入院が必要になってしまう場合もあります。発症してからできるだけ早期に必要な精神科医療が提供されれば、回復し、再び地域生活や社会生活を営むことができるようになります。

精神疾患は全ての人にとって身近な病気であり、精神障がいの有無やその程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるような地域づくりを進める必要があります。

施策の方向

(1) 予防対策と早期発見・早期治療の推進

県民の「こころの健康づくり」を推進します。また、職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。

ひきこもり対策やうつ病を中心とする自殺予防対策、依存症、発達障がいなど社会のニーズに合った精神保健福祉相談の充実強化を図ります。

(2) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の整備

精神疾患に関する最新の医療情報を公開し、相談や治療につながりやすい状況をつくれます。

発達障がいの診断や治療等が可能な医療機関が少なく、特定の医療機関に診療が集中していることから、専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。(再掲)

認知機能低下のある人や認知症の人の早期発見・早期対応の体制を強化します。

高次脳機能障害支援拠点機関に相談支援コーディネーターを配置し、相談支援、

関係機関との支援ネットワークの充実を図ります。

てんかん支援拠点病院に支援コーディネーターを配置して、専門的な相談対応や医療提供体制を整備します。

(3) 精神科救急医療提供体制の充実

迅速かつ適正な医療を受けられるよう、県立病院精神医療センター、精神科医療機関及び、診療所を含むかかりつけ医療機関の連携により、精神科救急医療体制の確保に努めます。

精神症状と身体症状を一元的に対応できる受入医療機関の確保に努めます。

夜間・休日における緊急な医療を必要とする方について、精神科救急情報センターにおいて、精神科医療機関等との円滑な連絡調整を図ります。

(4) 地域精神保健福祉体制の整備

研修や技術的援助等を通して、精神障がい者や精神保健に関する課題を抱える方を支援する市町村・相談支援事業所・保健所等の職員の資質の向上を図ります。

精神保健福祉活動の専門的・技術的な支援の拠点となる、こころとからだの相談支援センター（精神保健福祉センター）の機能の更なる充実を図ります。

ア 複雑化、多様化する問題に対応できるよう、精神保健福祉に関する相談、保健所など関係機関への技術的指導、教育研修などの機能を拡充します。

イ 精神科デイケアにおいて、若年の発達障がい者を含む精神障がい者を対象者とする取組を継続するとともに、就労支援プログラムの更なる充実を図ります。

ウ 災害時等の被災者に対する心のケアや、学校危機時等の支援（学校CRT）等について、その体制整備、マニュアル等の作成、関係者への周知を徹底します。

エ 保健所やこころとからだの相談支援センターが連携して精神保健福祉活動の推進を図ります。また、市町村、社会復帰施設、医療機関、教育機関などとの相互連携体制を強化します。

「いのち支える大分県自殺対策計画」に基づき、市町村や関係機関等と連携を図りながら、総合的な自殺対策を推進します。

「大分県アルコール健康障がい対策推進計画」「大分県ギャンブル等依存症対

策推進計画」に基づき、アルコール依存症及びギャンブル等依存症の発生、進行及び再発の各段階での防止対策や当事者とその家族の支援を行うほか、飲酒運転・暴力・虐待・自殺等の問題などに関する施策との有機的な連携を図ります。

— 依存症からの回復には、ピアカウンセリングや専門的な治療プログラムが重要であるほか、家族や自助グループ等の民間団体が果たす役割が大きいことから、行政、医療機関等と連携したネットワークづくりを進め、切れ目のない支援に取り組めます。

(5) 精神障がいにも対応した地域包括ケアの推進（精神障がい者の地域移行・地域定着の推進）

精神障がい者が、地域社会の一員として、安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組めます。

重層的支援体制整備事業を始めとした取組みにより、市町村における包括的な支援体制の構築が促進されるよう、必要な支援を行います。

(6) 精神障がい者の退院後支援

精神障がい者が、地域で自分らしい生活を安心して送れるよう、「大分県精神障がい者の退院後支援マニュアル」の活用などにより、本人のニーズに応じた、関係者・関係機関による重層的な支援を提供できる体制整備に取り組めます。

— 退院後支援が必要と考えられる精神障がい者に対して入院時点から、関係機関と連携し、退院後の地域生活への移行に向けて、積極的に情報交換や支援を行います。

主な取組

(1) 予防対策と早期発見・早期治療の推進

企業・団体等が実施する精神疾患への理解促進やメンタルヘルス対策を目的とした研修会等への講師派遣

健康経営事業所を対象に、専門職を派遣して職場単位の心身の健康づくりを支援

ひきこもり支援における関係機関の連携強化の推進

ひきこもり相談窓口等の人材養成研修の実施

(2) 多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の整備

精神疾患ごとに、診療対応可能な医療機関一覧を県ホームページで公開
かかりつけ医を対象とした発達障がい対応力向上研修の実施（再掲）

8か所の認知症疾患医療センター毎に開催する連携会議を通じ、地域の医療及び
介護関係機関の連携を推進

大分オレンジドクター（物忘れ・認知症相談医）及び認知症サポート医による、
地域における支援体制の充実・強化

高次脳機能障がいに関する地域支援ネットワーク医療の充実を図るため、関係医
療機関、福祉施設、保健所等で構成する相談支援委員会を開催

てんかん支援拠点病院において、診療可能な医療機関をリスト化し、診療ネット
ワークを構築するとともに、相談体制を整備

（3）精神科救急医療提供体制の充実

24時間365日、身体合併症患者に対して短期・集中的治療を提供する県立病院精
神医療センターの体制整備

民間精神科病院の輪番制による診療体制及び空床確保

夜間又は休日に、大分大学医学部附属病院高度救命救急センターでの診療体制及
び空床の確保

本人・家族等からの精神医療相談に対応するとともに、受診の必要性の判断と受
入先病院の調整を行う精神科救急情報センターの設置・運営

（4）地域精神保健福祉体制の整備

市町村・相談支援事業所・保健所等の職員を対象に、地域移行・地域定着の推進
に向けた研修を実施

こころとからだの相談支援センターの専門的・技術的な支援の更なる充実

自殺防止の広域的な啓発、相談窓口等の充実、自殺未遂者等支援の体制整備、遺
された人への情報提供や支援等を推進

○依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関の指定・周知
依存症問題に取り組む自助グループ等の活動を支援

（5）精神障がいにも対応した地域包括ケアの推進（精神障がい者の地域移行・地域 定着の推進）

大分県自立支援協議会地域移行専門部会において、地域移行に関する諸課題の把
握や対応策の検討

地域の相談支援専門員を対象とした研修や実践を通じ、専門的な指導や助言がで
きる地域のリーダーを育成し、地域移行・地域定着を推進

6保健所圏域毎にある地域移行支援協議会等を活用し、県、市町村、精神科医療

機関、相談支援事業所等と連携して、包括的な支援体制を構築

居住支援協議会や居住支援ネットワーク体制を構築し、各種相談対応や生活・就
労支援、地域の居場所づくり等を推進

精神科病院に地域移行を推進するコーディネーターを配置

自立生活援助等の障がい福祉サービスを活用した地域定着の推進

(6) 精神障がい者の退院後支援

退院後支援計画を作成することに同意のとれた措置入院者に対し、保健所が中心
となり支援関係者で個別支援計画を作成して、継続した支援を実施

精神障がい者ピアサポーターの養成

4 難病患者の医療と療養生活の確保

現状と課題

平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が施行され、その後、難病患者に対する医療費助成制度の見直しが数度にわたって行われ、助成対象となる指定難病は338疾患（R3.11.1時点）に拡大されました。

これまで県では、各保健所における相談会の開催や、難病相談・支援センターの設置、大分県難病医療連絡協議会への難病医療コーディネーターの配置、重症難病患者医療ネットワークの構築などを通じて難病患者の支援を行ってきました。

しかしながら、難病の多様性・希少性のため、医療従事者であっても、どの医療機関を受診（紹介）すれば早期診断がつけられるか分かりづらいという課題があります。

また、難病患者の日常生活上での悩みや不安等の解消を図り、様々なニーズに対応した相談や支援対策を推進するため、難病相談・支援センターの機能強化が必要です。

施策の方向

（1）在宅難病患者に対する支援の強化

― 地域における難病患者の支援を行います。

― 難病患者等に対する障がい福祉サービス等の提供が、難病等の特性（病状の変化や進行、日内変動、福祉ニーズ等）に配慮し円滑に行われるよう、理解を促進します。

（2）医療体制の整備

難病患者の医療費負担の軽減を図ります。

難病全般の早期診断体制の確保を図ります。

難病診療連携協力病院や一般病院等との調整・連携を図ります。

（3）難病対策に係る専門知識等の習得

医療従事者等の研修機会の充実による知識の習得に努めます。

難病相談・支援センター職員のスキルアップを図ります。

難病患者等のニーズに対応するホームヘルパーを養成します。

(4) 相談体制の充実

難病相談・支援センターの周知を図り、難病患者等からの療養生活、日常生活、就労に関する相談等に応じ、関係機関と連携して支援を行います。

患者同士のピアカウンセリングを推進します。

患者等の精神的負担の軽減やQOLの向上につながるよう支援します。

地域における相談機会の充実を図ります。

主な取組

(1) 在宅難病患者に対する支援の強化

難病患者地域支援ネットワーク事業の実施

(2) 医療体制の整備

難病の早期の診断、患者が身近な医療機関で適切な治療を受けるため、難病診療連携拠点病院等を軸とした難病医療提供体制を強化

難病診療連携拠点病院に、拠点病院等の調整・連携のための難病診療連携コーディネーターを配置

(3) 難病対策に係る専門知識等の習得

難病対策に携わる医療従事者、地域支援者を対象とした、難病支援従事者研修会や難病相談・支援センター研修会等の実施

難病相談支援員、担当保健師の専門研修への派遣

難病患者等ホームヘルパー研修を開催

(4) 相談体制の充実

ピアサポーター養成研修を実施

患者会による電話相談事業を実施

保健所において、専門医師等による医療相談事業を実施

第4節

教育の振興

- 1 インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備
 - (1) 幼稚園等、小学校・中学校等、高等学校
 - (2) 特別支援学校
 - (3) 特別支援教育ネットワークの構築

- 2 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上
 - (1) 障がいの重度・重複化、多様化への対応
 - (2) 全ての教職員が学べる機会の確保

1 インクルーシブ教育システムの構築のための教育環境の整備

現状と課題

平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年4月1日には障害者差別解消法が施行されました。学校教育においては、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を含め、共生社会の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためには、障がいのある人とない人が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育が推進され、障がいのある子どものニーズに応じ、適切な合理的配慮の提供がなされるような体制の整備が必要です。

また、県立特別支援学校在籍の幼児児童生徒数は増加傾向にあり、大分市内の特別支援学校を中心に教室不足が深刻化し、幼児児童生徒へ安全で適切な教育を提供するために、県立特別支援学校の再編整備が必要な状況にあります。

施策の方向

(1) 幼稚園等、小学校・中学校等、高等学校

特別支援学級・通級による指導の教室の在り方

インクルーシブ教育システムの構築に向け、地域の実情に応じた通級による指導の教室の増設等を含めた特別な教育を行う場の在り方を検討し、充実した「学びの場」を整備します。

管理職の特別支援教育への意識向上

県教育庁の本庁関係指導課と教育事務所との連携のもと、小・中学校等の管理職や授業改善等の助言を行う機会の多い指導主事が、特別支援教育の視点からの学校運営及び授業改善の必要性や重要性への認識を深めることができるような働きかけを工夫します。

公立高等学校における特別支援教育の推進

特別な教育課程や支援を必要とする生徒が在籍する高等学校への通級による指導の教室設置や、特別支援教育支援員の配置などを具体的に検討します。

(2) 特別支援学校

盲学校・聾学校・別府支援学校本校・鶴見校・石垣原校における障がい種ごと

の教育の充実を見据えた適切な再編整備

本県の特別支援学校の教育の一層の充実に留意し、医療療育機関併設校ならではの利点を活かすことや、それぞれの障がい種ごとの専門性の継承を考慮した各学校の再編整備を行います。

知的障がい特別支援学校における運動場、体育館の狭さや教室不足解消のための再編整備

南石垣支援学校は「通学の利便性」「交流及び共同学習に取り組みやすい環境」などの利点を活かすこと、大分市内の2校（新生支援学校、大分支援学校）については、安全で適切な環境を確保することを最優先にした方策を講じます。

― 安全・安心な給食を提供できる環境

給食において、個々の摂食方法に応じた配慮のできる、安全・安心な食事環境となるよう検討を進めます。

(3) 特別支援教育ネットワークの構築

幼稚園等、小・中学校等、高等学校や特別支援学校等における「チーム支援体制」の構築

障がいのある幼児・児童・生徒に対する特別支援教育の視点からの授業改善を進め、早期からの継続した支援を実現させるための方策を具体化します。

主な取組

別府支援学校の存続と石垣原校・鶴見校への通学生の受け入れ

大分市内への知的障がい特別支援学校の新設

南石垣支援学校の別府羽室台高校跡地への移転

「摂食指導の手引き 実践編」を活用した、摂食に関する研修の実施

2 特別支援教育の充実に向けた教職員の専門性の向上

現状と課題

「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」第16条では、教育における配慮として、『教育委員会及び校長、教員その他の教育関係職員は、障がいのある人が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、教育上必要な支援を講じなければならない』としています。

特別支援教育は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築」に向け、可能な限り共に学ぶことができるようにすることを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある子どもに対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で最も確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

幼稚園、小・中学校等、高等学校では、特に通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある幼児・児童・生徒数の増加に伴い、特別支援教育に関する教育内容の充実が求められています。

施策の方向

(1) 障がいの重度・重複化、多様化への対応

外部人材の活用による幼稚園、小・中学校等、高等学校における障がいのある幼児・児童・生徒への対応の強化

P T（理学療法）、O T（作業療法）等の専門家等とのネットワーク構築により、各分野における専門性の高い外部人材を活用した授業研究会の実施など効果的な専門性向上を目指します。

特別支援学校教諭免許状の保有率向上

ア 特別支援学校

専門性の担保のためには、特別支援学校教諭免許状保有率は、100%となるべきと考えます。また、それぞれの障がい種の専門性担保のためには、該当する障がい種の免許状保有率の向上が必要です。聴覚障がい教育においては、聾学校教職員が手話を学ぶ機会を保障します。

イ 小・中学校等

特別支援教育の専門性は、これからの学校教育を担う教員に求められる資質であると考えます。特に特別支援学級担任や通級による指導の教室担当者の特

別支援学校教諭免許状保有率を向上させることが必要です。

特別支援学校における「個別の指導計画」の充実と活用の更なる推進

授業研究会や校内研修の質を向上させ、一人ひとりに応じた教育の充実のために、より専門的な視点に基づいた個別の指導計画の作成を目指します。今後、増加していくことが予想される重度・重複障がいのある幼児・児童・生徒への対応については、これまで以上に充実した医療機関との連携を図ります。

特別支援学校におけるカリキュラム・マネジメント

社会に開かれた明確で根拠のある教育課程の編成を促し、学部や学年間で一貫性のある指導を継続できる教育課程編成のための組織的なPDCAサイクルを確立させます。

(2) 全ての教職員が学べる機会の確保

幼稚園等、小・中学校等、高等学校の特別支援教育コーディネーターへの研修各園、学校の特別支援教育を中心的に推進する役割を担う「特別支援教育コーディネーター」が受講しやすく、質の高い研修を提供します。

高度で実践的な研修の充実と研修を担う機関の明確化

理論的な内容を知識として学ぶだけでなく、実践的な研修を構築します。また、困ったときにニーズに合わせて相談できる環境の整備を行います。

特別支援教育に関する情報の一元化と提供

教育庁特別支援教育課や県教育センター特別支援教育部が作成した特別支援教育に関する研修の資料を、より多くの教職員に共有できるシステムを構築します。

主な取組

大学教員・臨床心理士ら知見を持つ専門家チームによる相談会の実施

特別支援学校のセンター的機能による巡回相談の実施

幼稚園、小・中学校、高等学校のコーディネーターを対象としたエリア別研修会の開催

小・中学校、高等学校の教員を対象にした特別支援学校での実地研修

個別の指導計画推進教員による、小中学校の通常学級に在籍する支援の必要な児童生徒に対する個別の指導計画の充実

第5節

雇用・就労、経済的自立の推進

- 1 障がい者雇用の促進
- 2 障がい者の職業能力開発
- 3 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保
- 4 福祉的就労の底上げ
- 5 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築

【成果目標と活動指標】

1 障がい者雇用の促進

現状と課題

障がい者が地域で自立した生活を送られる社会の実現のためには、障がい特性や能力に応じて可能な限り就労し経済的な基盤を確立することが必要です。

雇用の促進に向けては、「障がい者雇用率日本一」の早期達成に向けて、労働局や公共職業安定所などの関係機関とも連携して雇用の促進に取り組んでいます。

現在、県内の障がい者雇用率の状況は全国でも上位にありますが、身体障がい者に比較して雇用が遅れている精神障がい者や知的障がい者の雇用促進と就労後の定着を図ることが課題となっています。

特に、令和6年4月からの法定雇用率の段階的引上げ（令和6年4月～：2.5% 令和8年7月～：2.7%）や、雇用率算定対象の拡大（週所定労働時間10時間以上20時間未満の精神・重度身体・重度知的障がい者について、新たに0.5人分として算定）を踏まえ、より一層の雇用促進・定着支援を図ることが必要です。

施策の方向

障がいの特性や障がい者の個別ニーズに配慮した企業等とのマッチングや就業面と生活面の一体的な支援により雇用促進と職場定着を推進します。

___ 障害者就業・生活支援センターや県立職業能力開発校による企業への実習の委託など、障害者が就労する機会を開拓し、職場定着を図ります。

また、障がい者雇用に努める企業や就労している障がい者を顕彰することにより、雇用・就労意欲を高めます。

___ 県庁での精神障がい者・知的障がい者の職場実習及び非常勤雇用を拡大し、県職員の障がい者雇用に対する理解促進や民間企業などへの就労促進を図ります。

___ 就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所に対する研修等を実施し、職員の人材育成と障がい者の就労意欲の向上を図り、就労移行支援事業所等からの一般就労を促進します。

___ 企業に対して障がい者雇用に対する普及啓発を図るとともに、就労後の職場定着に向けて、企業における合理的配慮の理解促進を図ります。

主な取組

障がい者雇用アドバイザーによる企業への働きかけ強化など障がい者雇用の促進及び職場定着の推進

障害者就業・生活支援センター等を活用した相談支援体制の充実

障害者就業・生活支援センターが企業に委託して行う雇入れ体験、県立職業能力開発校が企業に委託して行う作業実習の実施

障がい者が就労しやすい環境づくりの一環として、テレワークを導入する企業と障がい者のマッチングの実施

障がい者を雇用する優良事業所、優良勤労者の表彰

一般就労移行に取り組む就労系事業所への奨励金等を通じた福祉的就労から一般就労への移行促進強化

就労支援機関のメンタルアドバイザーによる精神障がい者の特性等を踏まえた訓練設定や助言、定着支援の実施

定期情報誌の発行等を通じた企業に対する障がい者雇用への理解促進



【障害者就業・生活支援センターでの相談支援】



【大分県庁ワークセンター】

2 障がい者の職業能力開発

現状と課題

障がい者の雇用促進を図る上で、雇用の場の拡大と合わせて、障がい者の職業能力の開発も重要です。

これまで、県立職業能力開発校が行う職業訓練を通じた就労に必要な知識や技能の習得に対する支援に取り組んできました。

また、特別支援学校においては、ジョブ・コンダクターの配置やチャレンジ検定など、生徒に対する職業教育の充実による人材育成に取り組んできました。

今後も障がい者の職業能力開発のための支援を継続することは必要であり、特に、近年増加している精神障がい者に対する訓練メニューの開発が必要となっています。

施策の方向

障がい者委託訓練のメニューを充実させ、障がい者の特性に応じた訓練の実施を推進します。

訓練環境の基盤整備を促進するため、医療、福祉、雇用、教育の連携を強化します。

主な取組

介護やパソコンスキルなど、精神障がい者も取り組める訓練科目の充実

精神保健福祉士を県立職業能力開発校に派遣し、精神障がい者等の受入体制を強化

3 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就労機会の確保

現状と課題

障がい者の就労については、働く意欲のある障がい者が特性に応じて十分に能力を発揮できるよう、企業などでの一般就労を希望する人はできる限り一般就労できるようにするとともに、一般就労が困難な人が働く就労継続支援事業所などの福祉的就労の場においても、多様な就労機会の確保が図られるよう、必要な取組を行っています。

障がい者が自立した生活を送る上で就労支援は重要な役割を担っており、令和6年4月からの法定雇用率の段階的引上げや雇用率算定対象の拡大を踏まえ、より一層の関係機関との連携による障がい者雇用拡大の取組や、農業分野との連携による就労支援等、更なる就労機会の確保に向けた取組が必要です。

施策の方向

労働局、公共職業安定所など各関係機関と連携し、精神障がいや発達障がい等の特性に応じた支援の充実・強化を図るとともに、採用後に障がいを有することとなった方についても、円滑な職場復帰や雇用の安定が図られるよう取り組みます。

― 特別支援学校高等部の生徒の希望に応じた就労支援を行うため、企業への啓発や実習先の開拓等に努め、生徒の職場体験、雇入体験、早期職業訓練等の活用を促進します。また、関係機関との連携を強化し、就労支援体制を整備します。

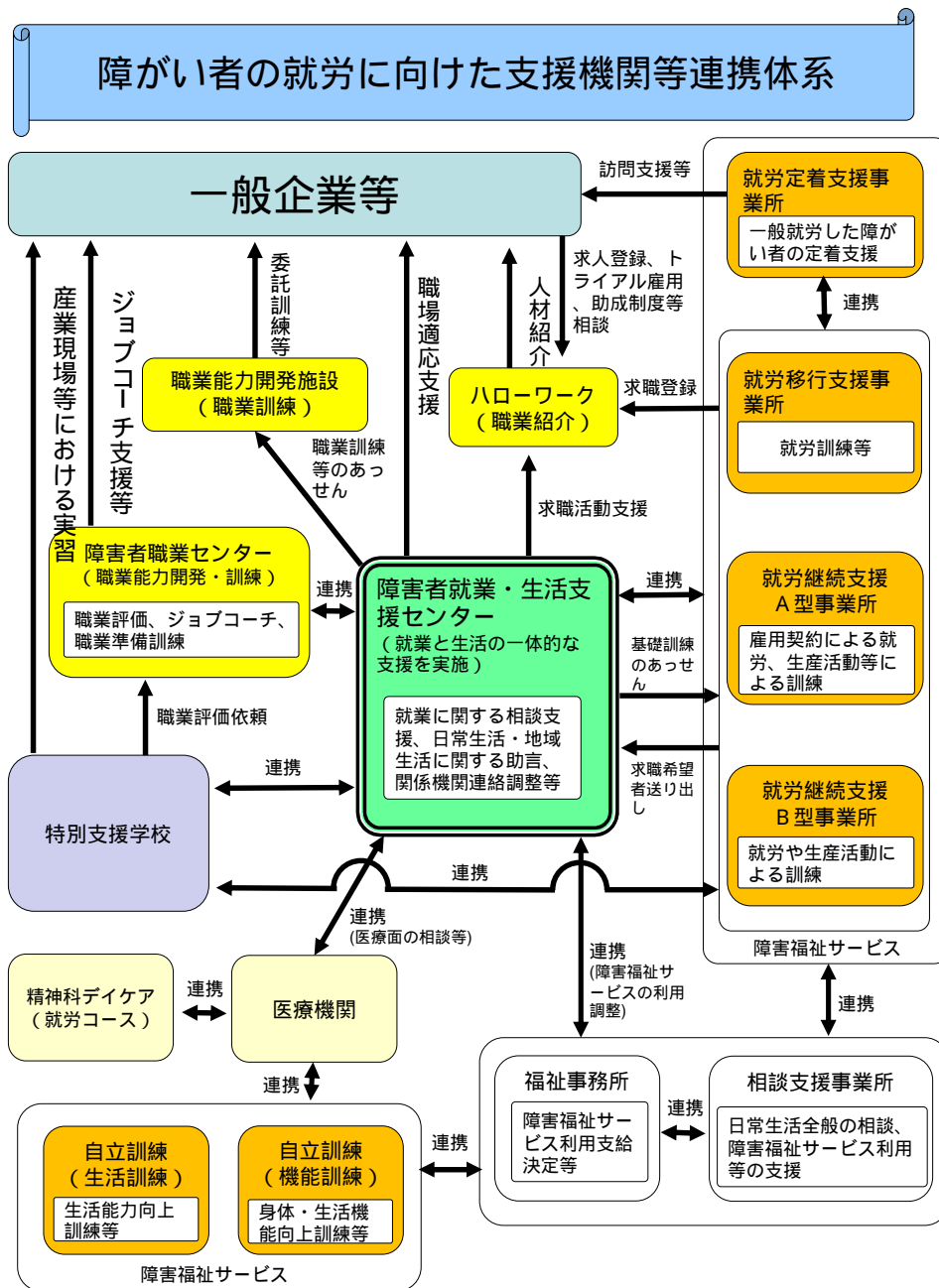
― 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設や障がい者を多数雇用している企業等からの物品・サービスの優先調達に取り組みます。さらに、民間企業に対しても、物品・サービスの積極的な発注を働きかけます。

― 農業経営体や関係団体等と障がい者就労施設等の連携を促進し、農業分野における就労情報の提供等、障がい者の就労を支援します。また、社会福祉法人等の農業参入を進めるため、情報提供や生産指導等を行います。

― 大分県発達障がい者支援センターを核として、発達障がい者地域支援マネージャーによる生活支援や、大分障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等と連携した就労支援などの取組を推進します。

主な取組

雇用支援アドバイザーと定着支援アドバイザーの配置による雇用と職場定着の推進
 労働局や公共職業安定所など各関係機関と連携した障がい者就職面接会の実施
 公共職業安定所に手話相談員を配置し、聴覚障がい者の就労・定着を支援
 障害者優先調達推進法に基づく県、市町村からの優先調達の推進及び民間企業への
 物品等発注の働きかけ



4 福祉的就労の底上げ

現状と課題

企業などでの一般就労が困難な障がい者にとって、就労継続支援B型事業所などの福祉的就労の場は、社会参加の場であるとともに、生産活動を通じた生きがいの創出や収入を得る場として大切な役割を果たしており、そこで働く障がい者が適切な支援を受けながら、その工賃向上を図ることは極めて重要です。

そのため、事業所が共同で受注できる体制の強化や農福連携の推進、障がい者就労施設等からの優先調達の推進など、様々な支援を実施しています。

施策の方向

県内の事業所が共同して営業活動、製品開発、受注などを行うことにより障がい者による商品やサービスの販路や発注の拡大を図ります。また業種別の部会を編成し、事業所間のネットワークの構築により更なる工賃向上を推進します。

― 農業に取り組む障がい者就労施設に対し、栽培技術の向上、販路の拡大、農業生産者とのマッチングによる施設外就労の促進等を支援し、障がい者の社会参加、工賃向上を図ります。

― 障害者優先調達推進法に基づき、県庁内はもとより市町村等とも連携しながら障がい者就労施設等からの物品・サービスの優先調達を推進し、官公需の拡大を図ります。さらに民間企業に対しても、物品・サービスの積極的な発注を働きかけます。

― 事業所が製造する物品や提供可能な役務の内容等についてホームページへの掲載などにより、広く情報提供します。

主な取組

企業等の視点やノウハウの活用による共同受注センター販路拡大に向けた取組強化
アグリ就労アドバイザーの栽培技術指導による農産物の生産拡大や農業団体からの受注促進等による農福連携の推進

障害者優先調達推進法に基づく県、市町村からの優先調達の推進及び民間企業への物品等発注の働きかけ（再掲）

5 生活に困窮する障がい者を支える仕組みの構築

現状と課題

生活保護受給者等の増加を踏まえ、生活保護に至る前の段階で自立支援策の強化を図るため、平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づき、県内全ての市町村が自立相談支援機関を設置し、生活困窮者への支援を行っています。

生活困窮に至る原因は、経済的困窮をはじめとして多岐にわたるとともに、生活困窮者の多くは障がいや社会的孤立等複合的な課題を抱えていることから、様々な関係機関と連携した包括的な支援体制の整備が求められています。

施策の方向

生活困窮者に関する情報共有や適切な支援を行うため、支援会議を設置する等関係機関と連携した体制整備を市町村とともに進めます。

支援を必要とする障がい者の見守りの実施や身近な相談相手としての民生委員・児童委員の活動を支援するとともに、全市町村に設置する生活困窮者自立相談支援機関と連携し、障がいのある方の就労や自立に向けた支援を行います。（再掲）

社会福祉法人、企業等の社会貢献としての中間的就労の場の提供を推進します。

市町村と連携し、直ちに一般就労することが難しい方に対する就労準備支援事業の実施自治体の増加を図るとともに、自ら家計管理できる力を育てるための家計相談事業との一体的な実施を促進します。

主な取組

生活困窮者自立支援制度推進検討会議を開催

個々の状況に応じて自立支援計画を作成し個別支援を実施

就労訓練アドバイザーを設置

就労準備支援事業及び家計改善支援事業を一体的に実施

【成果目標と活動指標】

* (別紙)

第6節

生涯にわたり生きがいを持って活躍できる社会づくり

1 芸術文化活動の振興

(1) 相談体制の整備

(2) 創造・発表・鑑賞の機会の拡充

(3) 作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進

(4) 人材の育成

(5) 情報収集と情報発信

(6) 関係者の連携協力

2 スポーツ等の振興

(1) スポーツに挑戦できる機会の拡充

(2) スポーツを続けられる環境の整備

(3) 県内アスリートの競技力向上への支援

(4) 大分国際車いすマラソンの開催

3 社会参加の促進

(1) 大分県障害者社会参加推進センターの運営

(2) 大分県身体障害者福祉センター（あすぴあおおいた）の運営

(3) 大分県聴覚障害者センターの運営

(4) 視覚障がい者の社会参加の促進

4 学校卒業後の多様な学習機会の充実

5 読書環境の整備

1 芸術文化活動の振興

現状と課題

令和元年11月、県内初の支援拠点となる「おおいた障がい者芸術文化支援センター」を、本県の芸術文化振興の中核である公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団内に開設し、創作活動等に関する「相談支援」のほか、県立美術館での「企画展」や「オープンアトリエ」等の実施により、『創造・発表・鑑賞の機会』を提供することで、障がい者による芸術文化活動の普及促進を図っています。

また、大分県障害者社会参加推進センターでは、「ときめき作品展」や「誰でも楽しめる映画館」などを実施し、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加の促進を図っています。

障がいのある人の芸術文化活動の振興には、「相談体制の整備」「創造・発表・鑑賞の機会の拡充」「作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進」「人材育成」「情報収集と情報発信」「関係者の連携協力」の6つの視点に基づいた施策の展開を図る必要があります。

「相談体制の整備」では、障がいのある人やその家族、障がい福祉サービス事業所の支援員等に対し、創造・発表・鑑賞に関する支援や取組の方法等について、情報提供や助言を行う相談支援体制を整備することが重要です。

「創造・発表・鑑賞の機会の拡充」では、作品や表現等に関する創造・発表・鑑賞の機会の提供は、障がいのある人の創作意欲の向上や生きがいにつながるとともに、県民が作品や表現活動の素晴らしさに触れる機会となります。また、障がいのある人や支援者が、多様な関係者や地域社会と交流する機会にもなるため、障がいのある人の自立や社会参加の促進につなげていく必要があります。

「作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進」では、障がいのある人の作品の販売・貸出等の契約に関するノウハウを提供し、作品や作家の権利を保護することが重要です。また、芸術文化活動を通じて、多様な人々が交流する場を創出し、相互理解の機会を提供することが大切です。

「人材育成」では、創造、発表、鑑賞など様々な場面で、適切に支援することができる人材を育成するため、福祉だけでなく、芸術文化、教育等の各分野における人材が、それぞれの専門知識に加え、相互理解により、障がい者芸術に関する知識を深める必要があります。

「情報収集と情報発信」では、障がいのある人の芸術文化活動の取組状況や作品の保管状況等についての実態把握や情報収集活動とともに、展覧会や演奏会、舞台公演等のイベント情報が、障がい者本人や支援者等に行き届くような情報発信の仕組みづ

くりが求められています。

「関係者の連携協力」では、支援者や福祉団体のほか、芸術文化団体、教育機関、企業、行政等が連携し、関係者間のネットワークを構築することが重要です。

施策の方向

(1) 相談体制の整備

おおいた障がい者芸術文化支援センター（以下、「センター」という。）に相談業務に従事する職員を配置し、支援方法、創造環境の整備、鑑賞支援、発表の場づくり、権利の保護、作品の記録・保存等に関する助言を行います。また、必要に応じ、美術・音楽等の芸術文化や作品の権利保護等について専門家による助言を行います。

年々増加する相談に適切に対応するため、センターへの相談内容や対応等についての事例検討や分析を行うとともに、研修参加等による職員のスキルの向上を図ります。

(2) 創造・発表・鑑賞の機会の拡充

創造機会の拡充

- ・障がい福祉サービス事業所や特別支援学校等に美術や舞台芸術の専門家等を派遣し、幅広い分野への参加体験（ワークショップ）の機会を提供することで、誰もが自分に適した分野の活動に参画できるように支援します。
- ・障がい福祉サービス事業所の利用者や特別支援学校の生徒等を対象とした公募展「ときめき作品展」を開催し、発表の場を確保することで、事業所での創作活動の充実及び活性化を図ります。
- ・障がい福祉サービス事業所や学校だけでなく、文化施設や社会教育施設など、地域の多様な場で、障がいのある人となない人が共に創造活動に参加できる機会を提供します。

作品や表現活動等の発表機会の拡充

- ・市町村と連携して、県内の障がい福祉サービス事業所等の利用者や特別支援学校の生徒等を対象とした公募作品展「ときめき作品展」を開催することにより、造形表現に関する発表の場を提供します。
- ・県内の障がいのあるアーティストの作品や国内外で高い評価を受けている作品を紹介する「おおいた障がい者芸術文化支援センター企画展」を、県立美術館を中心とした芸術文化ゾーンで開催し発表の場を提供するとともに、より多く

の県民が障がい者アーティストの作品や表現活動に触れる機会を提供します。

- ・本県のアートの発信拠点である県立美術館で、県内で活躍する障がいのあるアーティストの作品を常設展示で紹介します。
- ・地域の多様な場で、音楽やダンス等の表現活動を発表する機会を提供します。
- ・全国障害者芸術・文化祭を通じて育んだ成果を将来に継承するために、市町村における芸術文化を活用した取組に対する支援を行います。
- ・障がいのあるアーティストと企業等のマッチングを支援するとともに、マッチング後のアフターフォローにより、アーティストの持続可能な社会経済活動を支援します。

鑑賞機会の拡充

- ・明るさや音量等の配慮が必要な方が、安心して映画を楽しむことができるように、映画館等と連携して、鑑賞の機会を提供します。
- ・障がいのある人が鑑賞する際の情報保障（日本語字幕、手話通訳、音声ガイド等）やICTを活用したサービスの提供により、文化施設等において、障がい特性に応じた展覧会や演奏会、舞台公演等の実施に取り組みます。
- ・対話型の鑑賞機会を提供するなど、障がい特性に応じた鑑賞サポートを行います。

（３）作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進

センターに相談業務に従事する職員を配置し、支援方法、創造環境の整備、鑑賞支援、発表の場づくり、権利の保護、作品の記録・保存等に関する助言を行います。また、必要に応じ、美術・音楽等の芸術文化や作品の権利保護等について専門家による助言を行います。（再掲）

障がい福祉サービス事業所等の職員等を対象に、作品の保存方法、販売等の支援及び所有権、著作権その他の権利保護についてのセミナーを開催し、知識の普及と意識の向上を図ります。

障がい者アーティストを幼児教育施設や小中学校等に派遣し、子供たちの障がいへの理解を深める交流の場を提供します。

障がいのある人が様々なイベントに気軽に参加できる環境を整えるとともに、共生社会に向けて、障がいのある人とない人の交流を促進します。

（４）人材の育成

障がい福祉サービス事業所や美術館、博物館等の職員を対象に、創造・発表・

鑑賞に関する支援の方法、著作権等の専門的知識の修得等に関する研修を実施し、障がいのある人の表現活動を支援する人材の育成を図ります。

芸術文化活動に関する支援方法のマニュアル等を作成し、障がい福祉サービス事業所等に活用してもらうことで、障がいのある人の表現活動を支援する人材の育成を図ります。

障がい福祉サービス事業所等を対象にしたアウトリーチ事業により、表現活動に係る企画や運営等について学んでもらうことで、障がいのある人の表現活動を支援する人材の育成を図ります。

県内の大学等と連携し、学生等を主体とするワークショップなどを通じた、さまざまな事業における現場体験型のプログラムを企画し、障がいのある人の芸術文化活動に関する専門的人材の育成を図ります。

大学等と連携して、障がいのある人の芸術文化に関する歴史等の多様な視点に基づいた研修などを実施し、障がいのある人の表現活動を支援する人材の育成を図ります。

(5) 情報収集と情報発信

障がい福祉サービス事業所等からの相談や「ときめき作品展」の出展情報をもとに、大学等と連携して調査を行い、作品（作家）の発掘を行います。

障がい福祉サービス事業所や特別支援学校等における活動内容を調査し、表現活動を行う利用者個人のニーズや活動実態の把握を行います。

県内外の公募展やアートイベントのほか、NFTアートなどICTを活用した最新のサービス、その他障がい者芸術文化に関する業界の動向等についても幅広く情報収集を行い、的確な相談支援に繋がります。

ホームページやSNS等を活用して、県内外の障がい者アートイベントや公募展等に関する情報発信を行います。

ホームページやSNSのほか、TVや新聞等のメディアを活用するなど、さまざまな媒体や機会を通じて、障がい者の芸術文化活動を県民に広く周知していきます。

(6) 関係者の連携協力

福祉団体、芸術文化団体、学識経験者、企業等からなる協議会を設置し、本県の障がい者芸術文化活動の普及支援のあり方やセンターの取組の方向性等について検討します。

福祉・芸術文化関係のみならず、教育、まちづくり、観光等、分野を越えて様々な関係者とネットワークの構築を図ります。

オープンアトリエの地域開催等の機会を通じて、障がい福祉サービス事業所や特別支援学校、市町村、文化施設との連携を深め、情報共有を図るとともに、地域における関係者間のネットワークの構築を図ります。

国内外の障がい者芸術文化活動に関わる関係者とネットワークづくりを進め、情報交換や企画展の連携につながるよう交流を促進します。

センターは、県や市町村、障がい福祉団体・芸術文化団体等と連携して、より多くの障がいのある人が円滑に芸術文化活動に参加できるよう支援するとともに、あらゆる機会を通じて、センターの認知度向上を図ります。

主な取組

(1) 相談体制の整備

「おおいた障がい者芸術文化支援センター」における相談窓口の設置
研修参加等によるセンター職員の相談対応スキル向上

(2) 創造・発表・鑑賞の機会の拡充

創造機会の拡充

- ・障がい福祉サービス事業所等への専門家派遣によるアウトリーチの実施
- ・障がい福祉サービス事業所等を対象とした公募展「ときめき作品展」の開催
- ・誰もが参加できるオープンアトリエ（美術・音楽・舞台）等の地域開催

作品や表現活動等の発表機会の拡充

- ・障がい福祉サービス事業所等を対象とした公募展「ときめき作品展」の開催（再掲）
- ・県立美術館における「おおいた障がい者芸術文化支援センター企画展」の開催
- ・県立美術館における障がい者アートの常設展示
- ・県立美術館における音楽やダンス、身体表現等によるパフォーマンスの発表

- ・誰もが参加できるオープンアトリエ（美術・音楽・舞台）等の地域開催（再掲）
- ・市町村における芸術文化を活用した取組に対する支援
- ・障がい者アーティストと企業等とのマッチング支援及びアフターフォロー

鑑賞機会の拡充

- ・映画館との連携による「誰でも楽しめる映画館事業」の実施
- ・iichiko 総合文化センターとの連携による舞台・演劇等の鑑賞サポート公演の開催
- ・大学との連携による対話型鑑賞支援イベントの実施

（３）作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進

- 「おおいた障がい者芸術文化支援センター」における相談窓口の設置（再掲）
- 障がい福祉サービス事業所等を対象とした権利保護等に関するセミナーの開催
- 小中学校等への障がい者アーティスト派遣による交流事業の実施
- 障がいのある人とない人が交流するワークショップ等の開催

（４）人材の育成

- 障がい福祉サービス事業所等を対象とした支援方法等に関するセミナーの開催
- 障がい者の芸術文化活動に関する支援方法のマニュアル作成
- 障がい福祉サービス事業所等への専門家派遣によるアウトリーチの実施（再掲）
- 学生等を主体とするワークショップなどを通じた現場体験型プログラムの企画
- 大学等との連携による障がい者の芸術文化に関する研修等の実施

（５）情報収集と情報発信

- 大学等との連携による障がい者アーティストの調査発掘事業の実施
- 障がい福祉サービス事業所等への訪問による実態調査の実施
- ICTを活用したサービス等業界の動向に注視した積極的な情報収集
- 県内外のイベント（公募展・アートイベント等）に関する情報発信
- メディア等を活用した効果的な情報発信

（６）関係者の連携協力

- 「大分県障がい者芸術文化推進協議会」の設置
- 分野を超えた領域横断的なネットワークの構築
- 市町村、文化施設等との地域における関係者間の情報共有とネットワーク構築
- 国内外の障がい者芸術文化活動に関わる関係者との交流促進
- 関係団体との連携強化による「おおいた障がい者芸術文化支援センター」の認知度向上



【おおいた障がい者芸術文化センター企画展】

* 画を「おおいた障がい者芸術文化センター企画展」に差替え

2 スポーツ等の振興

現状と課題

障がい者スポーツは、障がいのある人にとって健康づくりや機能回復のみならず、仲間との交流やコミュニケーションを深める機会を提供し、社会参加の促進や生活の質の向上を図る上で大変重要な役割を果たしています。

これまで、大分県障がい者スポーツ大会や大分国際車いすマラソン、大分県ゆうあいスポーツ大会などの各種障がい者スポーツ大会を開催・支援するとともに、全国障害者スポーツ大会への選手団の派遣や障がい者スポーツ団体への助成を行うなど、障がい者スポーツの振興に力を入れてきました。

一方、障がい者スポーツの普及や競技力向上に不可欠な指導者・ボランティアは不足しており、障がいのある児童・生徒がスポーツに親しめる環境も十分ではなく、早急な対応が求められています。

さらに、東京2020パラリンピック競技大会以降、スポーツへ興味を持つ障がいのある人が、身近な地域で、それぞれの個性やニーズに応じたスポーツに挑戦できる環境整備も必要です。

施策の方向

(1) スポーツに挑戦できる機会の拡充

障がいのある人がスポーツを身近に体験することのできる機会を拡充します。

障がいのある人が大会参加を通じて、スポーツの楽しさを知り、社会参加意欲の向上を図ります。

(2) スポーツを続けられる環境の整備

公益財団法人日本パラスポーツ協会公認パラスポーツ指導員など障がい者スポーツに関する知見を有する指導者の養成を行います。

総合型地域スポーツクラブ等と連携し、身近な地域でスポーツを楽しむことができる環境づくりを推進します。

(3) 県内アスリートの競技力向上への支援

全国障害者スポーツ大会へ大分県代表選手を派遣します。

障がい者スポーツ競技団体等が大会開催を含む普及活動や練習、遠征など強化活動に積極的に取り組めるよう活動の支援を行います。

障がい者スポーツの普及や県内アスリートへの支援などについて、商工団体等と連携し、官民協働で障がい者スポーツを推進する機運醸成に取り組めます。

障がい者スポーツの振興に取り組む各種団体の競技会開催や、九州大会など上位大会への選手派遣の支援を通じて、障がい者の競技参加の機会拡充に努めます。

パラリンピックやデフリンピックなどの国際大会への県内障がい者アスリートの派遣を支援し、国際交流の推進にもつなげていきます。

(4) 大分国際車いすマラソンの開催

1981年の国際障害者年に世界初の車いす単独のマラソン大会としてスタートした本大会は、国内外から多くの選手がしのぎを削る世界最高峰のレースとして開催しているところです。

国内外のトップアスリートが高いレベルで競い合うだけでなく、重度の障がい者も自己の限界に挑戦し、社会参加への意欲を喚起するとともに県民の障がいへの理解を促進するため、多くの選手が参加できるよう支援を拡充するなど官民協働による更なる進化・発展に努めます。

主な取組

障がい者スポーツ教室等の開催（大分県障がい者スポーツ協会と連携）

大分県障がい者スポーツ大会の開催

各障がい者スポーツ団体の開催する県大会への支援

公認初級パラスポーツ指導員の養成（大分県パラスポーツ指導者協議会と連携）

総合型地域スポーツクラブにおける障がい者の受入れ促進

全国障害者スポーツ大会への大分県選手団の派遣

障がい者スポーツ団体活動に対する助成

アスリートを支援する民間事業者とのマッチング等の推進

大分国際車いすマラソンの開催

3 社会参加の促進

現状と課題

本県では、これまで、障がいのある人のスポーツの振興や就労促進等を通じて、障がいのある人とない人の相互理解の促進や障がいのある人の社会参加の推進に積極的に取り組んできたところです。

しかしながら、障がいのある人に対する障がいを理由とする差別及び偏見並びに障がいのある人に対する支援及び理解の不足により、障がいのある人が自らの意思により選択することを妨げられ、将来の夢や希望を諦めざるを得なかったり、障がいのある人やその家族が社会の中で暮らすことに困難を感じ苦しんでいる状況が存在します。

このため、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら誰もが安心して心豊かに暮らせる大分県づくりに資するため、障がいのある人の自立や社会参加の支援等のための施策を展開する必要があります。

施策の方向

(1) 大分県障害者社会参加推進センターの運営

障がいを理由とする差別等に関する相談窓口を設置し、情報の提供や助言、関係者間の調整など、問題解決に向けた支援を行います。

障がいのある人とない人が一堂に集い、交流の輪を広げ、相互に理解を深めるためイベントを実施します。

障がい者・児の芸術・文化活動に関する自主的な取組みを支援し、その成果を発表する機会を提供します。

(2) 大分県身体障害者福祉センター（あすぴあおおいた）の運営

各種スポーツ大会や芸術・文化教室等を開催し、障がいのある人に幅広く社会参加の機会を提供します。

体育室や温水プール等の利用を通じて、障がい者の健康づくりやスポーツの振興を図ります。

(3) 大分県聴覚障害者センターの運営

聴覚障がい者に対する情報提供及びコミュニケーション支援を実施し、聴覚障がい者の社会参加を促進します。

大分県手話言語条例に基づく手話普及等の拠点として、県民が手話を身近に感じ、魅力あるものと思えるように情報発信します。

(4) 視覚障がい者の社会参加の促進

視覚障がい者に対する情報提供及びコミュニケーション支援を実施し、視覚障がい者の社会参加を促進します。

大分県盲人協会が設置する大分県点字図書館における点字図書・録音図書などの製作や貸出を支援し、視覚障がい者に情報を提供します。

主な取組

(1) 大分県障害者社会参加推進センターの運営

障がい者差別解消・権利擁護推進センター（相談窓口）の設置

「障がい者児 秋の交歓会」「ときめき作品展」「誰でも楽しめる映画館」の開催

(2) 大分県身体障害者福祉センター（あすぴあおおいた）の運営

各種スポーツ大会や芸術・文化教室等の開催

体育室や温水プール等の安心・安全なセンター運営

(3) 大分県聴覚障害者センターの運営

聴覚障がい者に対する生活相談、情報提供、生活訓練の実施

聴覚障がい者用の字幕入り録画物等の製作及び貸出し

手話通訳・要約筆記等の養成講座の実施

聴覚障がい者への理解促進のための広報・啓発

手話普及促進のための手話講習会の開催

(4) 視覚障がい者の社会参加の促進の運営

生活情報等を点字にして、希望する視覚障がい者に郵送

点訳・音訳奉仕員の養成とスキルアップを支援

大分県盲人協会に歩行訓練士を配置し、歩行など日常生活訓練の実施

大分県盲人協会が設置する大分県点字図書館の運営を支援

4 学校卒業後の多様な学習機会の充実

現状と課題

障がい者が、学校卒業後に様々な活動を継続して行ったり仲間と交流したりする場や機会が少ないという現状があります。また、障がい者の生涯学習に関する県民の理解や協力への意識付けが十分ではありません。

このため、障がい者の生涯にわたる学びの支援に向け、関係機関等の連携体制を構築したり、多様な学習機会の提供に努めたりすることが必要です。

施策の方向

社会教育・特別支援教育・障がい福祉や、障がい者の芸術文化・スポーツ等の関係者のネットワーク化を図ります。

公民館等での学習機会の提供に向けた働きかけを推進します。

イベントや団体等の情報が当事者に届きやすい仕組みづくりを行います。

障がい者の生涯学習に関する県民の理解や協力への意識づけを図るとともに、ボランティアや支援者の育成等に取り組みます。

主な取組

市町村、特別支援学校、大学等の関係機関や企業、社会福祉法人等の外部の障がい者支援団体、当事者等をメンバーとした推進会議の開催

大学や市町村等と連携し、障がい者を対象にした講座やプログラム及び障がいの有無にかかわらず学べる機会の提供を促進

専用サイト「かたろうえ大分」を通じたイベントや団体情報等の発信

ボランティア・支援者に向けた研修等を実施

5 読書環境の整備

現状と課題

令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」施行により、視覚障がい者等活字の利用が困難な人に対する取組や、図書館への来館が困難な人に対する取組の充実が求められています。

このため、県立図書館を中核として、アクセシブルな書籍等の収集及び提供、障がい者サービスの提供や周知、読書を支援する環境整備、障がい者サービス充実のための人材育成や体制整備を進めていく必要があります。

施策の方向

視覚障がい者等が利用しやすい、アクセシブルな書籍等の充実に取り組みます。

インターネット等を活用した図書館サービスの充実に取り組みます。

施設、設備のバリアフリー化に取り組みます。

障がい者サービスに係る人材育成、体制整備に向けた取組を進めます。

主な取組

点字図書、拡大図書、録音図書等のアクセシブルな書籍の収集、提供

電子書籍コンテンツの充実

視覚障がい者等用のデータ送信サービス等のインターネットを利用したサービスの充実、情報提供

県立聾学校でのおはなし会の実施等、障がいの特性に応じたサービスの充実

アクセシブルな書籍や拡大読書器等の読書支援機器に関する情報提供

ユーザビリティ、アクセシビリティ配慮したホームページによる情報提供

図書館施設・設備のバリアフリー化、老朽化対応及び利便性向上

災害発生時に障がい者が安全に避難できるような設備整備及び訓練実施

図書館長、司書、学校司書等関係職員に対する研修の充実

レファレンス等による点字図書館の点訳・音訳ボランティア等関係機関の人材育成の支援

第7節

安心・安全な生活環境の整備、防災等の推進

- 1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進
 - (1) 福祉のまちづくりの総合的推進
 - (2) 福祉のまちづくりに対する理解の促進

- 2 住宅・公共的施設等の整備
 - (1) 公共的施設の改善整備
 - (2) 住宅の改善整備
 - (3) 改善整備に関する情報提供

- 3 移動・交通手段の確保
 - (1) 公共交通機関の改善整備
 - (2) 道路・交通安全施設の改善整備
 - (3) 移動支援の充実
 - (4) 主要生活関連経路におけるバリアフリー化の着実な実施

- 4 防犯対策の推進
 - (1) 防犯対策の推進
 - (2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

- 5 防災対策の推進
 - (1) 防災対策の推進
 - (2) 防災関係職員の福祉研修の推進

1 障がい者に配慮したまちづくりの総合的推進

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、障がいの有無に関わらず、全ての人が自らの意思で自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるように、ハード及びソフト面の様々なバリア（障壁）を取り除く「福祉のまちづくり」の取組が必要です。

今後も「大分県福祉のまちづくり条例」に定める基本方針や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（改正バリアフリー新法）の理念を踏まえ、すべての人にやさしい福祉のまちづくりに関する施策を進めていきます。

施策の方向

（1）福祉のまちづくりの総合的推進

福祉団体や交通、建築分野等の関係団体で構成する大分県福祉のまちづくり推進協議会を推進母体として、住宅や公共施設等の整備、移動や交通手段の確保などの総合的な施策を推進します。

（2）福祉のまちづくりに対する理解の促進

県のホームページなどを通じて、福祉のまちづくりやユニバーサルデザインに関する普及・啓発等を推進します。

主な取組

大分県福祉のまちづくり推進協議会を開催

2 住宅・公共的施設等の整備

現状と課題

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がい者に配慮したまちづくりを推進することが必要です。

これまで、障がい者など全ての県民が自由に行動できるよう、県に關係する公共施設の改良・改修整備を行う「共生のまち整備事業」を実施してきました。今後も、「大分県福祉のまちづくり条例」に適合する施設が整備されるよう努めていきます。

施策の方向

(1) 公共的施設の改善整備

既存の県立施設のうち、改正バリアフリー新法及び大分県福祉のまちづくり条例の基準に適合していない施設の改修を実施します。

新築する県有建築物は、改正バリアフリー新法の建築物移動等円滑化基準及び大分県福祉のまちづくり条例の基準に適合した施設として整備します。

(2) 住宅の改善整備

県営住宅の1・2階部分の住戸は、バリアフリー化を図ります。

障がい者の身体状況とともに介護者にも配慮した居住環境に改善するため、居室、トイレ、浴室などの改造費用に対して助成を行うとともに、改造に関する相談体制の充実を図ります。

(3) 改善整備に関する情報提供

大分県社会福祉介護研修センターの住宅改造モデル展示場を活用した住宅改修に関する知識の普及等を推進します。

主な取組

共生のまち整備事業の実施

3 移動・交通手段の確保

現状と課題

地域社会において、障がい者が社会の様々な活動に参加する機会を確保するなど、自立した日常生活及び社会生活を確保するためには、移動又は公共交通機関の利用に係る身体の負担を軽減することにより、利便性及び安全性を向上することが重要です。そのため、公共交通機関や道路、信号機などを、障がい者が安全で利用しやすいよう改善を進める必要があります。

これまで、鉄道事業者が行う駅におけるバリアフリー化の整備に対する助成、歩道の整備、「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」の協力施設拡大、音響信号機の整備、警察署における多目的トイレの整備などを行ってきました。

今後も、これらの対策の一層の充実を図ることが必要です。

施策の方向

(1) 公共交通機関の改善整備

公共交通事業者に対して、障がい者の地域生活に必要な公共交通の確保・維持とともに、設備のバリアフリー化や、障がい者に配慮した対応の充実を要請します。

市町村が実施するバリアフリー化のための移動等円滑化促進方針の策定や、基本構想の策定とその構想に基づく事業の推進に必要な助言その他の援助を行います。

公共交通事業者が行う障がい者等の移動の円滑化を支援するため、1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上である鉄道駅において、障がい者の利用実態等を踏まえて、鉄道事業者が行うバリアフリー化設備の整備に対して助成を行い、バリアフリー化に努めます。

(2) 道路・交通安全施設の改善整備

歩行空間の確保のための歩道整備や視覚障がい者誘導用ブロックの整備を推進します。

点字ブロックの上やその付近に駐輪された自転車が、歩行者の通行の妨げとな

らないよう、自転車利用者への広報啓発を行うとともに、違法車両については駐輪場への移動等の指導啓発を推進します。

交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン 30 プラス」として設定し、人優先の安全・安心な通行区間の整備を推進します。

(3) 移動支援の充実

従来の公共交通機関を利用できない障がい者の円滑な移動を支援するため、市町村と連携し、移動支援事業の充実を図ります。併せて、移動支援を通学に適用している事例の周知を図ります。

障がいのある方などからの申請を受けて利用証を交付し、商業施設等における協力駐車場の利用を可能とする「大分あったか・はーと駐車場利用証制度」の推進による自動車利用者への支援を行います。

県精神保健福祉会等と連携し、平成 30 年 4 月からの県内路線バス等に、令和 2 年 2 月からはタクシー運賃に精神障がい者に対する割引制度が導入されました。今後は JR 等に対しても、精神障がい者に対する割引制度の導入について、理解と協力を求めます。

(4) 主要生活関連経路におけるバリアフリー化の着実な実施 音響装置等を整備拡充します。

主な取組

歩道や交通安全施設などを整備

「ゾーン 30 プラス」整備計画を策定

「大分あったか・はーと駐車場制度」協力駐車場の拡大

生活関連経路における信号機に音響装置等の整備拡充

4 防犯対策の推進

現状と課題

地域社会において、安全・安心な生活を送ることができるよう、障がい者に対する配慮がなされた防犯対策の推進、消費者被害からの保護等を図ることが必要です。

これまで、安全の確保を図るため、緊急通報装置などの給付を行うとともに、障がい者福祉施設などにおける防犯上の安全管理の徹底など、地域で守る仕組みづくりを図ってきました。

今後とも、障がい者に対し、防犯に関する意識の高揚を図るとともに、悪質商法などによる被害防止についての知識の普及を図っていく必要があります。

施策の方向

(1) 防犯対策の推進

犯罪被害防止に関する積極的な広報啓発活動を行い、県民の防犯意識の高揚を図ります。

自主防犯ボランティア団体に対する支援及び活動への参加促進を図り、団体の活動を推進します。

大分県警察メール配信システム「まもめーる」、「おおいた防犯マップみはるちゃん」や新聞、ラジオなど様々な広報媒体を活用し、防犯情報の提供を推進します。

聴覚に障害のある方等、音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、文字等で警察に通報できる「110番アプリシステム」や「ファックス110番」を運用しているほか、電話リレーサービスを利用した手話による110番通報を受け付けるなど、障害者からの緊急通報に対して迅速・的確な対応を行います。

インターネットの普及による情報の氾濫や、地域住民の関係の希薄化などの社会情勢を背景に、ますます多様化・複雑化する犯罪から障がい者を守るため、障がい者の特性に応じた防犯情報の発信に努めるとともに、自主防犯パトロール活

動を中心とした地域全体の見守りを推進します。

(2) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

障がい者の消費者被害を未然に防ぎ、拡大防止を図ります。

公正な消費者取引を推進します。

障がい者の消費者教育を推進します。

障がい者の支援者を対象とした消費者教育を推進します。

主な取組

各種会合等を通じた防犯講話の実施

自主防犯ボランティアと連携した防犯活動の実施

ラジオ、テレビ、新聞など様々な広報媒体を活用し、防犯状況を提供

消費生活相談窓口を充実するとともに、障がい者に対して相談窓口を広く周知

事業者に対して法令遵守の徹底を求めるなど、県において関係法令に基づく指導・

勧告

障がいの特性に応じた情報発信や効果的な消費者教育を行い、消費者被害の防止を

推進

福祉関係機関等と連携し、障がい者の支援者を対象とした研修等を実施

5 防災対策の推進

現状と課題

近年、豪雨や地震災害等の発生頻度が高まるなかで、障がい者など災害時に特に配慮が必要な要配慮者への支援が重要となっています。

県ではこれまで、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者の個別避難計画作成や福祉避難所の拡充に取り組む市町村を支援するとともに、備蓄物資の拡充にも努めてきたほか、防災士の育成や避難訓練の実施を通じた自主防災組織の活性化などに取り組んできました。

南海トラフ地震などの大規模災害の発生が想定される中、今後も要支援者などに対する支援を充実する必要があります。

施策の方向

(1) 防災対策の推進

大分県地域防災計画に基づき、地域や関係機関と連携し、一般避難所の福祉避難スペースの活用や福祉避難所等への直接避難等、地域の実情や個々の障がい特性に応じた個別避難計画の作成を推進するなど、障がい者を地域で守る仕組みづくりを推進します。

災害時の情報を障がい者や介助者などに迅速に伝達するため、インターネットやテレビ・ラジオ等を利用した情報提供システムの構築など情報提供体制の整備を促進します。

災害時の避難行動に支援が必要な障がい者に関する情報収集及び防災関係機関における情報共有、避難支援プランの策定などの市町村の取組が円滑に行われるよう支援します。

社会福祉施設や福祉避難所に指定された施設等で土砂災害の恐れがある場合は、土砂災害対策を優先的に整備します。

障害者支援施設が非常災害計画の策定や避難訓練の実施などに取り組むよう、指導を行います。

被災した障がい者の避難所生活に必要な紙おむつやストーマ用装具、要配慮者への提供を考慮した食品などの物資の確保に努めます。

一般の避難所での生活が困難な障がい者などの要配慮者向けに、福祉避難所の受皿拡充に取り組む市町村を支援します。また、障がい者の要配慮者への支援のため、福祉避難所に指定された施設が、発災時迅速に避難所を開設し、適切に運営できるよう、人材や物資の対策を平時から進めるなど、市町村と連携し、福祉避難所の運営能力の強化に取り組みます。

避難所等で要配慮者の福祉的トリアージやニーズの把握、相談対応等の支援を行う災害時派遣福祉チーム（DWAT）を養成し、要配慮者の避難環境の向上に取り組みます。

災害時において、被災地内の精神科病院の患者を受け入れる災害拠点精神科病院を整備します。

精神科医、看護師等からなる災害派遣精神科医療チーム（DPAT）を養成し、大規模災害時の精神科医療及び精神保健活動の支援体制を強化します。

災害ボランティアセンターを円滑に設置し運営できるように大分県社会福祉協議会と連携し、人材の育成や災害ボランティアセンターネットワークの構築を推進します。

自主防災組織における防災啓発の促進を行い、地域の実践力向上を図ります。

___ 水害や土砂災害が発生するおそれがある場合に、障害者支援施設等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、要配慮者利用施設が行う避難確保計画作成について、市町村と連携して取り組みます。

___ 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、市町村と連携して支援します。

（２）防災関係職員の福祉研修の推進

地震・津波、風水害等の自然災害や火災等が発生した場合における障がい者の安全な避難誘導のための設備整備や施設職員・従業員等の研修を実施します。

主な取組

(1) 防災対策の推進

個別避難計画の作成に係る関係者向け研修等を実施

インターネットや県民安全・安心メール、防災アプリ等を利用した情報提供体制の整備を促進する。

備蓄物資の購入

D W A T 隊員養成研修の実施

災害拠点精神科病院の指定

D P A T 隊員養成研修の実施

災害福祉支援ネットワークの会議の開催

災害ボランティアセンターの運営に関するリーダーやスタッフの研修、被災地の災害ボランティアセンターで現地研修を実施

(2) 防災関係職員の福祉研修の推進

防災アドバイザーの派遣



【大分県 DPAT の訓練】

第4章

推進体制

- 1 連携・協力体制の確保
- 2 相互理解の促進
- 3 進捗状況の管理及び評価

1 連携・協力体制の確保

障がい者施策は、様々な分野にまたがっているため、障がいの特性やライフステージ、生活の場面に応じたきめ細かで一貫した支援を行うことができるよう、関係部局が連携を一層強化し、総合的に推進します。

国、市町村との連携協力体制の一層の強化を図ります。また、県及び市町村自立支援協議会等を活用し、情報を共有して市町村格差のない障がい福祉サービスの提供に取り組みます。

県における様々な活動の実施に当たっては、障がい者団体、専門職による職能団体、経済団体、企業等の協力を得るよう努めます。

障がい者団体等との意見交換や情報共有等の一層の促進を図ります。

2 相互理解の促進

(1) 啓発・広報の推進

県の広報誌や新聞、県政テレビ・ラジオ番組、ホームページ、SNSなど様々な広報媒体を活用し、障がいや障がい者への理解を深める広報活動を推進します。

ユニバーサルデザイン商品等が目に触れる機会を確保し、県民への周知・啓発を推進します。

障害者週間（12月3日～9日）や、発達障害者週間（4月2日～8日）に行われる自閉症啓発行事など、あらゆる機会を通じ、障がいや障がい者に対する理解促進に努めます。

関係団体の実施する「障がい者・児秋の交歓会」など、地域住民との交流を行う事業については、関係者の更なる参加を図るため、主催者と連携し、事業内容や広報活動の見直しを行うなど、事業のより一層の充実に努めます。

(2) 障がい及び障がい者理解の促進

学校における障がい児・者理解の促進

ア 特別支援学校と幼稚園、小・中学校、高等学校の幼児、児童、生徒との「交流及び共同学習」を推進します。

イ 総合的な学習の時間において、ボランティア活動などの社会体験への取組を推進します。

地域における啓発活動の推進

- ア 大分県社会福祉介護研修センターにおける地域住民を対象とした福祉講座、体験学習による普及啓発を推進します。
- イ 企業等における障がいへの理解促進に取り組みます。
- ウ 障がいのある人が、周囲の人からの支援を受けやすくするヘルプマークの普及啓発に努めます。

(3) 交流とふれあいの推進

- ― 関係団体の実施する「障がい者・児秋の交歓会」など、地域住民との交流を行う事業については、関係者の更なる参加を図るため、主催者と連携し、事業内容や広報活動の見直しを行うなど、事業のより一層の充実に努めます。(再掲)

(4) NPO・ボランティアに対する理解の促進及び活動への支援

おおいたNPO情報バンク「おんぼ」やSNSによる情報発信、大分県ボランティア・NPO推進大会等を通じて、NPO・ボランティアやその活動への理解促進に努めます。

- ― 大分県ボランティア・市民活動センターを主体としたボランティア活動への支援を行います。

- ― 大分県ボランティア・市民活動センターとおおいたボランティア・NPOセンターが、一体的にNPOやボランティアの情報を提供するとともに相談業務を行います。

3 進捗状況の管理及び評価

計画の推進に当たっては、関係行政機関、学識経験者、障がい者団体等で構成される大分県障害者施策推進協議会に進捗状況等を報告し、その意見を踏まえ、効果的な施策の実施を図ります。

本計画に盛り込んだ目標等については、定期的の実績を把握し、関連施策の動向も踏まえて分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。その際には大分県障害者施策推進協議会等に報告し、その意見を踏まえ、計画の効果的な推進を図ります。

- ― 大分県障害者施策推進協議会に対する報告や同協議会における主な意見については、県のホームページに掲載し情報提供します。

第5章

地域生活支援事業等及び 障害福祉サービス量の見込み

- 1 地域生活支援事業
- 2 地域生活支援促進事業
- 3 障がい福祉サービス量の見込み

1 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、国が定めた「地域生活支援事業実施要綱」に沿って、障がい者や障がい児が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、県及び市町村が柔軟な形態により、効果的・効率的に実施するものです。

県における地域生活支援事業は、市町村相互間の連絡調整を行う事業や広域的な対応が必要な事業等を必須事業として、その他各種事業を任意事業として実施します。

(1) 県の必須事業

専門性の高い相談支援事業

ア 高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業

- ・高次脳機能障がいについて、支援拠点機関である農協共済別府リハビリテーションセンター（別府市）及び諏訪の杜病院（大分市）に相談支援コーディネーターを配置し、専門的支援を行うとともに、関係機関との地域支援ネットワークの構築及び研修等により、適切な支援が提供される体制整備を図ります。

イ 発達障がい者支援センター運営事業

- ・発達障がい者（児）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として大分県発達障がい者支援センター（大分市）を設置し、本人や家族が抱える発達障がいに関する様々な問題についての相談に応じ、助言や情報提供を行うとともに、発達障がいに関する理解促進や研修等を行います。

専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

ア 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業

- ・聴覚障がい者に対する支援等を行うため、手話通訳者等の養成研修を実施します。

イ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

- ・盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成します。

専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

- ・聴覚障がい者の自立と社会参加を図るため、市町村域を越える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障がい者団体等の会議、研修等及び市町村における対応が困難な派遣について、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を行います。
- ・盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

広域的な支援事業

ア 県相談支援体制整備事業

- ・市町村の相談支援体制の充実・強化を図るため、個別案件に応じた専門のアドバイザーを市町村自立支援協議会等に派遣します。
- ・市町村自立支援協議会等に対し、ネットワーク構築に向けた助言・調整や地域の課題・困難事例に係る助言等を行うことで、地域相談支援体制の整備促進を図ります。

イ 精神障害者地域生活支援広域調査等事業

- ・県内6圏域にある精神障がい者地域移行支援協議会等を活用し、県、市町村、精神科病院、相談支援事業所、福祉サービス事業者など関係機関が連携して、地域生活への移行に向けた支援及び地域生活を継続するための支援を推進します。

ウ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

- ・発達障がい者及びその家族や医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関により構成する発達障がい者支援地域協議会において、地域における発達障がいに関する課題についての情報共有と関係機関等の連携の緊密化及び支援体制の充実を図ります。

(2) 県の任意事業

サービス・相談支援者、指導者育成事業

ア 相談支援従事者等研修事業

- ・相談支援に従事する相談支援専門員等を育成し、資質の向上を図ります。

イ サービス管理責任者研修事業

- ・障害福祉サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置される「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」を育成し、資質の向上を図ります。

ウ 居宅介護従事者等養成研修事業

- ・障がい者等の増大かつ多様化するニーズに対応した適切な居宅介護を提供するため、必要な知識、技能を有する居宅介護従事者等の養成を図ります。

日常生活支援

- ・オストメイト、音声機能障がい者に対する日常生活上必要な生活訓練や社会適応訓練等を実施し、生活の質の向上を図ります。

社会参加支援

ア 手話通訳者設置（遠隔手話通訳サービスの実施）

- ・聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者の同行がなくても意思疎通が可能となるよう、スマートフォンやタブレットを利用した遠隔手話通訳サービスを提供し、合理的配慮の推進及び聴覚障がい者の社会参加を促進します。

イ 字幕入り映像ライブラリーの提供

- ・聴覚障がい者に対し、字幕または手話を挿入したDVDの貸し出しを行うことにより、社会参加を促進します。

ウ 点字による即時情報ネットワーク

- ・点字によらなければ日常生活に必要な諸情報を取得できない視覚障がい者を対象に、パソコン通信ネットワークを介して新聞等の最新情報を迅速に提供し、社会参加を促進します。

エ 都道府県障害者社会参加推進センター運営

- ・地域における障がい等の社会参加推進事業の推進を図ることにより、障がい者等の社会参加を促進します。

オ 奉仕員養成研修

- ・視覚障がい福祉に理解のある者を対象に、点訳・音訳等の指導を行い奉仕員の養成を進めます。

カ レクリエーション活動等支援

- ・障がい者の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するため、各種レクリエーション教室やスポーツ大会の広域開催など、市町村と連携し、地域間の取組に格差が生じないように、障がい者が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

2 地域生活支援促進事業

地域生活支援促進事業は、地域生活支援事業に加え、国が定めた「地域生活支援促進事業実施要綱」に沿って、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障がい者等の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的に実施するものです。

かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修事業

- ・発達障がいの診断や言語療法等の訓練が可能な医療機関が少なく、特定の機関に診療が集中していることから、地域の小児科医等のかかりつけ医への専門研修等を行うことにより、発達障がいに対応可能な医療機関の増加を図ります。

発達障害者支援体制整備事業

- ・大分県発達障がい者支援センターに発達障がい者地域支援マネージャーや発達支援コンシェルジュを配置し、市町村や障害福祉サービス事業所における困難事例対応への助言・指導及び関係機関への連絡・調整等を行います。

障害者虐待防止対策支援事業

- ・障がい者虐待の未然防止及び早期発見、迅速な対応、再発防止等のため、関係機関等との連携協力体制の整備等を図ります。

障害者就業・生活支援センター事業

- ・職場不適応により離職した者や離職のおそれがある在職者など、就職や職場への定着が困難な障がい者及び就業経験のない障がい者に対し、障害者就業・生活支援センターにおいて、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障がい者の職業生活における自立を図ります。

工賃向上計画支援事業

- ・事業所で働く障がい者の工賃水準を引き上げるため、工賃向上計画を策定し、官民一体となった取組を推進することにより、障がい者が地域で自立して生活できるよう支援します。

障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業

- ・全国障害者芸術・文化祭と連携・連動して、障がい者の創造・鑑賞・発表の機会を提供します。

― 強度行動障害支援者養成研修事業

- ・強度行動障害のある方への支援者を育成し、その資質向上を図ります。

― 障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業

- ・障害福祉従事者の確保や専門性の向上を図る観点から、障害福祉従事者研修に参加することを促すため、研修受講期間中の代替要員確保のための支援を行います。

― 「心のバリアフリー」推進事業

- ・「心のバリアフリー」（様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことをいう。）を広めるための広域的な取組を行うことにより、共生社会の実現を図ります。

― 身体障害者補助犬育成促進事業

- ・身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、盲導犬等の身体障害者補助犬を育成し、補助犬ユーザーの社会参加を一層促進します。

― 発達障がい児者及び家族等支援事業

- ・こどもの発達が気になる保護者に対し、こどもの特性に対する客観的な理解の仕方や関わり方を学ぶことができる研修会（ペアレントプログラム）を実施します。

— 精神障害にも対応した包括ケアシステムの構築推進事業

- ・精神科病院等の医療機関、市町村等との重層的な連携による支援体制を構築し地域の課題を共有した上で行う地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。

— 特別促進事業

- ・地域の特性等に応じた政策的な課題の解決を図るための事業を計画的に実施することにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援します。

3 障害福祉サービス量の見込み

(1) 県内における障がい福祉サービス見込量

人日分：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

種 類		H28(2016)年度	H30(2018)年度	H31(2019)年度	2020年度
訪問系サービス		実績	見込量		
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	時間	54,975	63,226	65,864	68,541
	人分	2,193	2,383	2,425	2,470
日中活動系サービス		実績	見込量		
生活介護	人日分	59,991	59,991	59,991	59,991
	人分	2,849	2,849	2,849	2,849
自立訓練(機能訓練)	人日分	1,411	1,411	1,411	1,411
	人分	66	66	66	66
自立訓練(生活訓練)	人日分	3,460	3,460	3,460	3,460
	人分	241	241	241	241
就労移行支援	人日分	7,854	7,854	7,854	7,854
	人分	438	438	438	438
就労継続支援(A型)	人日分	27,463	27,463	27,463	27,463
	人分	1,340	1,340	1,340	1,340
就労継続支援(B型)	人日分	67,239	75,549	78,924	82,286
	人分	3,720	4,177	4,362	4,546
療養介護	人日分	340	340	340	340
	人分	332	340	340	340
短期入所(福祉型)	人日分	2,267	2,853	2,981	3,118
	人分	341	442	464	487
短期入所(医療型)	人日分	265	294	294	294
	人分	53	59	59	59
短期入所	人日分	2,532	3,147	3,275	3,412
	人分	394	501	523	546

市町村推計データ待ち
(12月)

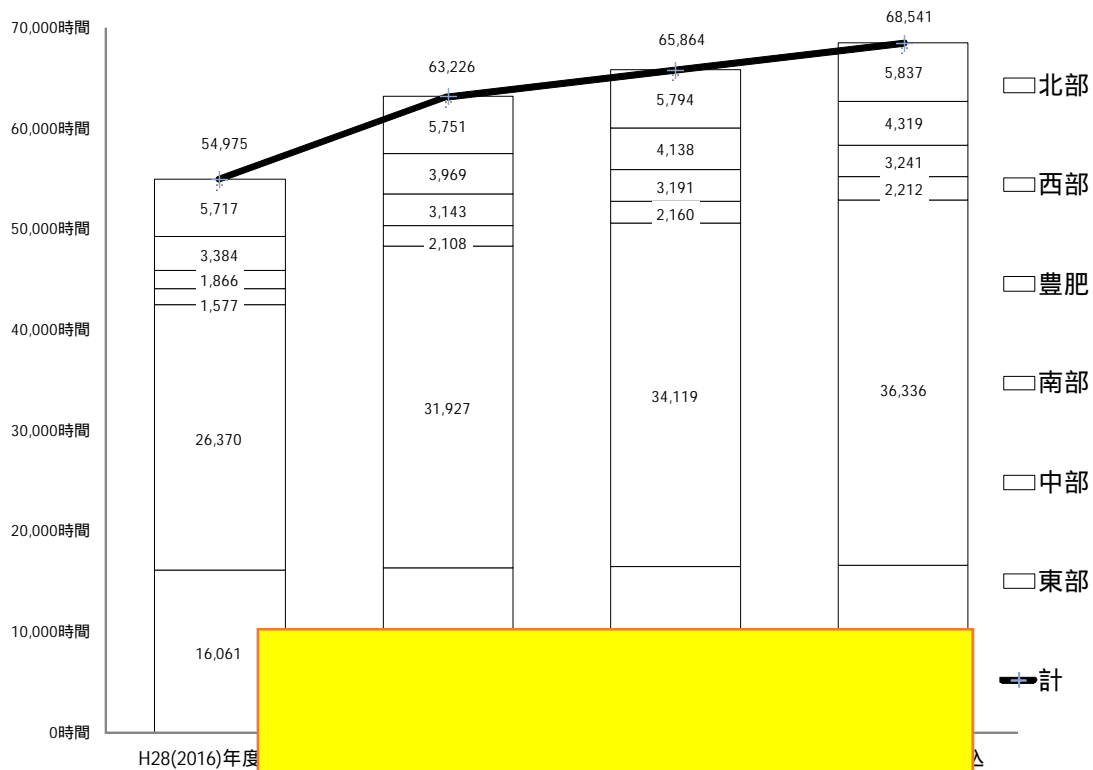
第5章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

人日分：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

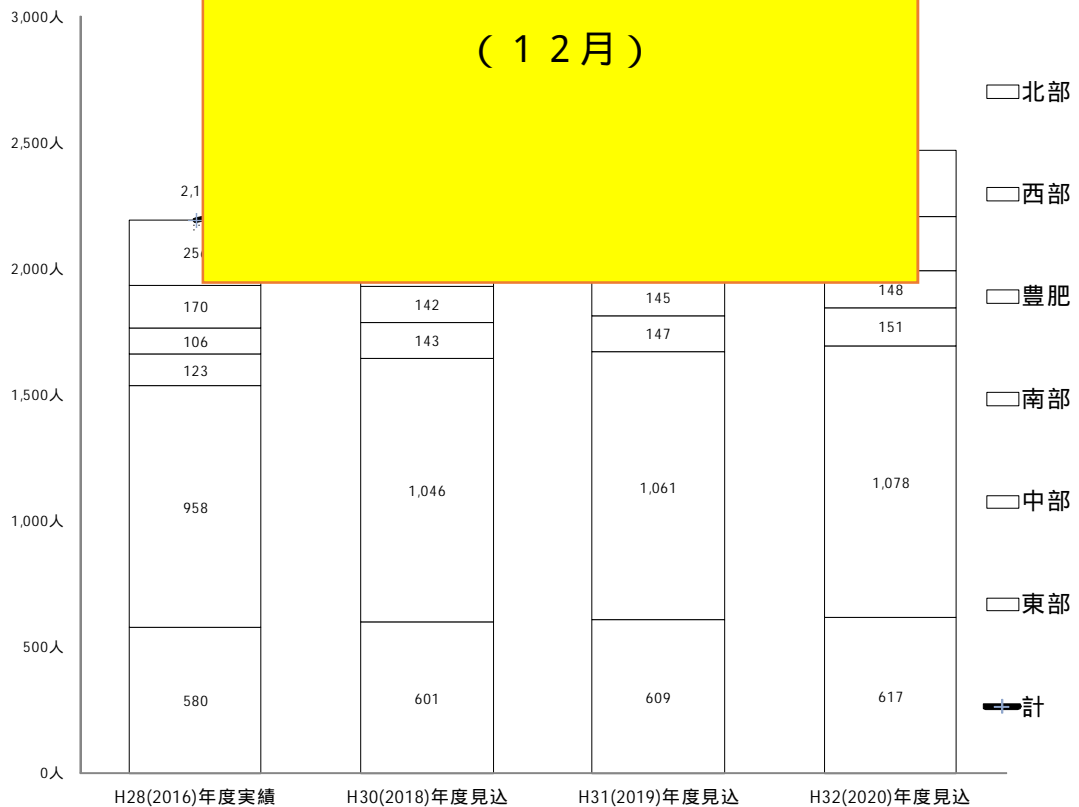
種 類		H28(2016)年度	H30(2018)年度	H31(2019)年度	2020年度
居住系サービス		実績	見込量		
共同生活援助	人分	1,588	1,731	1,792	1,860
施設入所支援	人分	1,948	1,896	1,889	1,876
相談支援		実績	見込量		
計画相談支援	人	1,660	1,797	1,850	1,904
地域移行支援	人	12	30	37	43
地域定着支援					
障害児通所支援					
児童発達支援	人				1
医療型児童発達支援	人				
放課後等デイサービス	人				8
	人分	1,284	1,640	1,775	1,899
保育所等訪問支援	人日分	35	86	89	91
	人分	35	81	83	84
居宅訪問型児童発達支援 (平成30年度サービス開始)	人日分		701	804	908
	人分		71	84	96

市町村推計データ待ち
(12月)

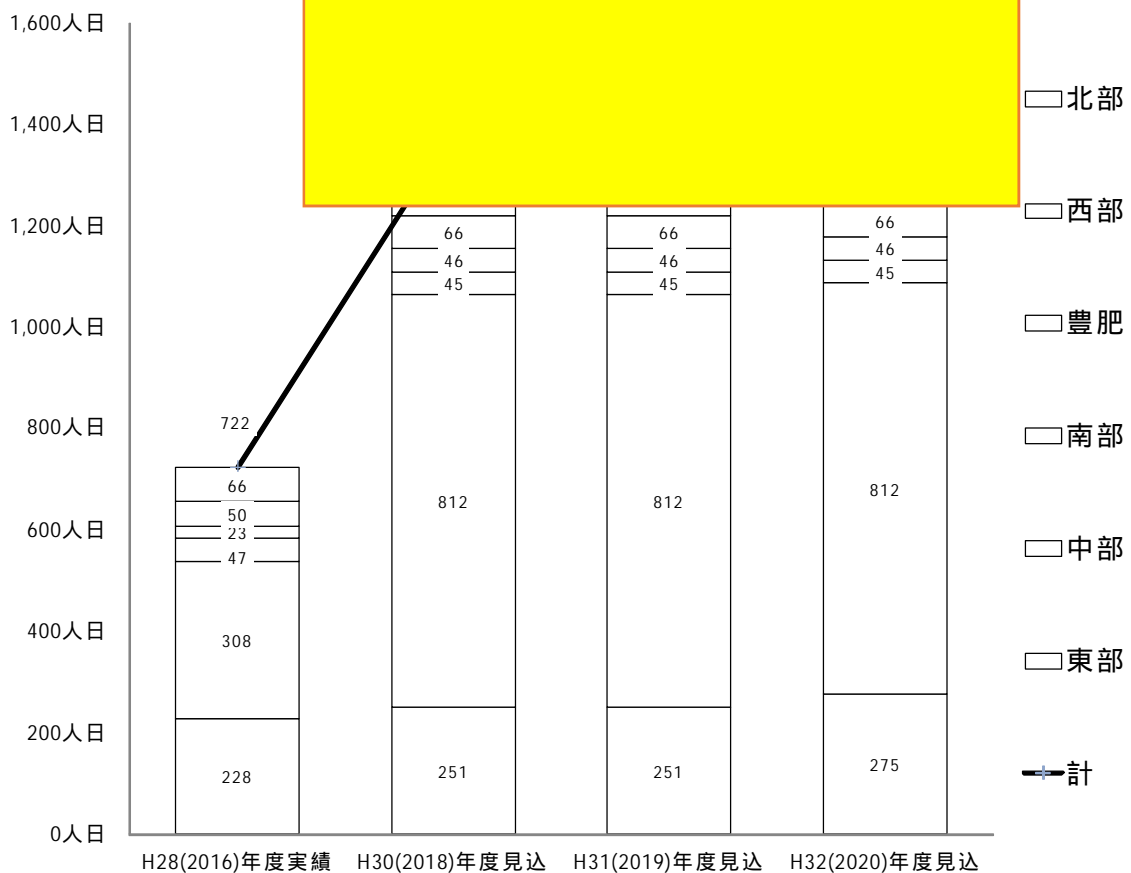
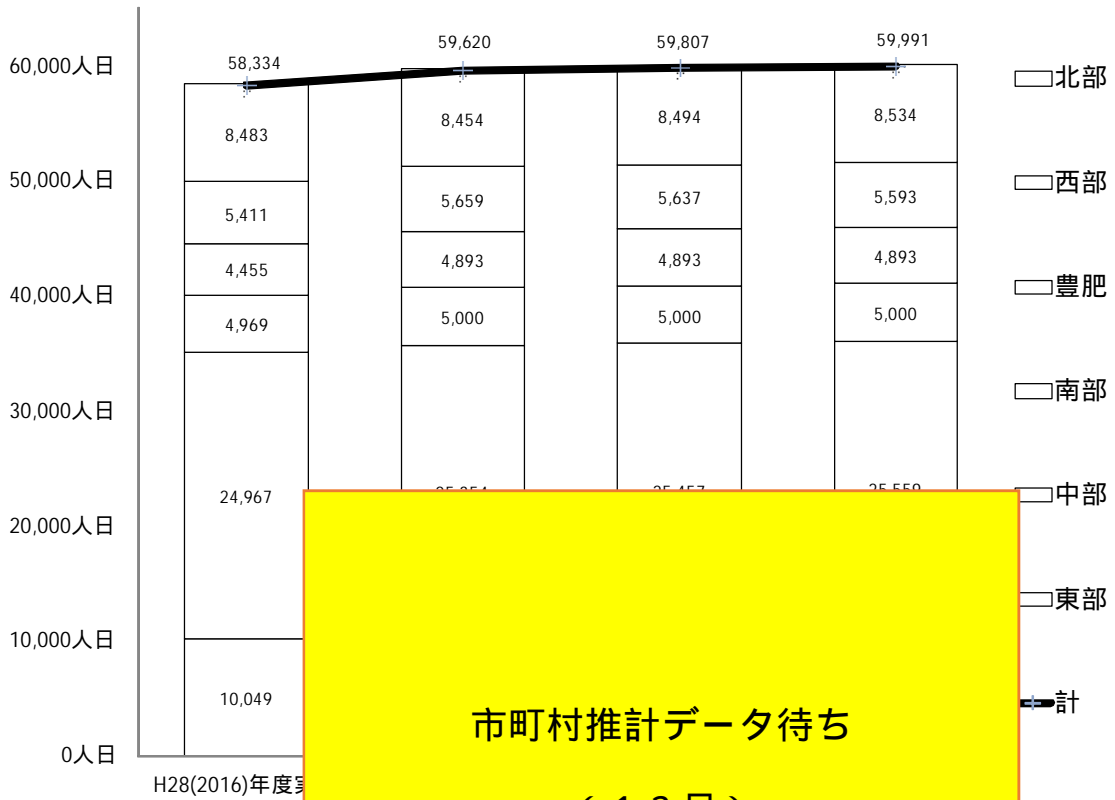
(2) 圏域別・サービス種類別・障がい福祉サービス見込量
訪問系サービス



市町村推計データ待ち
(12月)



日中活動系サービス



生活介護

人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

第5章 地域生活支援事業等及び障害福祉サービス量の見込み

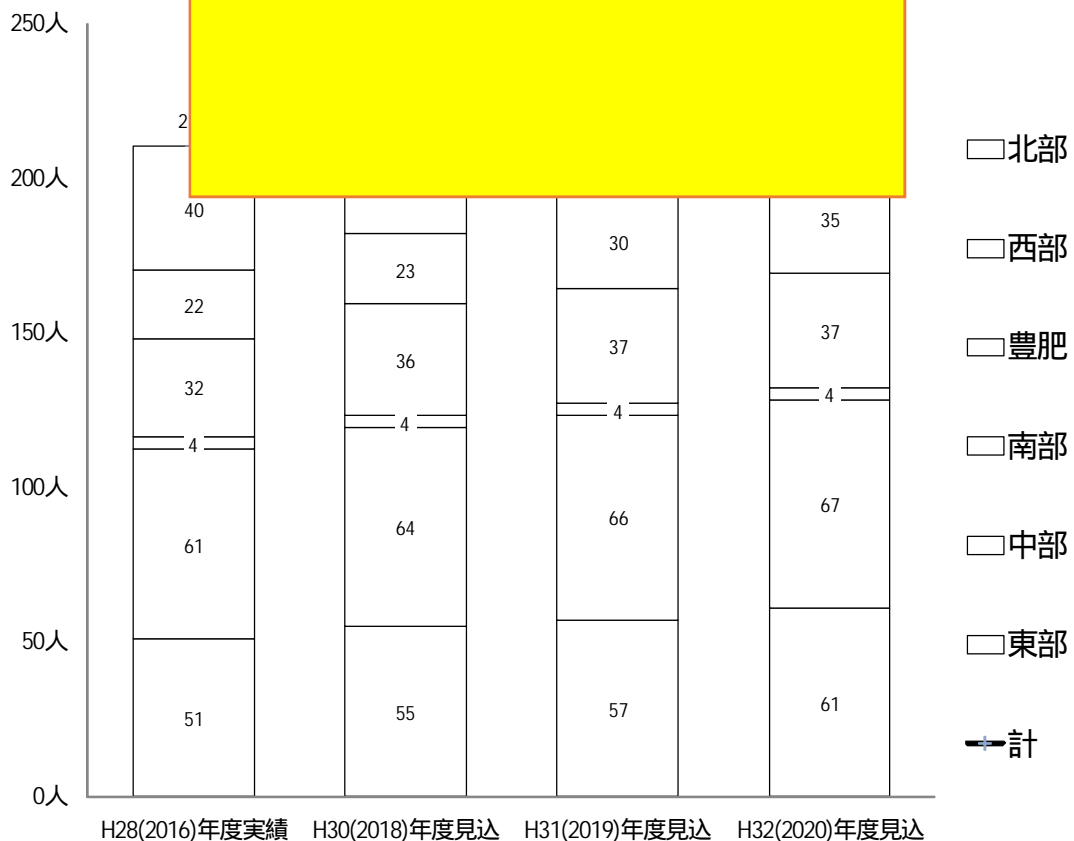
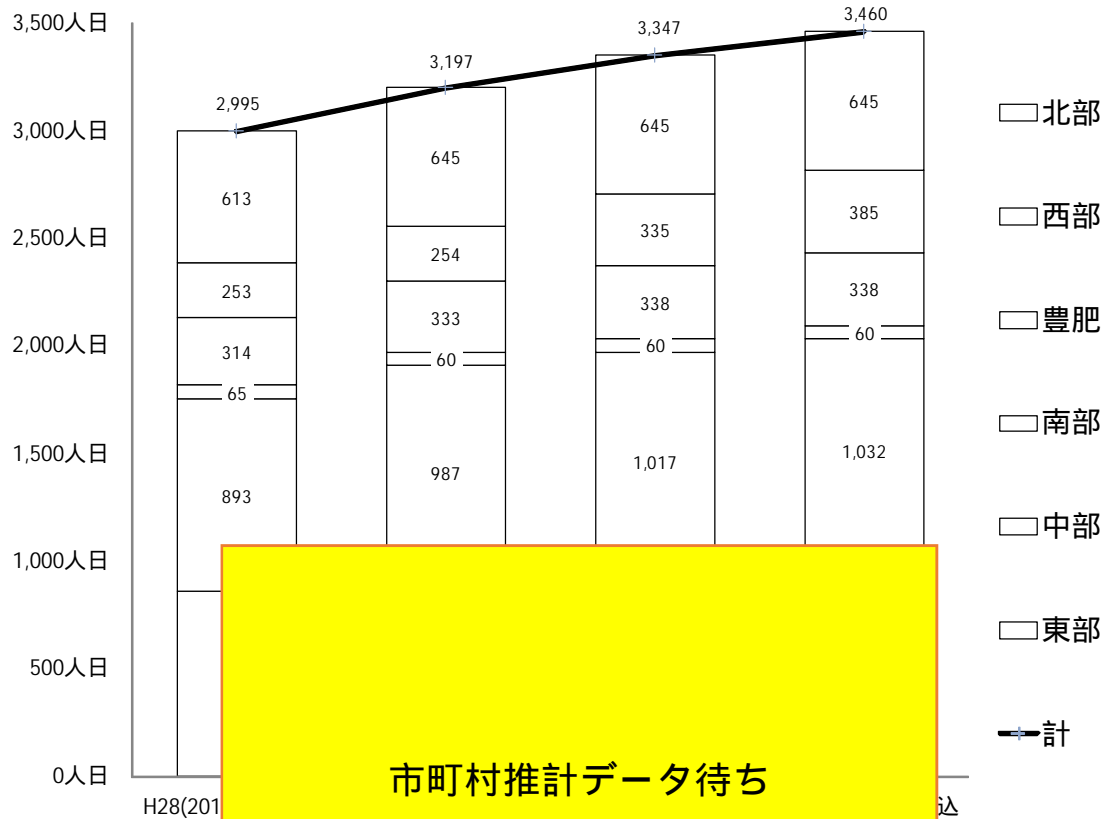
自立訓練（機能訓練）

人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



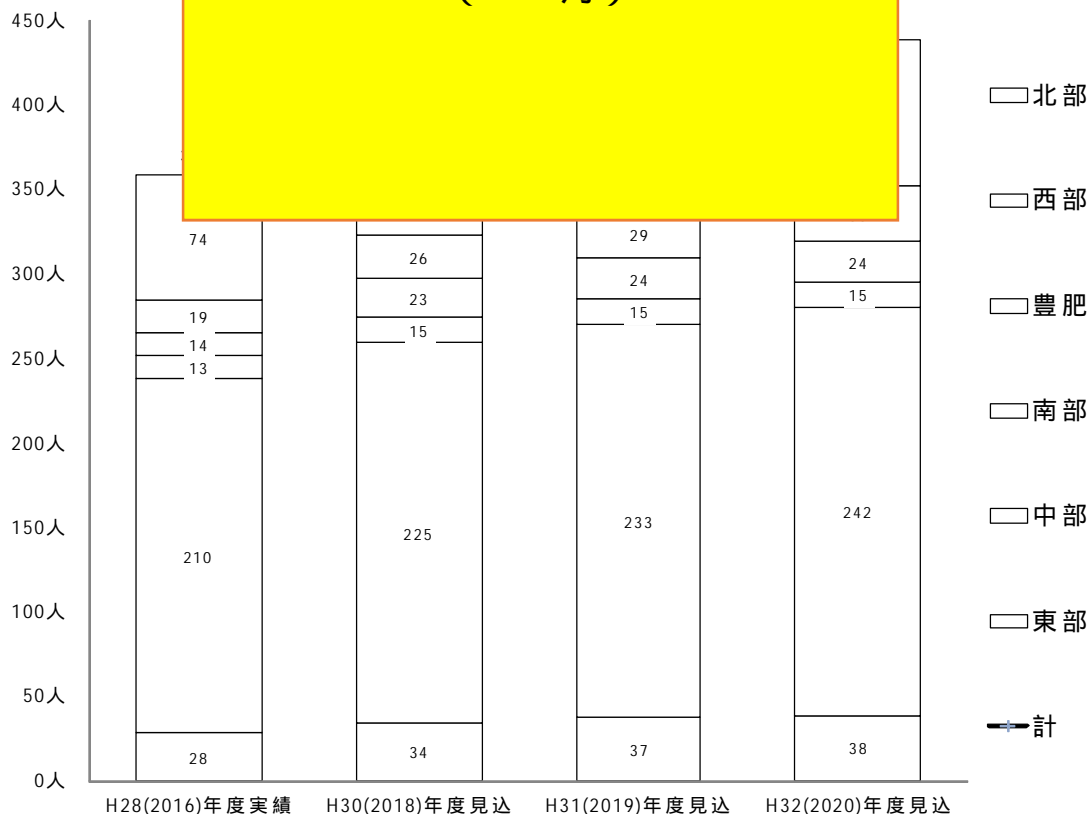
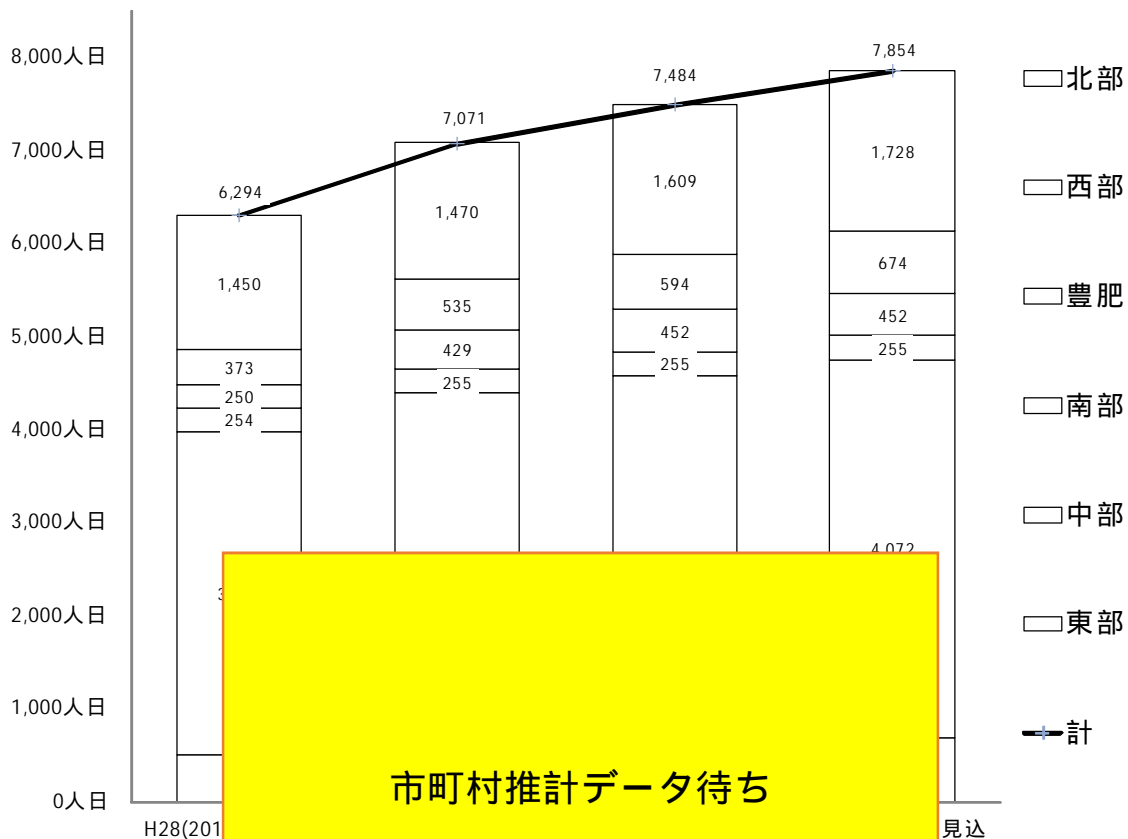
自立訓練（生活訓練）

人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



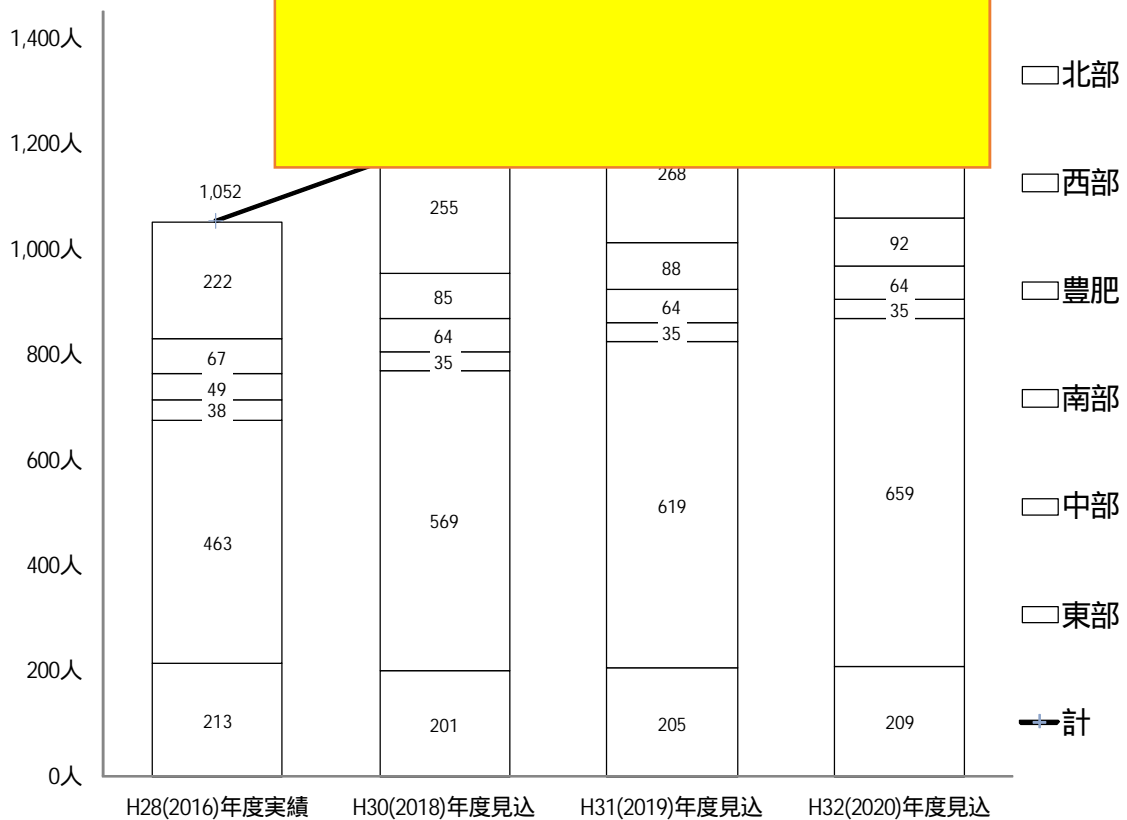
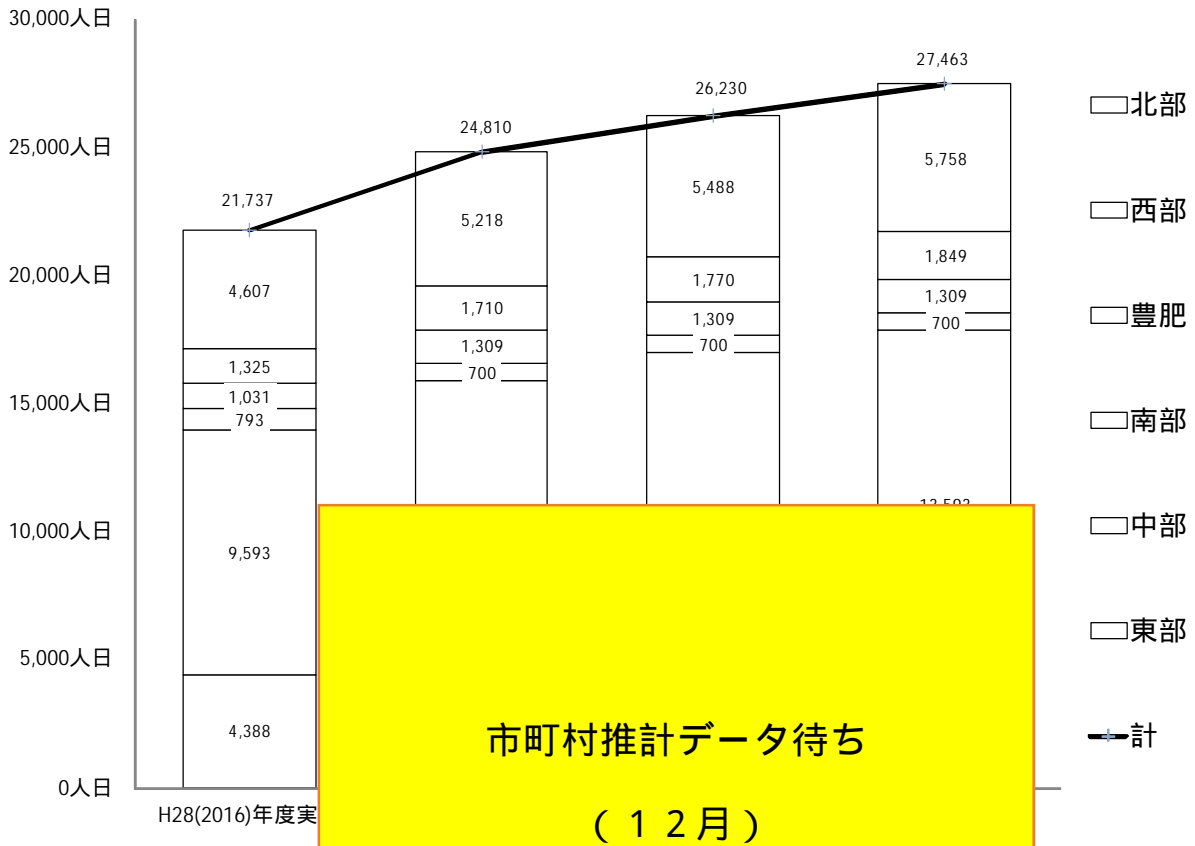
就労移行支援

人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



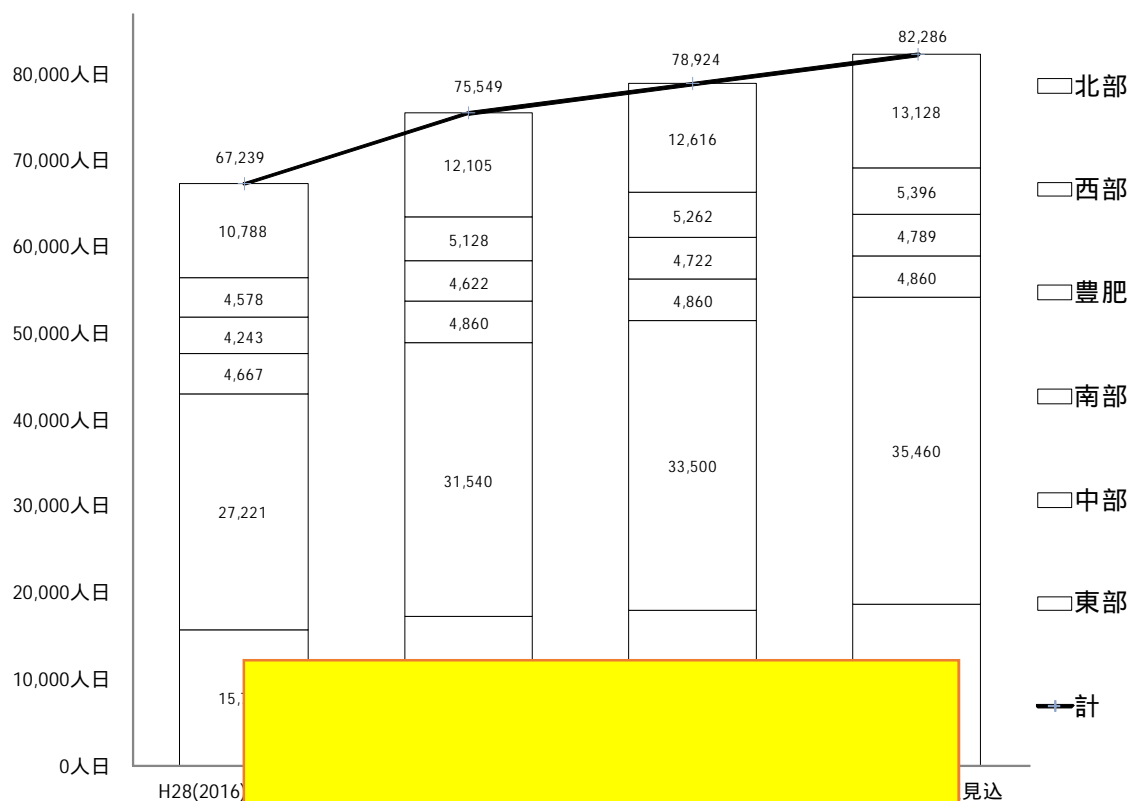
就労継続支援（A型）

人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

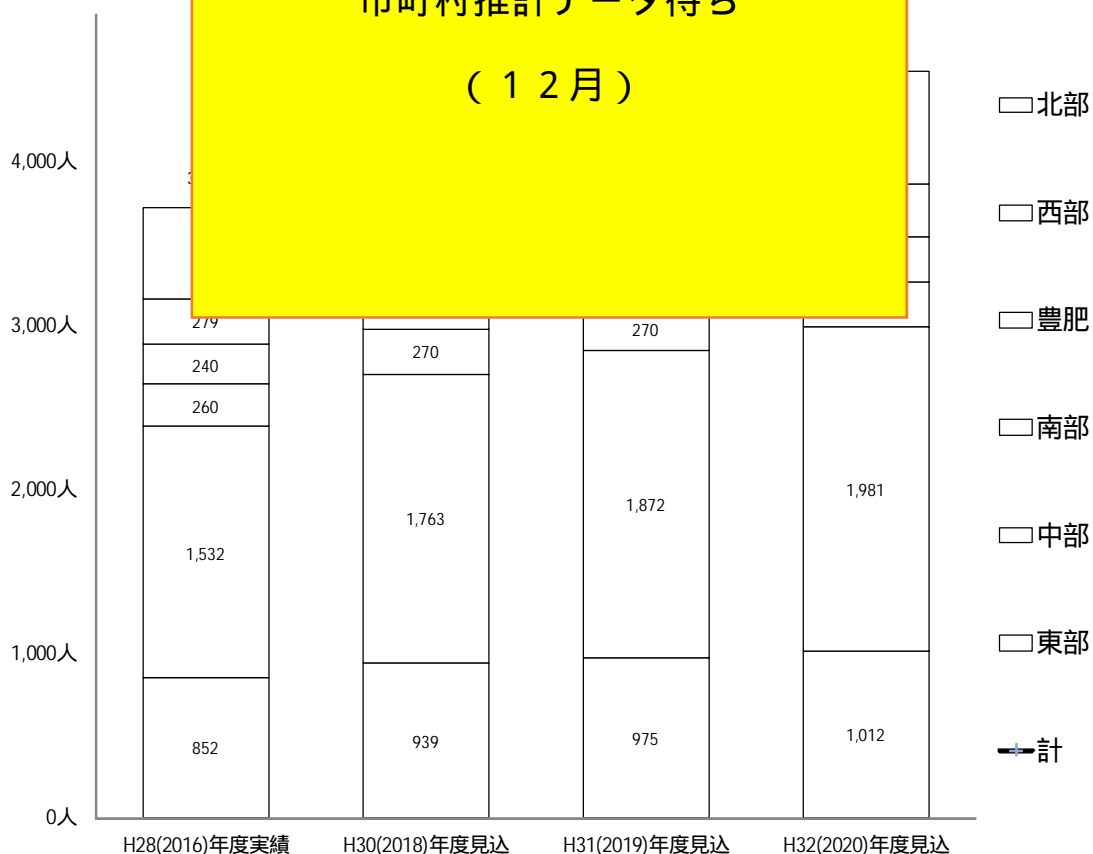


就労継続支援（B型）

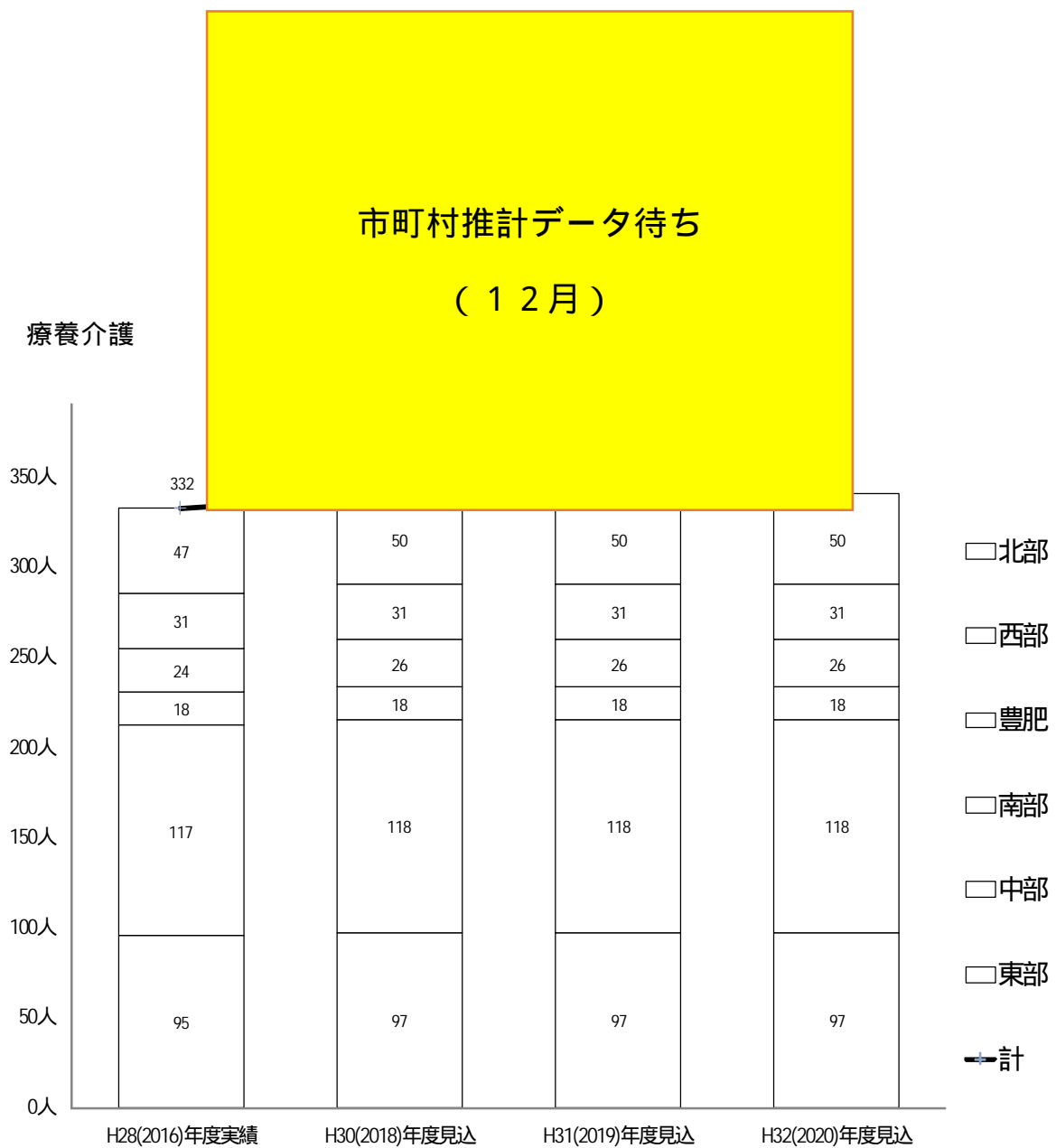
人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



市町村推計データ待ち
(12月)

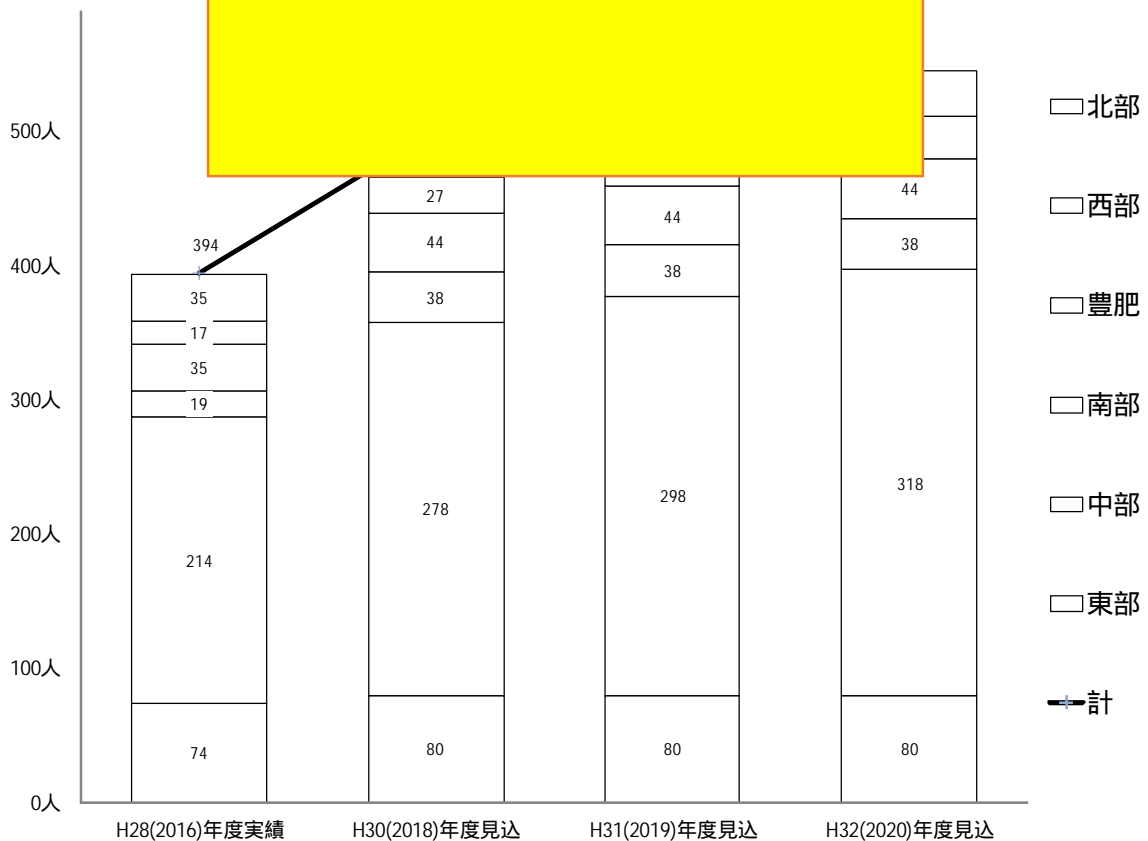
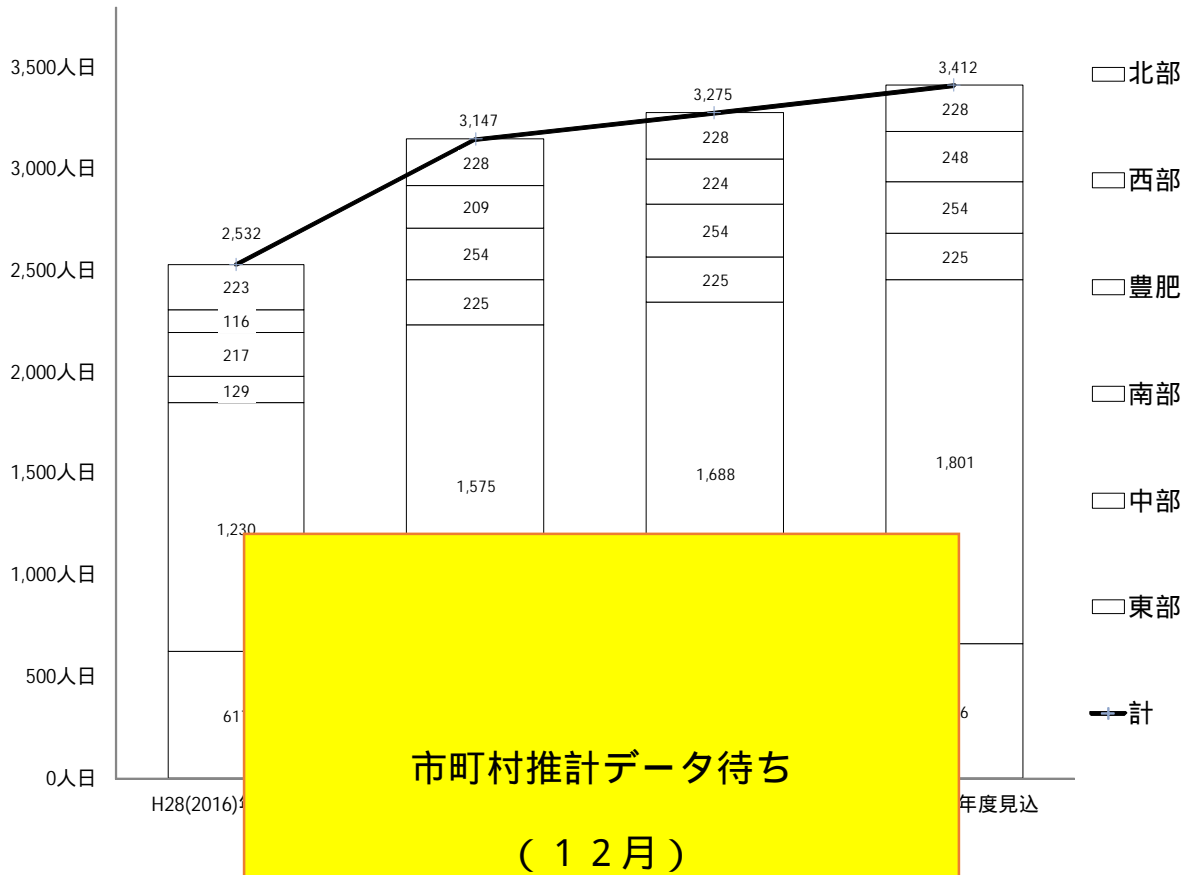


就労定着支援



短期入所（福祉型＋医療型）

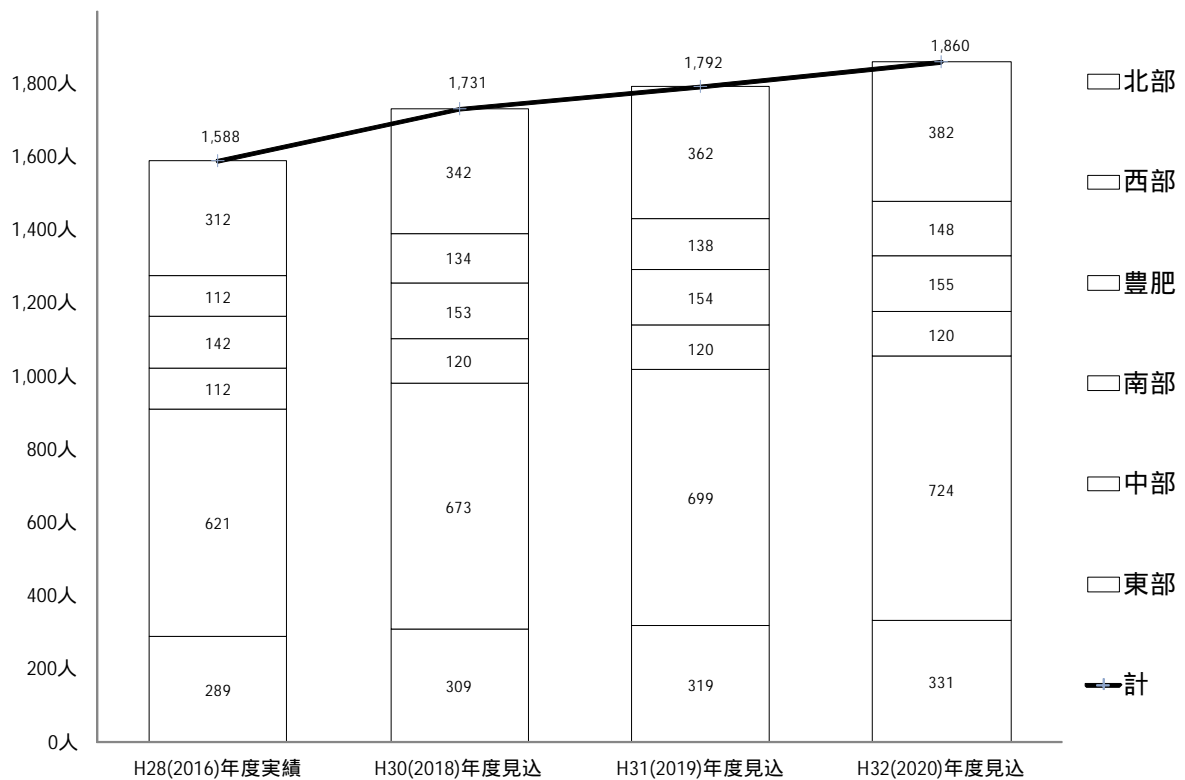
人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



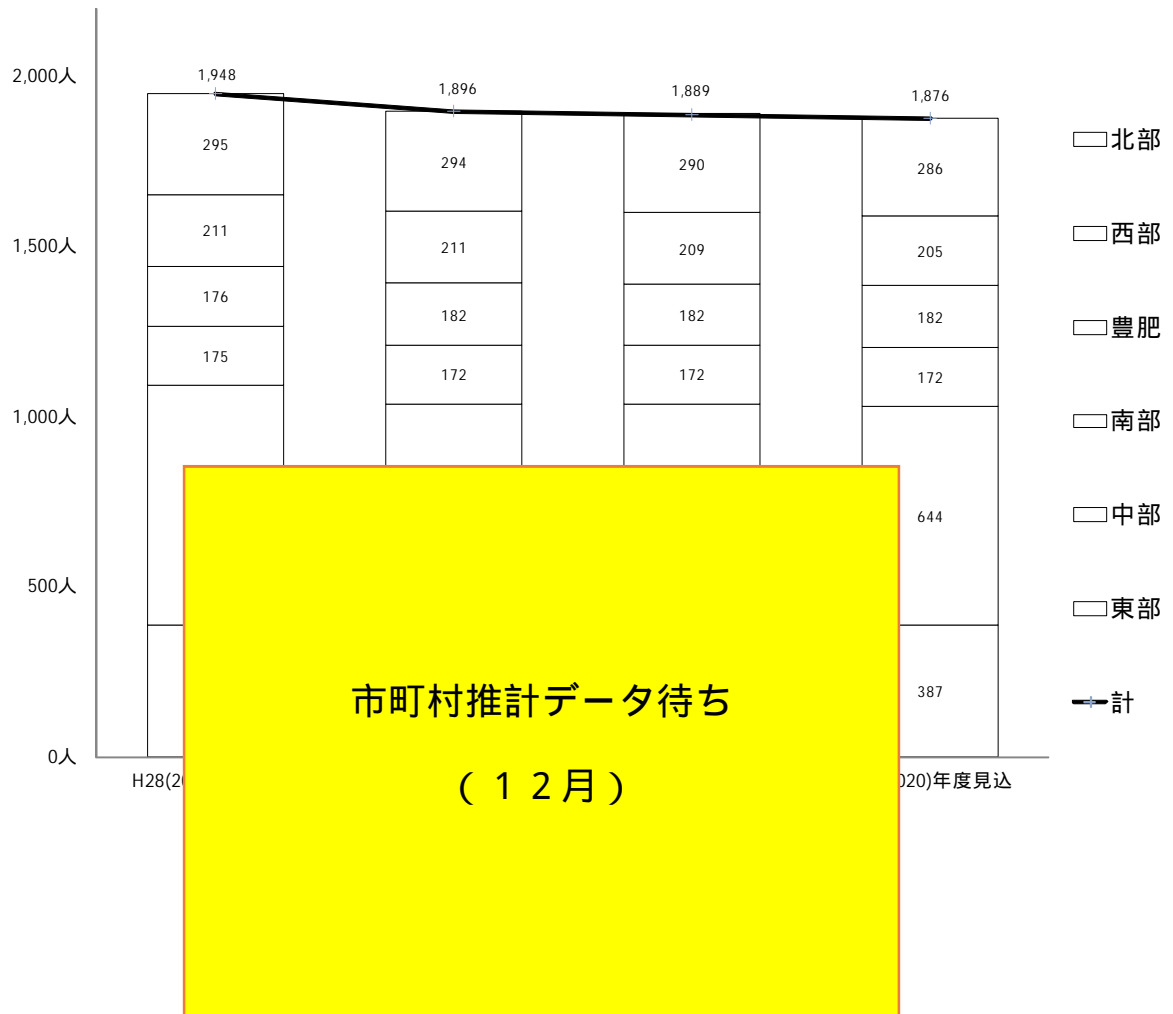
居住支援・施設系サービス
自立生活援助

市町村推計データ待ち
(12月)

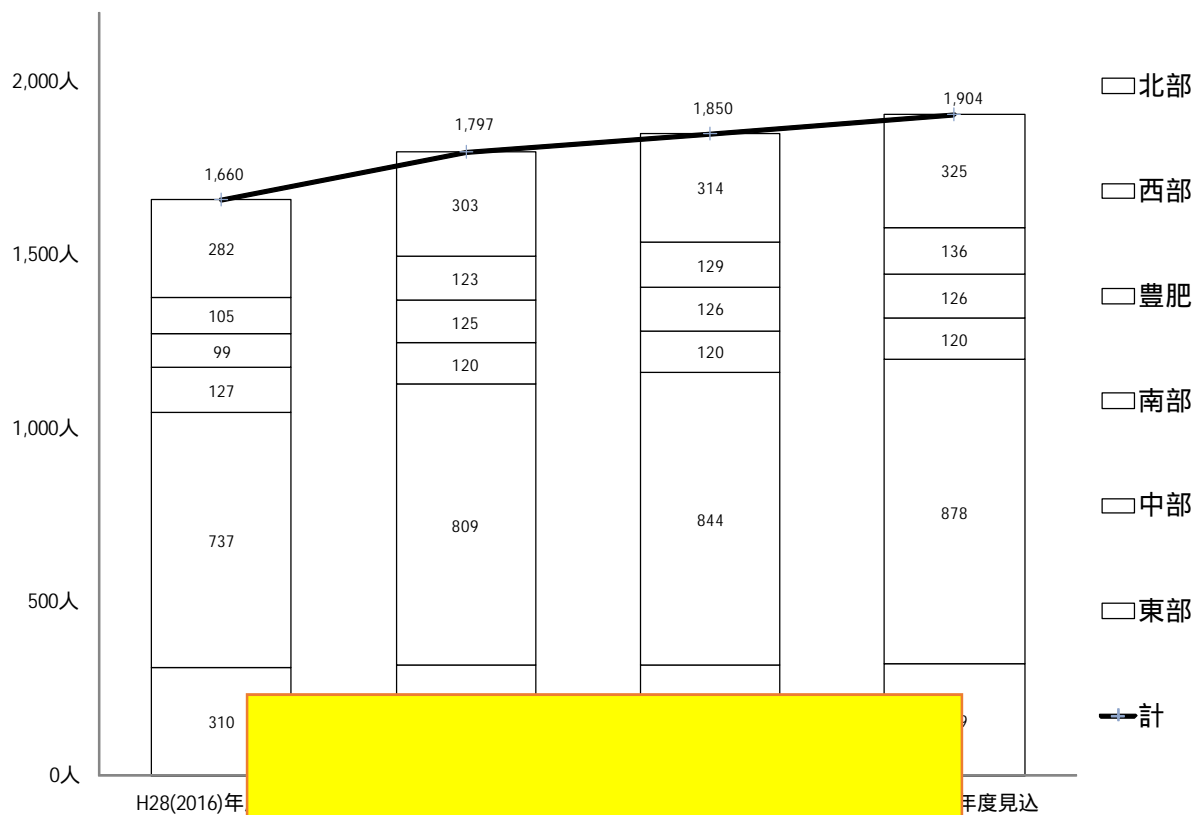
共同生活援助



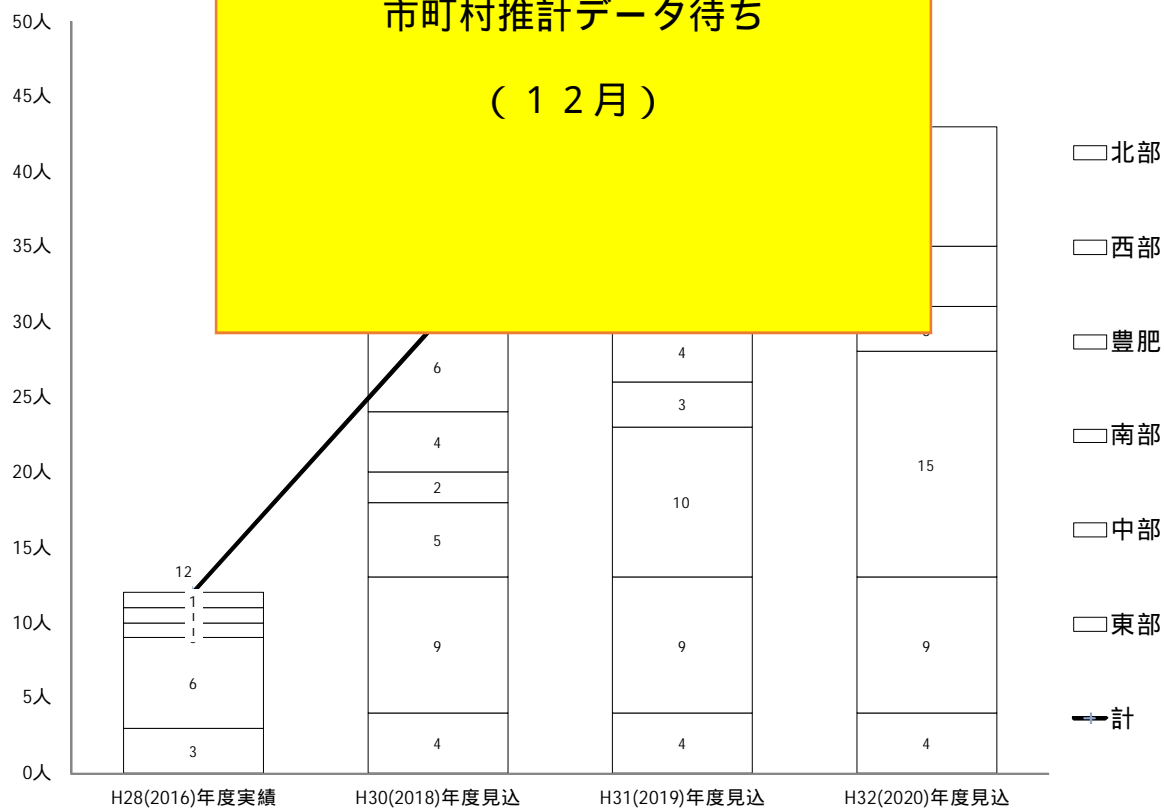
施設入所支援



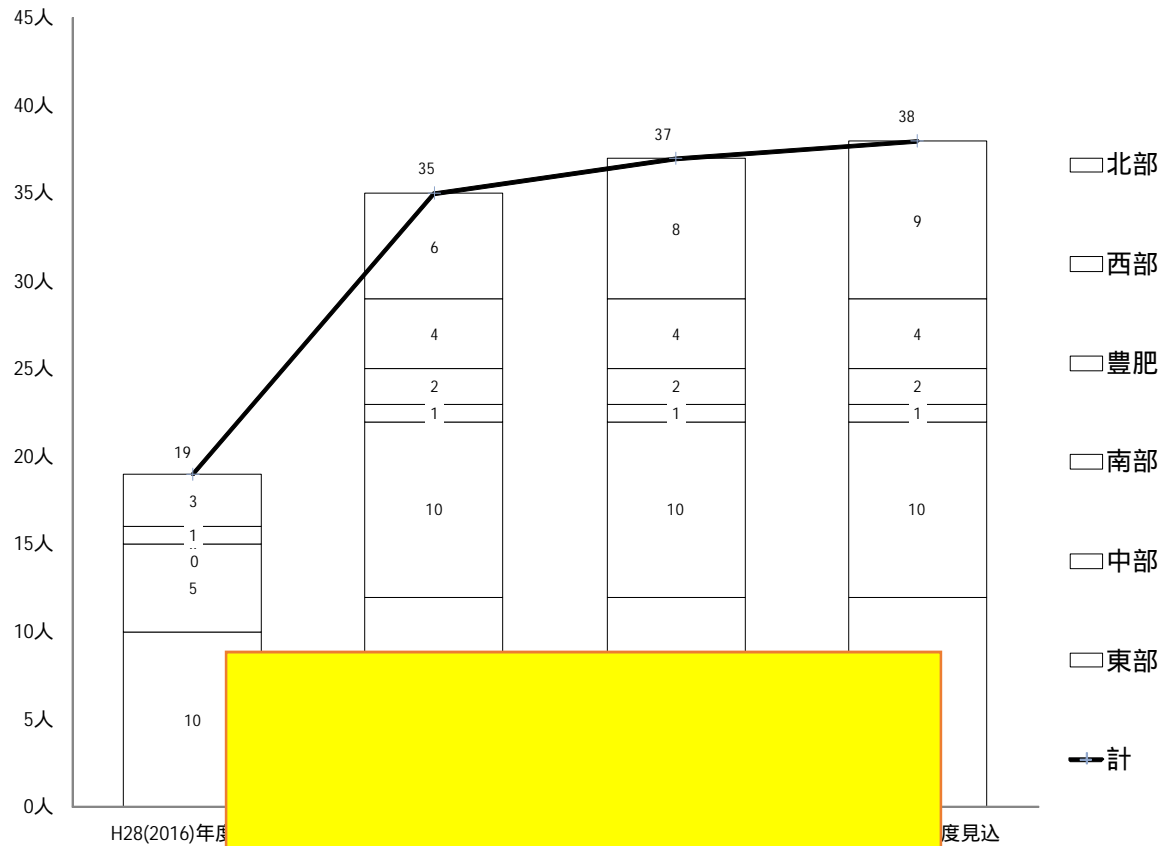
相談支援
計画相談支援



地域移行支援



地域定着支援

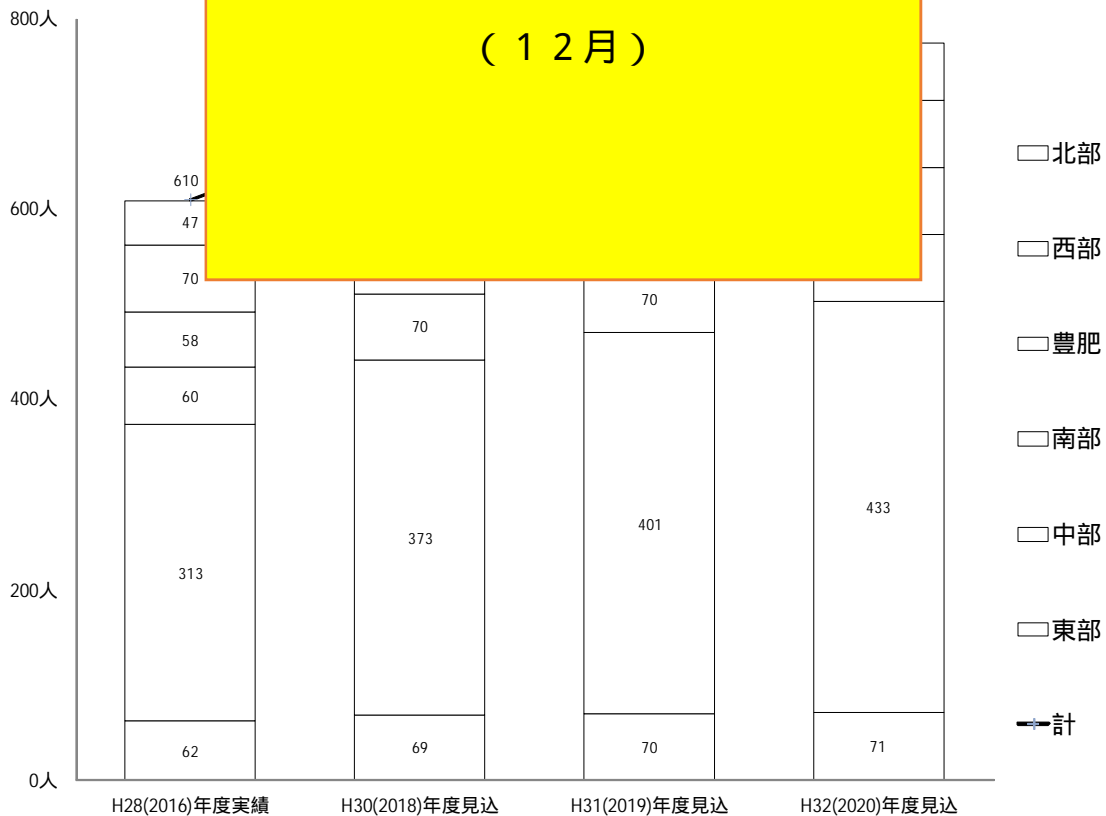
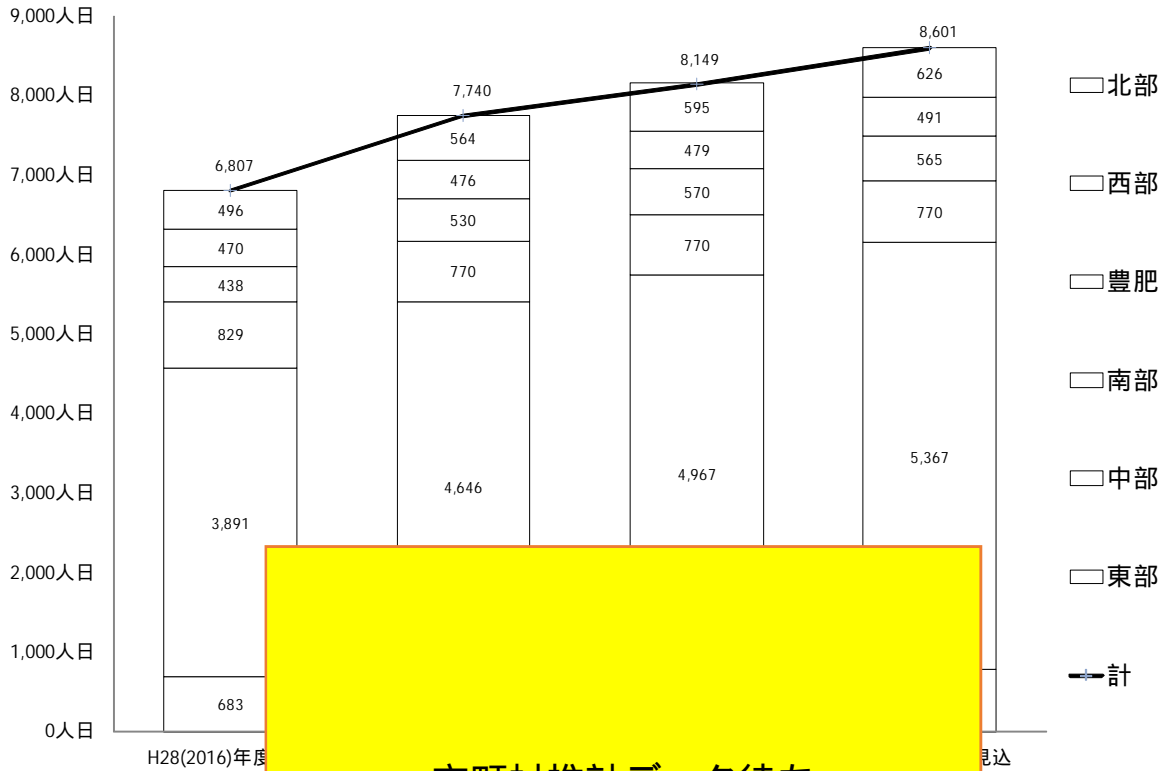


市町村推計データ待ち
(12月)

障害児通所支援

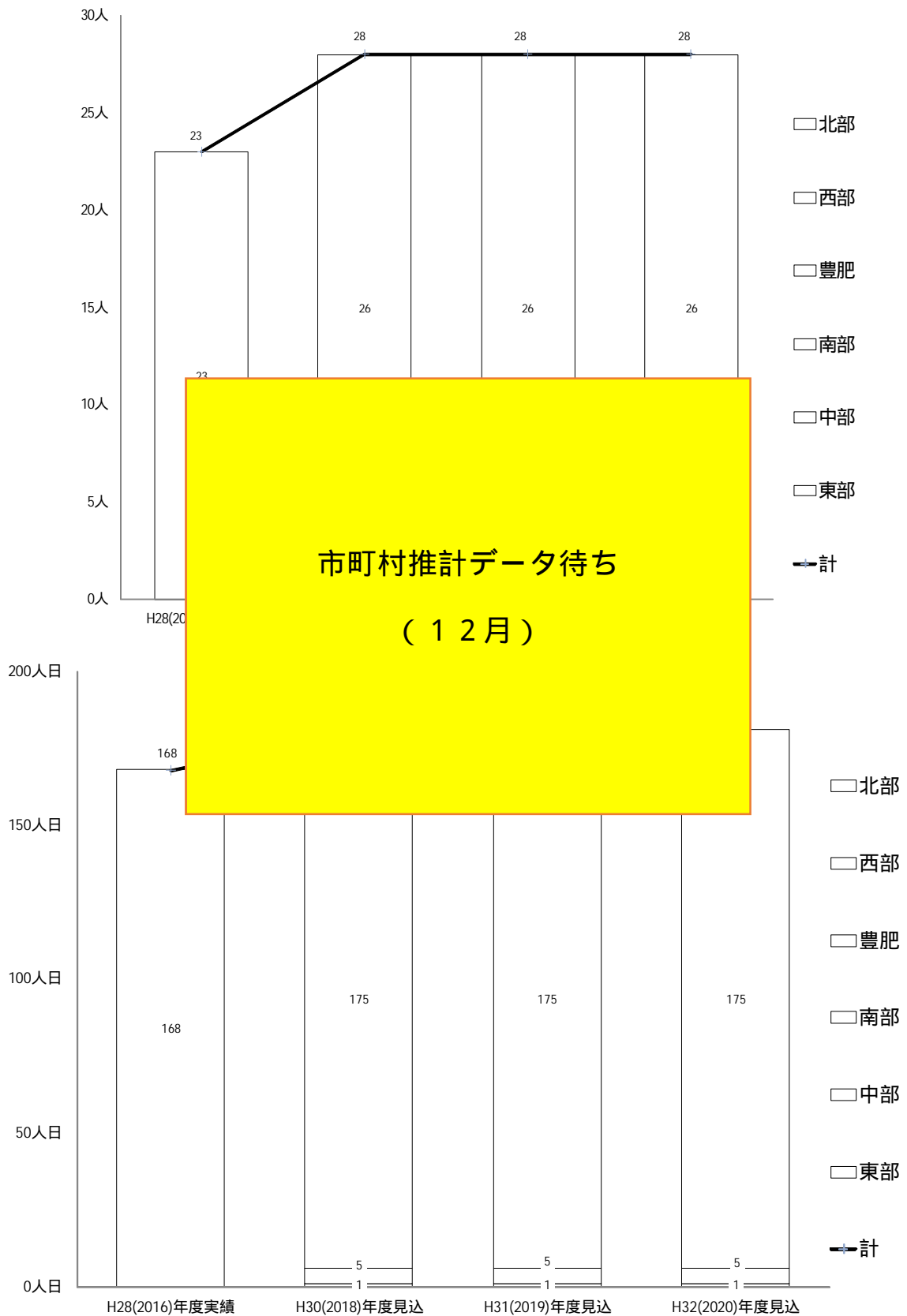
人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

児童発達支援



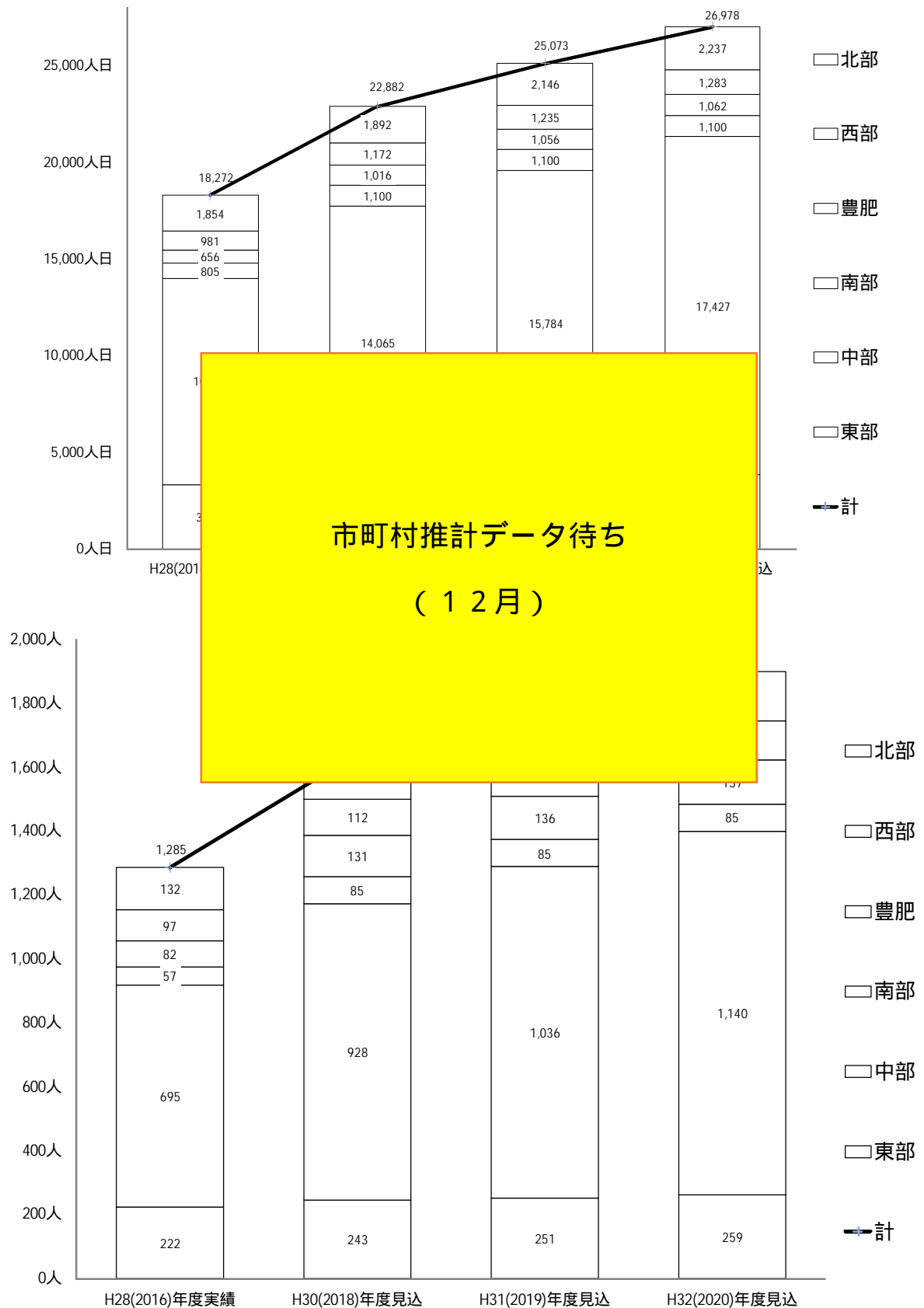
医療型発達支援

人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



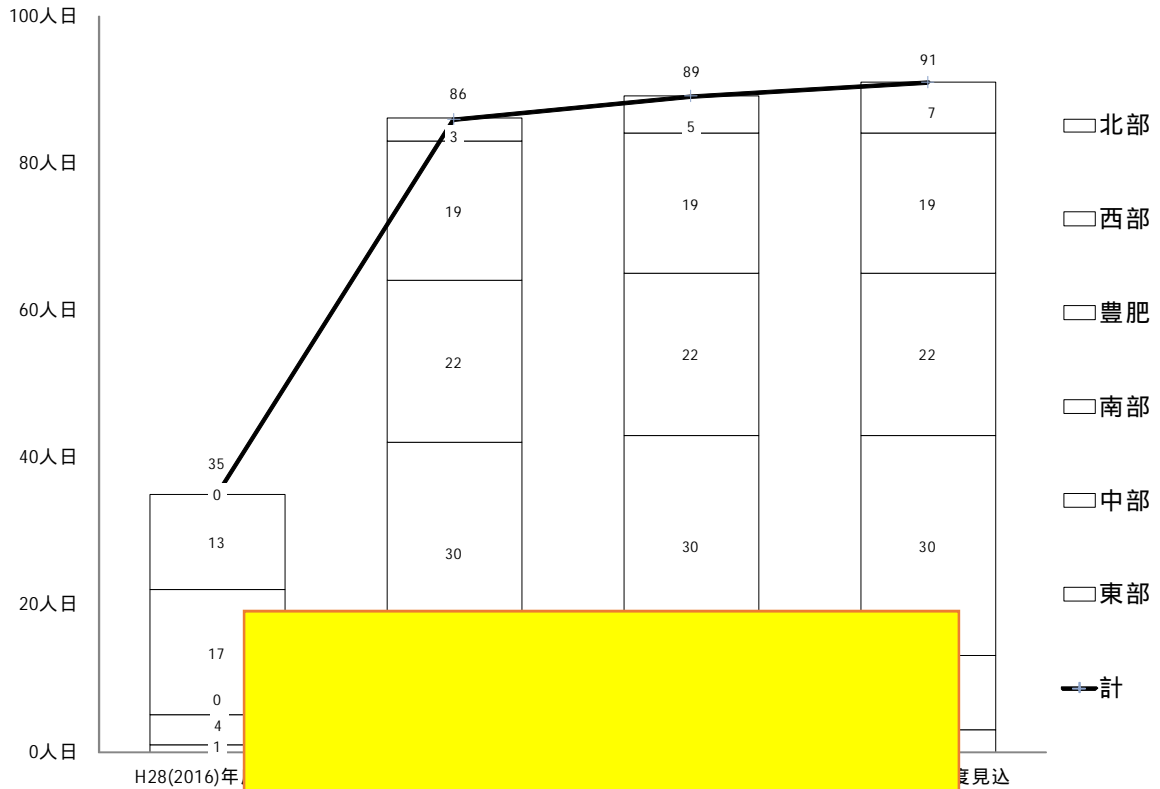
放課後等デイサービス

人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

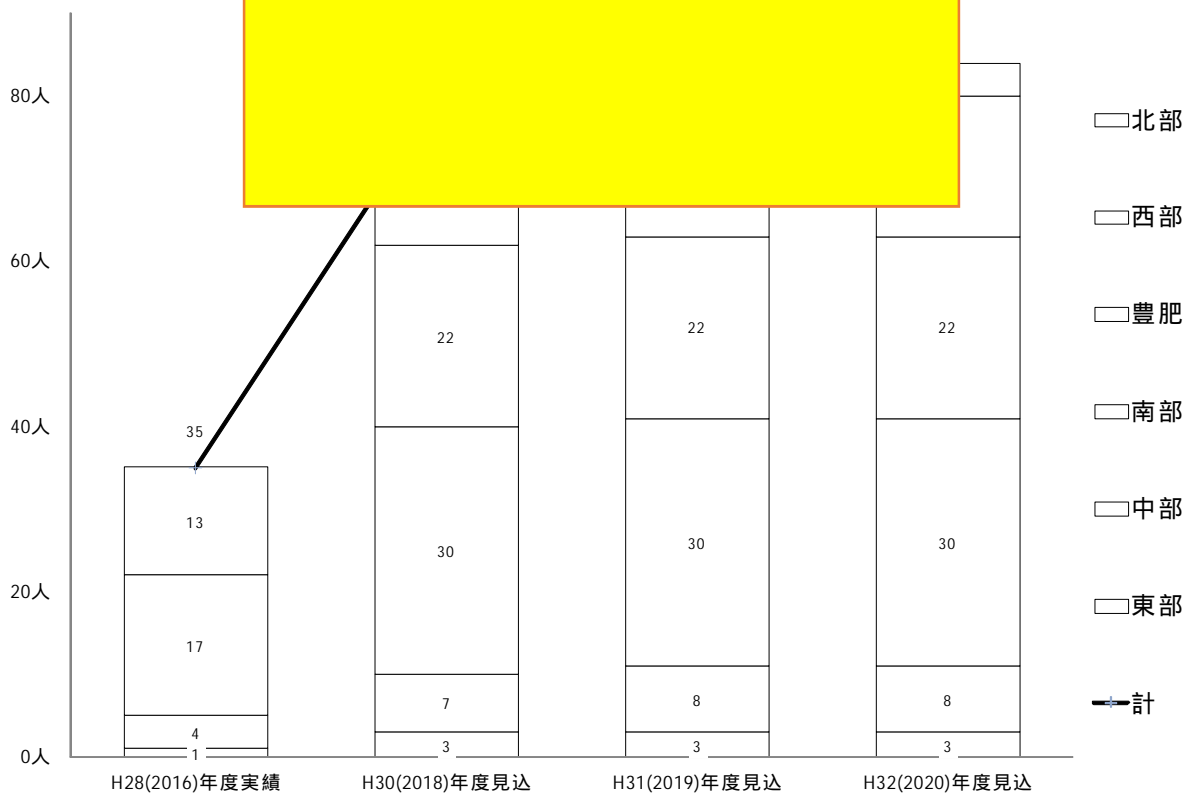


保育所等訪問支援

人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数

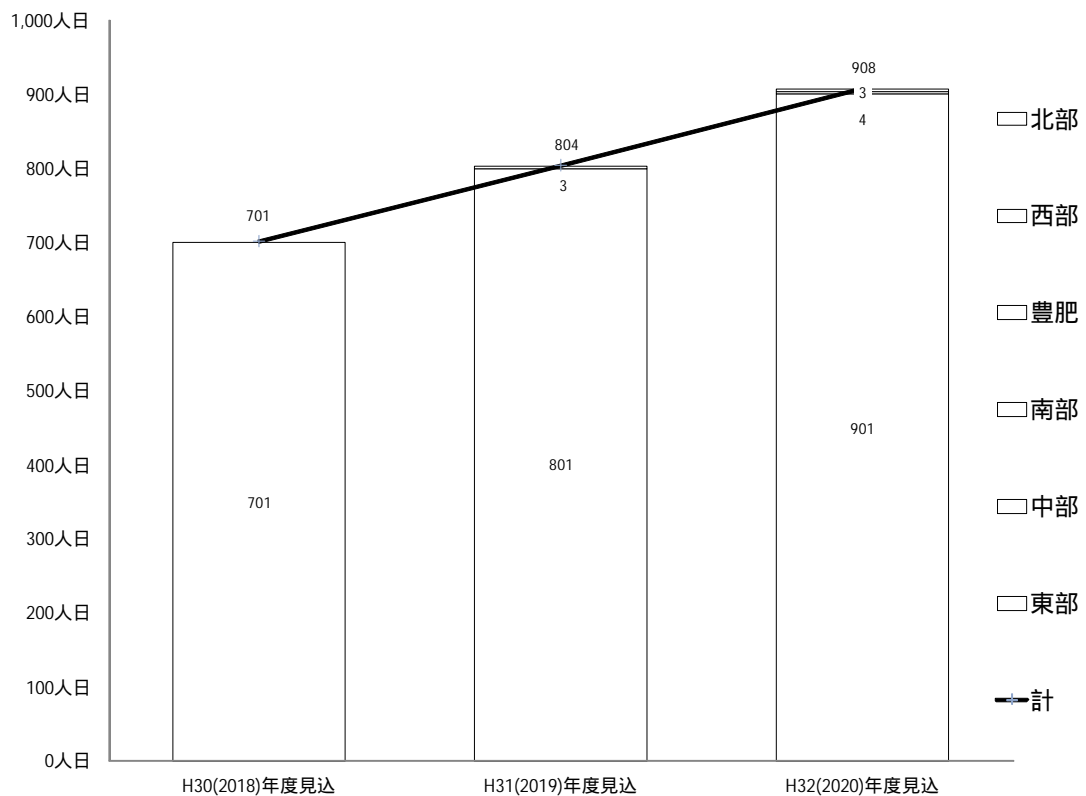
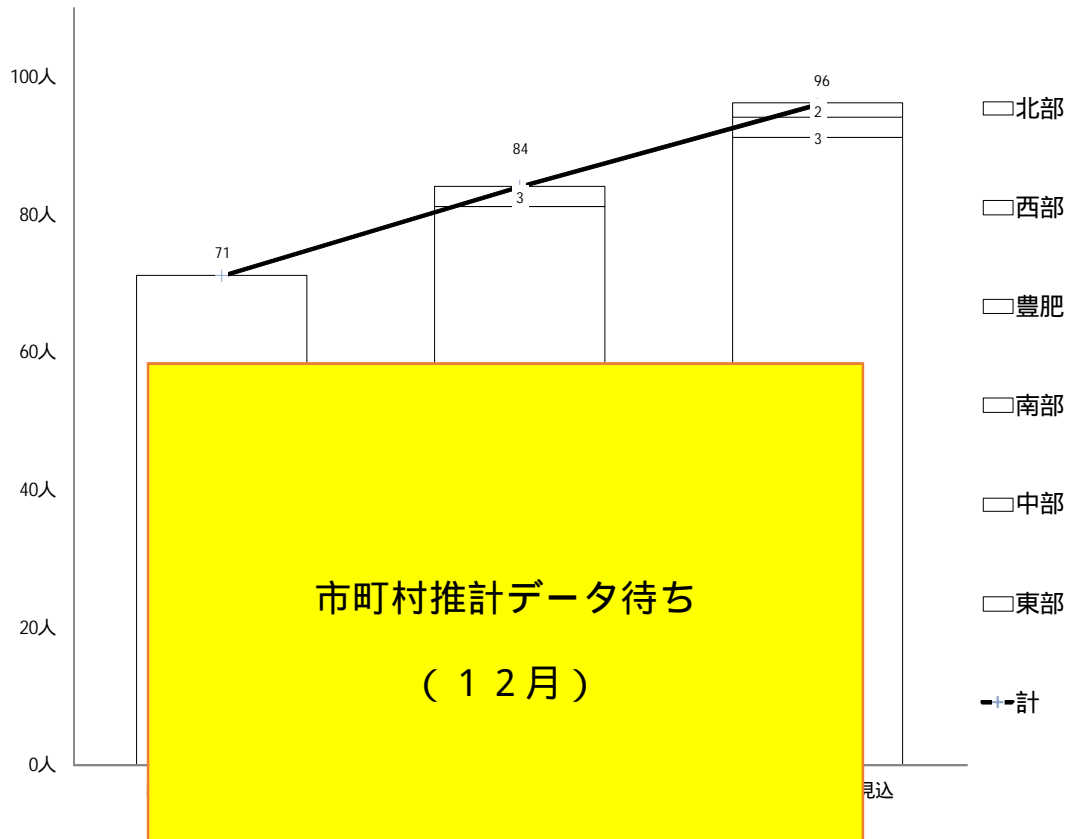


市町村推計データ待ち
(12月)



居宅訪問型児童発達支援

人日：1か月当たりの利用人数×平均利用日数



障害児相談支援
障害児発達支援

市町村推計データ待ち
(12月)